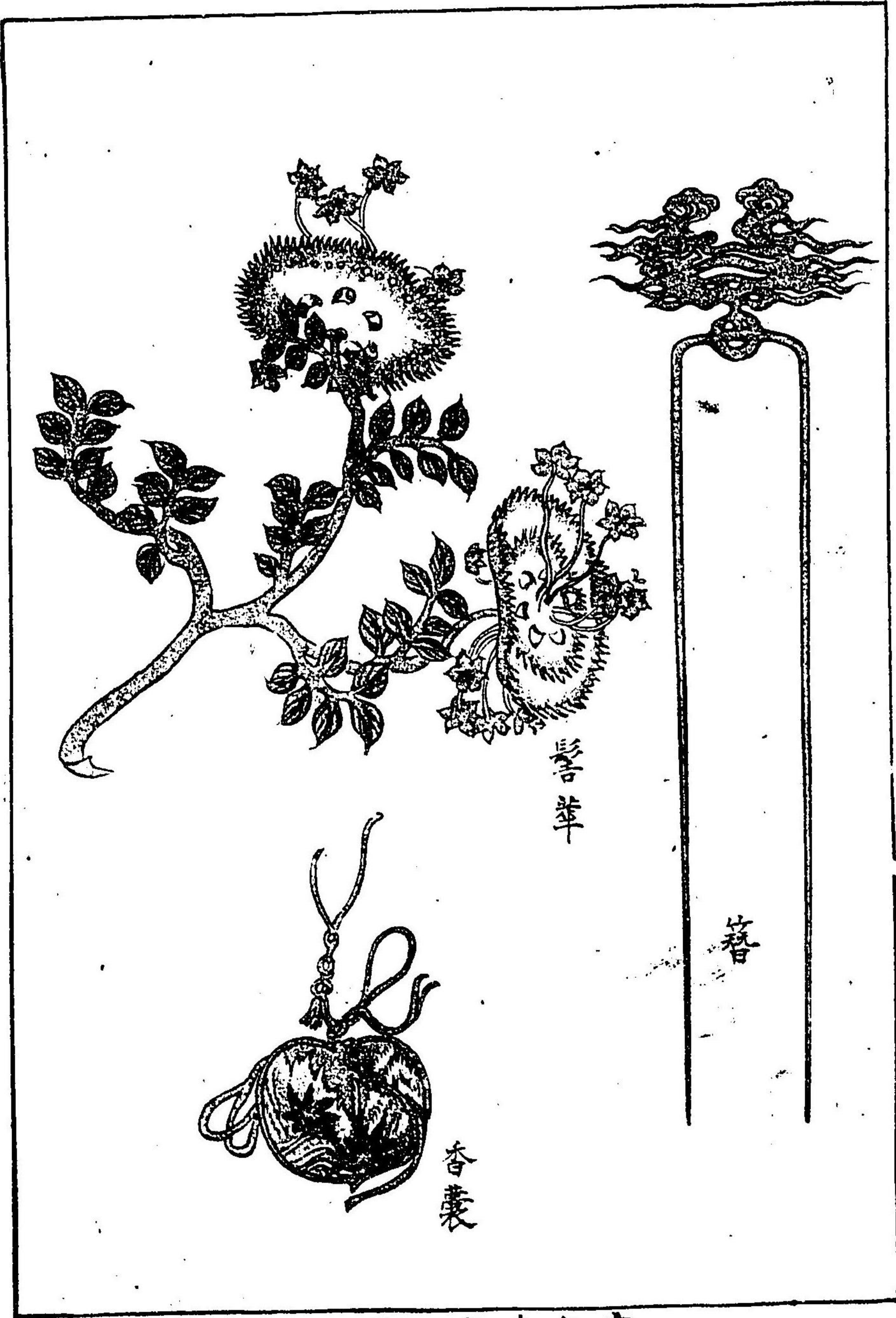


女どもに悉く髪を結ばしめらる。されど風俗の由來するところなか／＼に改まり難かりし故にや、朱鳥元年に令して婦女の髪を脊に垂るゝことを故の如くならしめられき。その後慶雲二年に復た詔ありて、天下の婦女の神部、齋宮、官人及び老嫗にあらざる限りは皆結髪せよと令せられしかど、此令も遂に普ねく行はれざりきと見えて、平安時代に至りてはすべて皆垂髪の風に移れり。

笠は多く菅の類を以て製す。また高位貴人の飾具に蓋あり、錦を以て覆ひ總を垂る。其色位階に従うて別あり。鏡は太古既にこれありき。

序に當時の敬禮に就いて一言せん。推古天皇の朝、始めて冠位の制を定められし翌年(十二年)に宮門出入の禮をも定めらる。其制宮門を出入するものは兩手を地に付け、兩脚は跪づき、匍匐して榻を越え、終ればまた立ちて行くなり。天武天皇の十年に從來の跪禮、匍匐禮を改めて更に難波朝廷の立禮を用ひらる。難波朝廷とは即ち孝德帝の朝にして、蓋し推古帝の朝に跪禮、匍匐禮を起されしを孝德帝の世に立禮とし、その後何時か推古帝の世の禮に復されしを、天武帝の朝に復た立禮に改められたるなるべし。慶雲元年宮闕に於て五位以上の座に榻を設く、これ立禮の式を用ひ、膝を屈して坐することなければなり。床も板敷なりしこと是にて明らかなり。また拍手の禮あり、これ神前に於て爲すのみならず、高貴の前に進んで拜謁するとき、退出するとき、又は祝賀の意を表する時は、手を拍つ。魏志倭人傳に見、大人所敬、但搏手以當跪拜とせるはこれをおなり。この風



寧樂時代の飾品

平安時代に至りても盛に行はれしが、後世にはたゞ神佛を拜する時にのみ行はれたり。また魏志倭人傳に、

下戸與大人相逢道路遂巡入拜傳辭說事或躡或跪兩手據地爲之恭敬。

としるせるは、太古致敬の禮或は然らん。大寶の制には行路巷街にて賤は貴に避け、少は老に避け、輕は重に避くることゝす。また官人の元日の外に敬禮を致すことあれば、四位は一位を拜し、五位は三位を拜し、六位は四位を拜し、七位は五位を拜す。其以下は私禮に隨はしむ。郡司の本國司に遇ふときは皆馬より下る。唯五位は同位以上のものにあらざれば爾せずと定めたり。

第三節 飲 食

當時佛教を信する念篤かりければ、其後も屢々肉食屠殺漁獵の禁あり。天武天皇は漁獵者の檻穿を造り機槍を施すを禁じたまひ、四月朔より九月晦に至るまで籠を置くことを止め、且つ牛馬鶏猿の肉を食ふことを禁せられ、聖武天皇は殊に其禁令を申ねたまひ、稱徳天皇も鷹狗鴉を養ひて佃獵をなすを禁じ、諸國より魚肉蒜を進つることを停めらる。されど梁肉を嗜まざるもの何れの世にかはあらむ。僧侶さへ戒律を犯して肉を食ふもの多ければ、諸國に於て禽鳥猪鹿を獵殺し法を造り屠戮を行ふこと絶えず。殺生禁斷の令もたゞ一時のことにて久しく遵守したりとしも思はれず。

飯は米を蒸して食ふ、また屢々糲を用ふ。大寶の制、兵士は一人毎に糲六斗、今の二斗四升

第一節 婚姻

出産に就きては、更めて述べべきとなし、但し此期の末、光仁天皇の寶龜六年十月、帝の生れたまひし日を以て、天長節となし、大いに群臣に宴を賜ひき、これ天長節の始めなり。』冠位の制を定められしにより、年長じぬれば元服加冠を爲す風習の生じたることは、前に述べ來れるところに因つて自ら明らかなるべし。婚姻の風俗も從來と大いに異なるを見ず、漢學の流行するに及び、漢土の儒道に従うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりと雖も、男女の道は情の起る所、意を以て制するに難し、種々の制令も徒らに繁文縟令の觀を呈し、貴賤ともに父母の許しを得ずして、私に情を通じ、隣保の眼を偷みて密に契を結ぶもの少からず、僧尼さへ情人を設けて不義の快樂を食ぼるもの往々にこれありき。さて夫の妻の家へ通ふこと、また正妻と定めたるものは、已の家にひかへ、別にその爲めに妻屋を建てこれに住ましむることも、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、近時土佐國の一村に微賤者とても妻を娶らむとせば、夫妻宿り得るほどの家を構へ、新婦を其處に率ひ往きて寐ることあるは、此遺風なるべし。また後世新たに迎へたる妻を新造といふも、その爲めに新たに室を建て、與ふる故の名なるべしといふ。また女は漫りに已の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めてこれに其姓名を明かし聞かすことも古へよりの風にして、此頃に至るも亦同じ。また堅く契れる男女の相別るゝとき、下紐を結び交はして、再び會ふまでは互ひにこれを解かじと約するも、古への風のまゝなり。また女の年稍長じて振分髪も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髮るは、預め夫と定まりたる人の爲ることなり、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを夫と定まる男の爲すに似たり。

第二節 喪葬

當時高貴の間に行はれたる葬送の式は、人死すればまづ殯宮または喪屋を作り、こゝに屍体を藏めたる棺を置くなど、古への風に異ならず、すべて殯宮、喪屋は白細布を以て装ひ飾り、こゝに仕ふる舎人も皆白色の麻衣を着たり。斯くて生時の如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞しゆいを奏す、誄詞は死者の生時の功績美德を讚稱して、其死を吊ふ詞なり。さて後、棺を葬地に送る、其鹵簿も古來の習慣に従ひ、玉筥に飯を盛り、玉櫛に水を盛り、青赤の幡旗をさし立て、楯帷帳を連れ、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鐃鼓を鳴らし、手炬てんこを燎たきやして送り行くなり。棺を墓に埋みて後は、生前に親近なりし人、一週間ばかり其傍に廬を作りて宿り、また人をしてこれを守らしめたり。

此時代に於て葬儀に一大變遷あり、火葬是なり。大化の頃、元興寺の僧道昭、碩學を以て世に著はれしが、文武帝の四年に寂す、寂するに當りて徒弟に囑して遺骸を栗原に荼毘せしむ、これ古來印度支那に於て佛徒の間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めなりとす。越えて一年、大寶二年、持統上皇崩御ありしが、遺詔して火葬を行はしめらる。これ天子の火葬の始めなり。その後佛教の流行に従ひ、通習となりて火葬大に行はれぬ。天平

勝寶八歲、聖武上皇崩じたまひしとき、葬儀に獅子座、香天子座、金輪櫃、大小寶櫃、香櫃、華幔、蓋櫃等を用ひて悉く佛式によりしかば、遂に恒例となれり。

墳墓は古來厚葬の弊ありしかば、大化改新の際に其制度を定められ、外域九尋、高さ五尋、役夫一千人を用ひて七日に畢るを、陵墓第一等の制とし、以下等殺して庶民はたゞ地下に收埋するに止まる。殉死及び寶貨を墓に藏むることを禁じ、また墓地を定めらる。天智天皇また厚葬の風を矯めんと志あり、齊明上皇の大葬に石槨を廢してこれを永制と定められたり。

陵墓には荒塚を結び繞らし、前に鳥居を立つ、多くは樹木を植ゑて以て墳墓の標とし、一は以て封土の崩壞を防ぎたり。慶雲三年の詔に氏々の祖の墓及び百姓の宅の邊には樹を栽ゑて林とせよと令し、また養老五年、元明天皇遺詔して其陵に常葉の樹を植ゑ、また刻字の碑を立てしめたまひき、其碑近時同帝を葬れる大和の奈保山陵より露はれたり、碑石高さ三尺、濶さ二尺餘、墓誌にいはく、

大倭國添上郡平城之宮取字八洲 太上天皇之陵是其所也、

養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬、

としるせり、これ遺詔によりて立てしものにして、其後歷世天皇の陵墓には斯くの如き墓碑なかりしが如し、又その山陵に隼人の形を鐫れる石三枚立てり、但し碑石を建つることは此時に始まりたるにあらすして、古くよりありしことなり、昔し雄略天皇、少子部、



(東山保奈郡上添國和火)陵皇天明元



人阜の板石るたて樹は陵皇天明元

螺贏の勇武を賞して、其墓の上に石柱を立て、功を録せられき。蓋し外國の風に倣はせられしなるべし。此期に至りては碑碣を建つること往々にして之あり、例之ば内大臣藤原鎌足を山背宇治の陶原に葬り、碑を墓上に建て、勳績を録せられたるが如し。大寶元年制して親王及び三位以上などは皆墓碑を立て、官位姓名を記せしめらる。但し功績を録せず。此類の墓碑今に存するもの甚だ少しと雖も、偶々土中より銅版、瓦版、または骨子を盛れる銅製の合子を發掘して、これに合子は其蓋の上に墓誌の鏤りたるを見ることあり。これ等の銅器は多くは鍍金し、また刻字に丹朱を以て填めたるものあり。今其墓誌の一二を掲ぐれば

文忌寸禰麻呂墓版長さ八寸五分、廣さ一寸四分、銅製

壬甲年將軍左衛士府督正四位下文禰麻呂忌寸、慶雲四年歲次丁未、九月廿一日卒。

伊福吉部臣德足比賣墓誌誌文は骨を盛る銅製合子の蓋の上に鏤り、合子高さ七寸、圓徑九寸、厚さ一分五釐

因幡國法美郡伊富吉部德足比賣臣藤原大宮御宇、大行天皇御世、慶雲四年次丁未春

二月二十五日、從七位下被賜仕奉矣、和銅元年歲次戊申、秋七月一日卒也、三年庚戌冬

十月火葬即殯、此處故末代君等不應崩壞、上件如前故謹錄、

和銅三年十一月十三日己未。

前のもは天保二年大和國八瀧村字院の田圃より掘り得たる者にして、後のものは安永三年因幡國府中の山中より掘り出だせるものなり。天武天皇の朝より功ある者死す

事樂時代

れば位階證號を贈らるゝことありき、何れも唐の風を摸せしものなるべし、歴代天皇の證號は次期桓武帝の朝に淡海三船の勅を奉じて撰びし所なりといへり。この期より人死すれば服を改めて喪に居ることあり、唐の風を摸せられたるなり、齊明天皇の崩せらるゝや、皇太子中大兄素服して制を稱せらるゝ其間すべて六年、是れ唐の重禮にして、凡そ親死すれば三年その喪に居り、尙ほ哀情の止み難きは、また三年の喪を務むる法なり、大寶の制、彼の法我の俗を斟酌して服忌の法を定めらるゝ、喪服を着て慎み居る期長きは一年より短きは七日に至る、これを別つこと凡そ五等、即ち一年、五月、三月、一月及び七日とす、これ血縁の親疎を以て定められたるものにて、五等親の差別と相似て少しく異なり、次の如し、

- 一年服 君(天子) 父母 夫 本主
- 五月服 祖父母 養父母
- 三月服 曾祖父母 外祖父母 伯叔父姑 妻 兄弟姊妹 夫の父母 嫡子
- 一月服 高祖父母 舅姨 嫡母 繼母 繼父 同居異父兄弟姊妹 衆子 嫡孫
- 七日服 衆孫 從父兄弟姊妹 兄弟の子

朝廷に奉仕せる官人は喪にあへば暇を賜ふ、暇の間は參内を止め、家に在りて慎み居るなり、其日数はまた死者との親疎如何によつて差あり、其制、職事官の父母の喪に遭ふ時は並ひに解官す、自餘は皆暇を賜ふ、夫祖父母、養父母、外祖父母には三十日の暇、三日の服

には二十日、一月の服には十日、七日の服には三日とす、無服の猶は生れて三日より七歳までに死せるものに對するものなり、これには喪服を用ひずして、本服三月ならば暇三日、一月の服ならば二日、七日の服には一日を賜ふ、また奪情從公といふことあり、これ服忌の中にも樞要の官人は殊に出仕を許され、朝參には朝服を着し、家にありては猶ほ喪服を着することなり、凡て喪服を藤衣といふも、藤葉の皮を以て織りたる鹿布にて作りたればこの名あり、其色は鈍色に染む、鈍色とは墨染の濃きをも薄きをも兼ねていひ、其深淺は死者との血縁の親疎によりて差異あり、愈々親しければ服の色愈々濃し、それ藤の衣は當時海人山賤などの服なり、墨色の服は家人奴婢の着るものなり、而して喪に居るものこれを服するは、悲哀の情切にして口に甘きを知らず、着るに美しきを覺はず、賤人の服を纏うて其醜惡を感せざるゆゑにて、死を哀む人情を本としての制なるべし。

第三節 祭祀、佛會

朝廷の祭祀に大中小の別あり、一月齋するを大祀といひ、三日齋するを中祀といひ、一日齋するを小祀となす、大祀には散齋一月、致齋三日、散齋の間は諸司事を理すること舊の如し、たゞ喪を吊ひ、病を問ひ、食を食ひ、音楽を作し、穢惡の事に預かるを得ず、また刑殺を判じ、罪人を罰するを得ず、致齋には何事をも止めて祭祀にのみ従事するなり、當時朝廷に於て毎年期を定めて行はれたる祭祀は左の如し、

仲春 祈年祭 歳災作らず、風雨順に、五穀豐熟ならんが爲めなり。

季春 鎮花祭 大神、狹井二祭なり。春花飛散の時、疫神分散して穢を生ずるを鎮退せんが爲めに行はる。

孟夏 神衣祭 伊勢神宮祭をいふ。

三枝祭 率川社の祭なり。三枝花を以て酒饈を飾つて祭を行ふ。

大忌祭 廣瀬、龍田二祭なり。山谷の水變じて甘水となり、苗を浸潤して穀物よく稔らんことを欲するが爲めなり。

風神祭 これも廣瀬、龍田二祭なり。暴風起らず、稼穡全からんことを祈る。

季夏 月次祭 庶人の宅の神祭の如し。

鎮火祭 宮城の四方の外角にて、卜部等火を鑽つて此祭を行ふ。火災を防がんが爲めなり。

道饗祭 卜部等、京城の四隅の道の上にて祭をなす。鬼魅の外より來るを京師に入れざるが爲めに、預め道に迎へ、これを饗して歸らしむるなり。

孟秋 大忌祭 風神祭を行はるゝこと孟夏に同じ。

季秋 神衣祭

仲冬 上卯相嘗祭 大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木、鳴、紀伊、日、前等の神を祭る。

下卯大嘗祭 中の卯あれば其日を用ふ。

寅日鎮魂祭

季冬 月次祭 鎮魂祭 道饗祭 季夏に同じ。

其外、即位大嘗祭の重んぜられたるはいかに及はざるべし。其大略は次期に記すべし。私祭にては藤原氏の榮ゆるに従うて、春日の祭も盛なりしなるべし。六月には靈龜二年以來、神今食を修せらる。其晦日には大祓をなす。東西の文部祓刀を上つり、祓の詞を讀み訖りて、百官の男女、祓所に聚まり、中臣祓詞を宣り、卜部解除をなす。その時中臣の宣る大祓の詞は天智帝の朝の末より天武帝の朝までの間に作られたるものなるべく、文詞高遠にして絶妙、後世これを種々の祭祀に通用す。十二月晦日またこのことあり。

六月晦大祓詞

高天原に神留りまします皇親神漏伎神漏美命以て八百萬神等を神集へ集へ賜ひ神饗饗り賜ひて、我皇孫の命は豐葦原の水穂の國を安國と平けく知ろしめせと、事よさしまつりき。かくよさしまつりし國中に荒振神等をば、神間に問はし賜ひ、神持に持ひ賜ひて、語問ひし磐根樹立草の垣葉をも語止めて、天の磐座放ち、天の八重雲を伊頭の子別に千別きて天降しよさしまつりき。かくよさしまつりし四方の國中と大倭、日高見の國を安國と定めまつりて、下つ磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りて、皇御孫の命の美頭の御舍仕へまつりて、天の御蔭日の御蔭と隠りまして、安國と平らけく知ろしめさむ國中に成りいでむ天の益人等が過ち犯しけむ雜々

の罪事は天つ罪とは睥放、溝埋、樋放、類、申刺、生劍、逆劍、尿戸、て、だくの罪を天つ罪と法別けて、國つ罪とは生膚斷、死膚斷、白人、古久麗、巳が母犯す罪、巳が子犯す罪、母と子と犯す罪、子と母と犯す罪、畜犯す罪、昆蟲の災、高つ神の災、高つ鳥の災、畜扑し、蟲物をせる罪、こゝだくの罪出む、此く出ば、天つ宣事を以て、大中臣、天つ金木を本打切り、未打斷ちて、千座置座に置き足らはして、天つ菅そを本打斷ち、未打切りて、八針に取辟きて、天つ祝詞の大祝詞言を宣れ、此くのらば、天つ神は天、磐門を押抜きて、天の八重雲を伊頭の千別に千別きて、聞しめさむ、國つ神は高山の末、短山の末に上りまして、高山の伊穂理、短山の伊穂理を擧別きて、聞しめさむ、此く聞しめして、皇御孫の命の朝廷を始めて、天下四方の國には罪といふ罪はあらじと、科戸の風の天の八重雲を吹放つことの如く、朝の御霧、夕の御霧を朝風、夕風の吹拂ふことの如く、彼方の繁木が本居る大船を袖綱解放ち、船綱解放ちて、大海原に押放つことの如く、彼方の繁木が本を燒錄の敏錄以て、打拂ふことの如く、遣れる罪はあらじと、破ひ給ひ、清め給ふことを、高山の末、短山の末より、さくなだりに落たぎ、速川の瀬に、ます瀬、瀬津比咩といふ神、大海原に持出なむ、此く持出往かば、荒鹽の鹽の八百道の、八鹽道の鹽の八百會に、ます速開都比咩といふ神、持かか吞みてむ、此くかか吞みてば、氣吹戸に、ます氣吹戸主と云ふ神、根の國底の國に氣吹放ちてむ、此く氣吹放ちてば、根の國底の國に、ます速佐須、真比咩といふ神、さすらひ失ひてむ、此く失ひてば、天皇が朝廷に仕へまつる

官々の人等を始めて、天の下四方には、今日より始めて、罪といふ罪はあらじと、高天原に耳振立、聞く物と、馬牽立て、今年六月晦日の夕日の降の大祓に、破ひたまひ、清めたまふことを、四毛國の卜部等、大川道に持退り、出て、祓却と宣たまふ。

天平寶字二年正月、群臣を集めて、宴を賜ふ、天皇親から玉簪とて、五色の玻璃玉を以て飾りたる簪を以て、蠶卵紙を掃ひ、金銀彩色の鈿鍬を以て、田を耕やす態をなして、當年の耕織の豊かならんことを祈りたまへり、是れを子、日、宴の始めとす、但し後世の子、日、宴とは名同じうて、實異なり、此時行はれたるものは、その後絶えて、復た興らず、小松ひき若菜を祝ふ、後世の子、日、宴は、藤原氏擅權の頃に、至りて盛なりき、同年同月また、青馬を見る節會あり、これ春は、青陽の氣を重んずるがゆゑなり、此式その後中絶せしが、平安時代に、至りて、承和年間に、再び行はるゝに至れり、子、日、宴、青馬、節會、何れも、漢土の故實によりて、創めたるものなり。

民間にも、或は月次祓の祭あり、氏神の祭あり、或は春時耕耘の時、田地の神を祭り、秋季收穫の時、新嘗の祭を行ひなとす、氏の長者は、其氏の男女を率ゐ、郷の長者は、其郷の老幼を集めて、祭祀をなすなり、祭祀を行ふさまは、太古に異ならず、まづ神籬とて、神を立て、神の御座とし、こゝに神靈を請ふ、さて神を祭るさまは、大伴坂上郎女が神を祭る歌に

久堅の天の原より 生來し神の命 奥山の賢木の枝に 白香つく木綿取付けて
齋段を忌ひ穿居え 竹玉を繁に貫き垂り 栳じ物膝折り伏せ 手弱女の押日取

懸け、斯くだにも吾は新らむ

とあるが如し。歌中竹玉を簪に貫き垂りとあるは竹をつぶくど切つて絲に貫きて神に奉つるなり。太古裝飾に用ひたる珠玉にたか玉とて曲玉、三輪玉などと等しく用ひられたるものあり、その後珠玉を裝飾に用ふることを稍衰へ、唯古風を守るべき祭祀に傳へ用ひ、また珠玉を節器して竹を其形に切りても用ひたるなるべし。押日(須須比)の太古以來の服なることは既に述べたり、昔は男女ともに用ひたるを、此時代に至りては男の着ることは絶え、女の禮服の如くなりて神を祭るときなごに被たるものなるべし。

佛會の益々盛なることは當時佛教流行の勢を知らば、言はずとも明らかなるべし。孟蘭盆會は齊明天皇の三年七月に始めて飛鳥寺に行はれ、天平五年に至りて大勝式をして此供養を設けしめらる。維摩會は齊明天皇の三年に藤原鎌足の始めて行ふところ、同六年に始めて仁王會あり、持統天皇の七年に始めて内裏に於て仁王、最勝の二講を設け、爾來永式とせらる、これ最勝會の起原なり。養老四年始めて放生會を置き、神護景雲二年始めて御齋會を大極殿に修せられ、また天平勝寶三年には始めて常樂會を置かる、すべてこれ等の神祭佛會の年中恒例の儀式と定まれるは、次期に於て尙ほ述ぶることあるべし、今はその梗概を言ふのみ。

第七章 歌舞遊戯

舞樂には久米舞、吉志舞等の倭樂あり、唐土三韓の播樂あり、また西域、度羅、林邑などの舞樂あり、佛事供養齋會には殊に外國の樂を用ふことは前期に述べたる所にして、此期に於て佛教念々盛なれば外國の樂も隨うて流行せざるを得ず。

宴會には大嘗會、その外の大儀に豐明トヨアカせさせたまうて、群臣に酒食を賜ひ、祿を與へらるゝことあり、相撲の戯を觀、騎射、走馬を催はさるゝこともあり、曲水、宴は古よりある所、五月の節、七夕の宴、此時代に行はれぬ、梅花、宴は天平十年に行はれ、蓮葉、宴は寶龜六年に始まる。民間にて私に宴を開きて梅花を賞し、七夕を詠するなどの遊びも少からず、すべてかく人の花鳥を愛する念深くなりゆきては、庭に咲き野に蒸る春秋の花は、嬌嬌が挿頭の爲めに、遊士の蕙の爲めに咲き蒸ると見ゆ、霞たつ春日は梅の花、櫻の枝を髪にさし、杜鵑來なく五月は菖蒲花、橘を玉に貫きて鬘とし、九月の時雨の時はもみぢ葉を折りかざしてぞ遊ぶめる。

漢學の流行と共に宴遊に漢詩を詠じ、和韻をなすことあり、和歌は大いに進歩してこれを以て情を現はすこと甚だ巧みなり、天平十四年大安殿に宴せさせたまへる時、六位以下の人琴を彈じて歌うて曰く、

新しき年の始めに斯くしてそ仕うまつらぬ、萬代までに。

此時代の童謡は天智天皇の十年に叙任の沙汰ありし時歌うて曰く、

橘は已が枝々成れれども、玉に貫くとき同じ緒いとに貫く。

と、これは神族蕃族氏々多かれども、何れも一君の下にありて其恩を受くる事を謀じたるなり。また光仁天皇龍潜の日、寧樂の京に童謠あり、歌うて曰く

葛城寺の前にあるや、

豊浦寺の前にあるや、

をしとよ、

をしとよ、

櫻井に白壁しづくや、

よき壁しづくや、

しかせば國ぞさかゆるや、

家ぞさかゆるや、

をしとよ、

をしとよ、

葛城寺、豊浦寺共に元興寺の一名なり。光仁帝諱は白壁といひ、うの妃を井上といへり。蓋し帝を位に即かしめば國家泰平ならんと諷したるなり。

また戯謔に歌を作りて人を嘲り誹ることも多し。池田朝臣といふ人、大神朝臣奥守が腹せたるを嘔りて、

寺々の女餓鬼申さく、大神の男餓鬼賜りて其子搦さむ

と笑ひければ、奥守はまた池田朝臣の鼻の赤きを罵りて、

佛造る具朱足らずば、水滄まる池田の朝臣が鼻の上を穿れ

と報へたりき。

歌垣は古へは山上或は市場にて男女相戯れて歌ひ交し、色好むわざをも爲しけんを、此時代に至りては朝廷にてそのさまを摸し、一の遊藝とせられて、踏歌といへるものゝ如

くなりぬ。天平六年に聖武天皇朱雀門に御して歌垣を覽たまふことあり、男女すべて二百四十餘人、五品以上の風流なるものの中に難はり、歌の本末を唱和せり。其歌には難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八雲刺曲あり。都中の士女をして縦覽せしめ、歡を極めて罷む。同三月葛井、船津、文武、藏六氏の男女二百三十人、歌垣に供奉す。何れも青摺の細布の衣を著、紅の長紐を垂れ、男女相並ひ行を分ちて徐に進み、歌うて曰く、

乙女等に男立ち添ひ踏みならず、爾詩の都は萬代の宮、

その時の歌垣の歌は

淵も瀬も清くさやけし、はかた河、千歳を待ちてすめる川かも

といひ、歌の曲折毎に袂を擧げて節をなせり。

博戯には雙六、圍碁、碁蒲の類あり、共に海外より傳へたるものなり。持統天皇の三年に雙六を禁せられしが、尙ほこれを弄するもの絶えず。寧樂の朝に至りて盛に行はれ、官人百姓相會して其戯をなし、爲めに家産を失ふものさへ多かりき。されば天平勝寶六年申ねて雙六を禁じ、犯す者を罰せられしが、其後この禁何時となく弛み、平安時代に至りてはまた盛に行はれたり。

蹴鞠も前期よりうち續き、世に行はる。また別に打毬の遊びあり、或は曰く蹴鞠と打毬とは一物なりと。鷹犬を率ゐて山野に禽獸を獵することも亦多かりき。

第五期 平安時代

紀元一千四百五十四年桓武天皇の延暦十三年より
一千八百四十五年(安徳天皇の壽永四年)に至る

第一章 歴史上の概見

この時代は、延暦年間に始めて帝都の山城に遷りし頃より、源賴朝が幕府を鎌倉に開き
しまでとし、前期に定められたる紀綱の次第に壞れ行きて源平の大亂を醸し、遂に政權
の武人に移りしまでの史なり。當時藤原氏の一族盛大を極め、攝政となり、關白となりて
大政を左右したるを以て、この時代の朝家の歴史といへば、殆ど藤原氏盛衰史といふに
同じかるべし。

抑も藤原氏が鎌倉に起りてよりその勢漸く強く、その子不比等が聖武天皇の外祖父と
なり外舅となりて後は、一門の繁榮益々盛なりき。この時期、清和天皇の世に至りて鎌足
六世の孫眞房始めて攝政の大任にあたり、その子基經關白の顯職に任せられてより、子
孫相襲いで攝政關白となり、朝廷顯要の重職は概ねその子弟に補任し、政權すべて此一
門に歸したり。偶も親王諸王の拮抗してこれを權を争ふものありけれども、永く匹敵の
位置を保つ能はず、何時しか淪落せざるはなかりき。かくて基經の曾孫兼家に至りて專

恣度なく、眼中また帝王なし、その子道長の時は一門繁榮の極に達しぬ、權家の己が女を后妃に進め、戚家の威を振つて門地を堅むることは、夙くよりの風なりしが、道長は、その五女を四帝一皇子に納れ、三帝の外祖父となりて、凡そ人の力に爲さるべきことは、その意に合はざることなし、自らその威の大いなるを歌ひけらく

この世をば我世ぞ思ふ、望月のかけたることもなしと思へば

と、藤原氏の隆盛はこゝに至りて其極に達せしなり、物盛なれば必ず衰へ、盈つればかくる習ひなり、道長の子頼通、教通など、權を擅らにせりと雖も、その勢ひ父に及ばず、後三條天皇英邁にましまして、藤原氏の擅權を憤り、その勢威をそぎて、攝録の權を王室に収めたまひしかば、積年の繁榮もあはれ昔し語りとなり、たゞ先例によりて攝關の位に在れども、虚坐を充たすに過ぎず、白河、鳥羽、後白河の三皇は、脱履の後、院宣を以て政令を天下に布きたまひたりき。

斯くて實權は王室に歸したりと雖も、これが爲めに綱紀復た張ること能はず、却りて天下日々に亂れて、遂に太政大臣の手にわたるに至れり、概するに朝政の隆替は藤原氏の盛衰とその軌を齊しくしたりといふべし、さらばこの時代に於て前期に規定せられたる制度の次第に壞れゆき、朝廷の衰へたる所以はいかに。

前期より唐に交はりて何事もその風を學び、漢學と佛教とは相並びて日々に進みたりしが、今この期に到りては愈々隆盛となり、嵯峨天皇は殊に詩文を好ませたまひて、文學

の士彬々として輩出し、皇女さへ詩を作りたまひき、されど世の泰平に赴くに從ひ、人心漸く浮華に流れて、前期の如く道を論じ治を談する明經の科を喜ばず、律令を講習する明法の科もその好みに合ひ難し、人々唯花鳥を詠じ風月を吟する詩文の技に耽りて、一生の學問は即ち風流の遊戯三昧のみ、寛平延喜の朝より和歌もまた盛になりて、日常のすさびにもこれを誦ひ交して、遂には外國の詩文を壓するに至れり、當時詩文といひ、和歌といふも、皆花月を詠じ戀愛を述ぶべき一技に過ぎず、然るに朝家の公卿大夫皆この末に趨りてその優劣を争ひ、また管絃歌舞に日を送りて、國家の本とすべきところを忘れたるは、殆しとも殆からずや。

佛教のことは尙ほ歎すべし、佛教は前期聖武、孝謙兩帝の世に於て殆ど極盛の度に達したるが、この時代に於て桓武、嵯峨兩帝の世に最澄、空海などの名僧の出で、より、その根は益々固く、上下擧げて佛法に荒み、寺院を建て法師を尊び、宗教的の感信は深く人心に銘して除き去り難し、公私に於て爲す所の過半は誦經法會なり、修法祈禱なり、天災地妖はもとより征討防禦にも、兵を以て抑へんよりは、佛験を祈るに如かずとす、そののみならず陰陽道の行はるゝことも亦甚だしく、物忌、方違などこの道の感信もいと多かりき、されば禰神が日々の所作といふは、詩歌管絃の遊戯、誦經修法の行事を以てその多分を占められ、月卿雲客すべて兵器を執るは賤者の爲すべきこととして、與み疎んじたり、されば世は益々浮華に奔り、驕奢に流れてければ、醍醐、村上の二帝勉めてこれを矯めんと

したまひしかども、時勢の趨向は如何ともする能はず、世を経て君臣の榮華いよく、甚だし。かくても尙ほ民庶善く朝廷に懐き、都洛邊陲すべて泰平の澤に浴すべしや。前期以來國郡司の貪濁侵漁の弊は日を追うていよく大いに民をしひたげ公を害ひて私利を計り、屢々これを制すれども、其弊の増すのみにして減するを知らず、班田收授の制も何時しか大いに壞れて、諸國衰微し、貢賦擧らずなりぬ。國郡司の私慾は猶ほ許すべし、莊園の増加するに至りては、遂に朝家を覆さずは止まじ。莊園は大化改革の後幾ばくもなくしてその端を發し、その後京師繁榮驕侈の風甚だしく、皇親上卿はその田祿を以て一家の尊貴を支ふるに足らず、私民奴婢を役して山谷森林を開墾し、以てその利を占め、諸寺諸社もまた田園を領有しその私を豊かにせり。斯くの如く諸國の莊園愈々増加するに従うて、朝家の歳入は益々減省し、延暦の禁令、延喜の格式もすべてこの弊を濟ふに効なく、狡猾なる百姓は土地を權貴に託し、寺院に納めんとし、莊園となし、以て課役を免れ、國郡司の命を奉せずして、拒捍闘争を事とせり。國司まづこれによりて衰へ、領家、莊司其間に利を占め、諸國の豪族小を併せ弱を兼ねてその勢益々強くなりぬ。後三條天皇政令を正うし、記録所を置きて莊園の券契の明かならずして國務に妨げあるものを廢したまひしが、膏肓の疾は癒やすこと難く、白河帝以後は土地の制益々亂れて、國司の知行するところは全土の百が一に過ぎざりき。

諸國の豪族は土地を兼併して威勢日々に加はり、遂に戈を朝廷に向くるものさへあり。朱雀天皇の朝東に平將門反旗を翻へせば、西に藤原純友これに應じ、天慶の亂こゝに起りぬ。この亂は須臾にして止みたれども、これより諸國の騷擾止まず、別きて奥羽は蝦夷蠻民の住みし地とて屢々動亂を生ぜり。これより先き光仁、桓武の朝に、大伴家持、坂上田村麿等の大擧してその叛民を滅せしことありしが、その遺族は尙ほ彼地に殘りて往々不穩の色を現はし、餘習延いて後冷泉の朝に安倍賴時父子の叛あり、堀河の朝に清原武衡、叔姪の亂あり、これを前九年の役、後三年の戦と並ひ稱す。この時に當りて朝廷の大臣大將は歌詠に巧みなれども、號令に拙なく、よく琴箏を操れども、刀劍の技を知らず、壯士の武藝に熟したるものを養うて護衛に用ひ、征討に向はしめぬ。これ等の武人、始めは賤んせられたりしも、兵馬の實權を握れりしかば、その勢ひ年を追うて強く、これより軍國の制は衰へて、弓馬の家起り、殊に源平の二族威信を諸國に布きて、勢ひ熾に、兵を弄し武を玩びて、遂に源平の戦ひとなり、あはれ朝廷の威嚴も藤原一家の實力と共にあれども、無きが如き有様とすなれりける。

内治邊地に治からざる世に、いかで外國を服せしめてその來聘を促がすべき。この時代の始め政紀の未だ弛びざりし頃は、韓地渤海の來聘屢々なりしが、世を遷るに従うて不遜の心を現はし、後には邊境を侵すものさへありしほどなれば、朝貢もいつしか絶え、公けの交通止みて、九州地方の商賈が私に航して貿易をなすまでなりき。漢土との交通は、醍醐天皇の前後は甚だ盛にして、彼此往來絶えず、遣唐使を送り、學生をも伴はせて文學

佛教さては工藝技術をも傳へたりしが、その後唐朝漸く衰へて叛亂四方に起り、彼は我に接する暇なく、我も彼に通ずる益なきに至りしかば、寛平六年菅原道真の奏議によりて遣唐使を止められてよりは、永く公けの交通絶えぬ。その後五代を歴て趙宋新たに漢土を一統したりしかども、使聘修好のことなく、私に吳越の商船の相往來し、僧徒のこれに搭じて遊學するものはありしが、濫りに外國と通商することは、公けには禁せられたりき。

第二章 社會の狀態

第一節 社會の組織

大資考課の制も漸くに壞れて、子は父に襲ぎ、また孫に傳へ、或は兄弟相嗣ぐ習ひにのみ移りゆきしかば、何時しか家々の職とするところ、歴世の官の高下も定まりて、古來氏姓を重んずる風の念々門閥を尊ぶに至りき。かくて藤原氏はこの時代に至り益々盛にして、累葉攝政、關白、大臣、大將の如き榮官はその家職と定まれるが如し、平氏は桓武天皇の皇子葛原親王に起りて、其孫高望王より代々平氏を稱し、源氏は醍醐天皇の第六以下の皇子にすべて源姓を賜はりたるに始まりて、清和天皇以來、皇子の儲位の外なるは多く源姓を稱したりき。されど源平二氏は幾世をも經ぬに權要なる地位を奪はれ、子孫武官を以て身を立つるもあり、州郡に潜みてその豪族となるもありき。

公卿大夫といふは唐の制に擬したる名にして、大臣を公とし、三位以上及び參議を卿とし、五位以上を大夫といふ。これらはすべて進んで清涼殿に昇ることを得るが故に殿上人といひ、また月郷雲客と稱す。六位以下は侍といひて、昇殿を得ざれば地下人と名づく。大臣の子息を上達部といひ、また大臣大將の子息の中納言に至るは公達といふ。公達は出仕の始め既に五位に敘せられ清涼殿上に昇ることを得れば、生れながらに大夫の位を具ふるものなり。さるに地下人は三十年の功勞を積み五位以上となりても、猶ほ未だ昇殿を許されざるありて、これを地下の諸大夫といふ。これ等は老功の侍にして却つて位は大臣大將の赤子にも及ばざるものといふべし。公卿の地下を遇するは奴僕に異ならず、されど地下人の中にも土地を領有し家子郎黨を畜へるものは、州郡に出で、は絶大の權あり、臣民を待すること恰も公卿が地下に於けるに齊し。地下人が進んで昇殿を許され殿上の交りをなすは無上の名譽にて、天上界に昇りたる心地も斯くやらん。權門勢家に生れたる人こそ父祖の庇蔭によりて初めよりさるべき官位をも得れ、それならぬ賤しきものが高きに登らんとするは實に容易のことにあらず。勤勞功績も無事の世には得がたく、よしや功勞ありとて、當時の紀綱弛みて功あるもの、必ず賞せらるゝとも限らず。請託の風大に行はれ、權門に媚ひ其推薦によりて望める位置を得んとす。されば位官の卑きは大臣大將なと權要の人に心をよせ、其家に參趨し、これに臣事しても殊擢の榮に預らんとするもの多し。斯く朝臣とも權家の臣とも知られぬ人の多かる

は、殊に此時代に見るところなり。

後宮にて第一の位にあるを、きさいのみやといふ、即ち皇后なり。一條天皇の朝、攝政藤原道長らの女彰子を後宮に納る、時に兄道隆の女定子既に皇后たりしかば、そを退くることもならず、曰の女をその下に置くことをも欲せずして、彰子を中宮と稱し、皇后と並び立たしめたりき。是より天皇に二人の御妻あり、皇后は弘徽殿に住み、中宮は藤壺に居りて威權をさく、相劣らず。これに次いで天皇の寢席を穢すものを女御更衣といふ、その數に定まりなく、若宮を生みて後はこれを御息所と稱す、幸にして若宮男子にまします。東宮に立ちたまふことあらば、則ち其母は國母と仰がれん、よしさまではなくとも女御更衣の天皇の御寵愛を蒙むることあらば、親兄弟までも其蔭によりて官位昇進すべし。されば公卿の女子もちたるは競うて女御更衣に納れんとす。これ當時上流社會に於て専ら行はれたる習ひなりき。女御更衣の進んで閨閣に入るものは、必ず親兄弟または他人の中に衣服調度をと、のへ、一切の費用を辨へ進退を監するものあるべし、これを後見といふ。若し後見のたしかなるものなければ女御更衣の容姿いかに美はしきも勢ひ自ら軽く人に卑しまれて掖庭に立ち難し。すべて後見といふはこれに限らず、年少なる人わけて婦女子には缺くべからず。若し其父母死して後見の定まりたるものなきときは、親王諸王さては大臣大將の子なりとも、昨日まで参り仕へし人も背き去りて淋しく世を送り、遂に邊地に流離してあるかなきかに暮らすもありき。

神社佛寺の權力は此時代に至りて愈々大いになりぬ。當時の人加持祈禱を以て人命を助け國家を護るものなりと信せしかば、これを執行する神人僧侶をいかで力を盡して尊崇せざらんや。わけて僧侶は上下に敬信せられ、微賤の身を以て玉鉢に近づき後宮に出入し、俗人の絶えて得難き權柄を有せしが、此時代の季、紀綱弛び法令明らかならざるに至りては、愈々強暴となり、殊に延暦寺の僧良源、慈覺大師、緇衣の徒も田園財産を護し佛殿を防がんには兵力を藉らざるべからずとて、専ら惡僧を聚めて武技を講せしめ、これを衆徒といへり、諸大寺皆これに倣ひしかば、さなきだに暴威を振ひしもの、益々兇暴を逞しうするに至りぬ。就中奈良の興福寺、叡山の延暦寺最も強大にして南都北嶺と並べ稱せられ、三井の園城寺の僧もこれに劣らずして權を逞うし延暦寺と並べて寺僧、山僧また山法師といふを唱へられぬ。例之ば興福寺はもと山階寺といひ、藤原氏の氏寺にして、その主張するところは不道のことも人憚りて争はず、山階道理と名づけて非も理に通るき。斯くて僧侶は數千人隊をなして掠奪を事とし、家を焼き人を殺して、若し朝廷武人の制することあれば、延暦寺は日吉の神輿、興福寺は春日の神木を振り動かす、或は祇園、北野の神輿などを動坐せしめ、禁裏攝政の第に至りて嗽訴し、尙ほ聽かれざるべきは、數千の僧徒、珠數も斷れんすばかりに押しもみ、佛敵たらんものは、たとひいかなる貴人なりとも目前に地獄に陥り、永劫奈落の苦を受けしめたまへと咒詛するに、惑信の心深き世にいかでこれを恐れざらん、辱くも一天萬衆の君さへ地に下りて拜し、速い

にその訴を聴かしめたまひ或は爲めに朝務を廢して謹慎の意を表し、武入を召して禁衛を命じたまふ、白河法皇歎じて曰く、天下に朕が意の如くならざるもの三ツ、鴨河の水、雙六の采、山法師これなりと、この弊風は世を歴るも止まず、平氏は大いに僧侶の暴戾を歴したりと雖も、已れ須臾にて滅亡し、鎌倉室町兩幕府の頃までも、山法師、奈良法師の神輿神木を勤かして上下の人を脅かすことは絶えざりき。
 武人の權勢を得たる所以は第一章に於て略ぼこれを述べたり。概するに武人僧徒の相敵視して強弱を争ひ掠奪を事として鬭争を激成したるは、この時代の後半期の社會に於て著しき現象なりとすべし。

第二節 民法

繼嗣婚姻等の制は、前期に制定せられたる法令の次第に壞れ行きたるものなりといひて足りぬべし。
 財産分配の法行はれしが、その多寡は唯財主の意に任するばかりにて、日頃鐘愛せられたるは多くの家屋田園を得、然らざるは年長じたりとも些少の遺産を受くるのみ、官職家業を子孫に譲るにも定制なし、子女の權は生母の輕重に従ひて高下あり、官職はその母の重き方に譲るを常とす、正嫡相襲の法も多くは行はれずなりて、勢ひある兄弟の次を送うて讓る風大に行はれ、弟は正しきに従ひて兄の子に讓るもあり、また愛に溺れて己が子に讓るも多かりき、勘當といふことも上下に行はれ、庶民がこれを爲すにはその町の頭を呼び集め、不孝^{不孝}勘當する旨を告げ知らせて、その人々の判を取る習なりき。
 田地邸宅は任意に賣買讓與することを得、また主人死して後、その冥福を祈らんが爲めに家宅を佛堂に作り、また田園を寺院に寄附することも屢となり、宅地田園等の不動産を賣入れることは既に前期孝謙帝の朝に禁せられしが、桓武帝の延暦二年に至り京内の諸寺宅地を賣に取り利を廻して本となすものあるよりこれを嚴禁せられ、また醍醐帝の弘仁中に至りて賣買によりて種々の奸濫をなして利を貪ることを禁じ、制條を設けて路頭に牒示せられぬ、されどもその實また行はれざりき。
 婚姻は男女の俗亂るゝに従うて恣まに婚嫁し、また夫の何時しか婦を訪はず、女の隠れて男を避くることもありしが、官にはすべてこれ等の紛擾に拘はらざれば、別に制度として擧ぐべきものなし、なほ婚姻の風俗に就いては、後章に述ぶるを見よ。

第三節 産業

農耕の業は前期の如き著しき進歩を見ずと雖も、初世は猶ほ治政に志篤き帝王大臣勤からざりき、延暦十八年天竺船の參河に漂着したるもの木綿の種を載せたりしかば、これを南海筑紫に播種せしめ、醍醐天皇の朝には茶を諸國に植ゑしめられ、淳和帝の天長六年に眞峯安世始めて水車を造りしかば、詔して其法を諸國に教へ、仁明天皇の朝には畿内に勸課して蕎麥を種ゑ、諸國に黍稷稗麥、大小豆、胡麻等を種ゑしめらる、また大和の宇陀郡に稻種とて木を構へて穀を乾かす農具ありしを便なりとして諸國にも造らし

められたり。その他この頃農桑を勤められしこと少なからず、その後朝廷の逸樂を事とし政治に荒むに至りては、百姓はたゞ從來の法を守るのみ、世衰へて兵亂起り、倭掠の禍屢なるに及びては、畏怖の間に苟息を旨として世を送りしかば、地方の生産力は甚だ薄くなりき。

貴族的繁榮の世として人々容儀裝飾に追々たりしかば、美術工藝の進歩は實に著しかりき。桓武天皇の都を平安に移し唐制に倣ひて宮城を營造せられしより、工人多くて、に集まりて技を競ふ中にも飛騨國より出でたるはその道に堪能なりしかば飛騨の匠とて世に重んぜられぬ。これより天下宏壯華美を競ひ、王侯貴紳の第宅を營むもの多かりしかば、建築裝飾の術大いに進歩し、器具調度も婉麗の態を盡くすに至れり。陶器に釉薬を施すことも、この時に至りて多く、和泉、尾張、參河備前等製陶の業盛なり。織織その他工藝何れも進歩は同じかりき。天慶の亂起りてより諸國は争擾の卷となり、工技漸く衰へしが、京都は猶ほ奢侈に耽りて華美艶麗を専らとせり。當時室内及び調度を飾るに蒔繪螺鈿を用ふることも多く、豊かに金粉を施し珠貝を嵌して光彩燦爛、藤原頼通が作れる宇治の鳳凰堂は今に遺存して古へを仰がしめ、陸奥の邊僻にも藤原清衡が建てたる中尊寺ありて寺内を飾るに金梨子地螺鈿を以てしたるれば、髹漆の術の盛なること古今に比なく、これを以て車を飾り笠を塗り、さては衣の袖をも裝ふことあり。されど巧妙を衒ひ精緻に誇るも、過ぎては鐵弱に流れ壯大の趣に乏しく、あたかも剪綵の花に似たり。

繪畫の術も同じく進歩をなしたり。淳和帝の朝、百濟河成畫を以て世に聞え、宇多醍醐兩帝の頃には巨勢金岡當時の畫伯にして紫宸殿賢聖障子を恣かき、その子孫相見、公忠、弘高等皆丹青に妙を得たり。弘高と前後相並びて藤原爲氏、藤原基光などの名手あり、爲氏は宅磨家の祖、基光は土佐家の祖にして大和畫の唐畫以外に光彩を放ちたるは實にこの時代にあるとす。されどこれらも後に至りてはまた濃彩の眩ゆきこそめれ、活氣の乏しき弊尠からざりき。佛像の彫刻はこの期中頃より多く、僧侶の手になれり。其技を天平時代に比するに巧緻なるも精神に乏し、一條、三條、後一條帝の頃、康尙及び其子定朝最も妙手にして彫刻中興の祖と稱せられ、子孫累世佛師を業とせり。また舞樂の面を刻むに意匠を凝らすものも多かりき。

商業はこの期の初世にあつては興隆の運に就き、桓武天皇以來産業を獎勵し、道路を開き、舟車を設けて漕運の便を計り、また屢々錢貨を鑄てその普及を計られしが、民未だ通用に馴れず、租税を納むるにも舊の如く絹布、鉄または他の土産を用ひしめられたれば、永く錢貨の行はれざりしも亦宜なり。賣買交易には貨幣を以て物價を定むることもあり、一條帝長徳の頃には米一石の價一貫文、麥一斗の價二百五十文、絹一疋の價二貫文なりき。されど實際には代り絹なを名づけて絹布、稻類の類を以て物品を購ふこと多かりき。當時商品を陳ぬる場處を肆いものゝゑといひ、貨物を棚に並べ置きて販買する屋舎を店家みせと云ふ。

といひ、諸國の海船福湊の港には、邸家といふありて、貨物を停め、これを賣り捌きて、手数料を取りたりき。

朝政衰へしより、諸國争擾せしかば、盜賊機に乗じて、起し、群をなして、富家は素より官廳にも闖入し、吏人を脅かして、官物を奪ひ、或は往還の人馬を抑留して、負荷を切り落すもの多く、伊勢の鈴鹿に七八十の群盜住みしことあり、海上にも海賊風波に出沒して、往來の船を侵掠せしかば、朝廷より屢々檢非違使、追捕使等を遣はしぬれども、平定の効を奏せず、殖産通商ともに大いに衰へたり、外國との貿易は遣唐使を廢せられしより、亦盛ならず、されど、鏡紫羅波などを往來の便なる所には、私に船を縱して、三韓に通じ、遠くは漢土へも渡りて、珍貴の品を求め、絹紳が華奢の意向に投ずるも、少なからざりしが、如し、當時西海の要津は、筑前の博多にして、近畿にては、難波、神崎、江口、河隈、大津等なり。

その頃、我國産として著はれしは、阿波絹、越前綿、美濃八丈及び柿、常陸綾、紀伊織、甲斐斑布、石見紬、但馬紙、淡路墨、和泉櫛、播磨針、吉備の鐵、刀劍、伊豫の手箱、紙、篋及び鱒、出雲筵及び甘海苔、讚岐圓坐及び釜、上總噺、武藏鑽、能登釜、河内鍋及び味噌、安藝博、長門牛、陸奥駒、橙紙及び漆、信濃駒、梨子及び木賊、丹波栗、尾張漚、近江餅及び餅、若狹餅及び餅、丹後章魚及び和布、越後鮭及び漆、備前海棧、周防鱒、伊勢鱒、隱岐鮑、山城茄子、大和瓜、飛彈餅及び木材、鎮西の米及び皮籠等なり、外國より輸入するものは、多くは香木、珠玉、藥物、錦繡の類にして、沈香、麝香、衣比、丁子、甘松、蒸陸、青木、龍腦、牛頭、鷄舌、白檀、赤木、紫檀、蘇芳、陶砂、紅雪、紫雪、金盆丹、銀盆丹、紫金膏、巴豆、雄黃、可梨勒、檳榔子、銅黃、綠青、燕脂、空青丹、朱砂、胡粉、豹虎皮、藤茶、碗籠子、犀、生角、水牛、如意、瑪瑙帶、瑪瑙壺、綾、錦、羅、綵、吳竹、甘竹、吹玉等なりき。

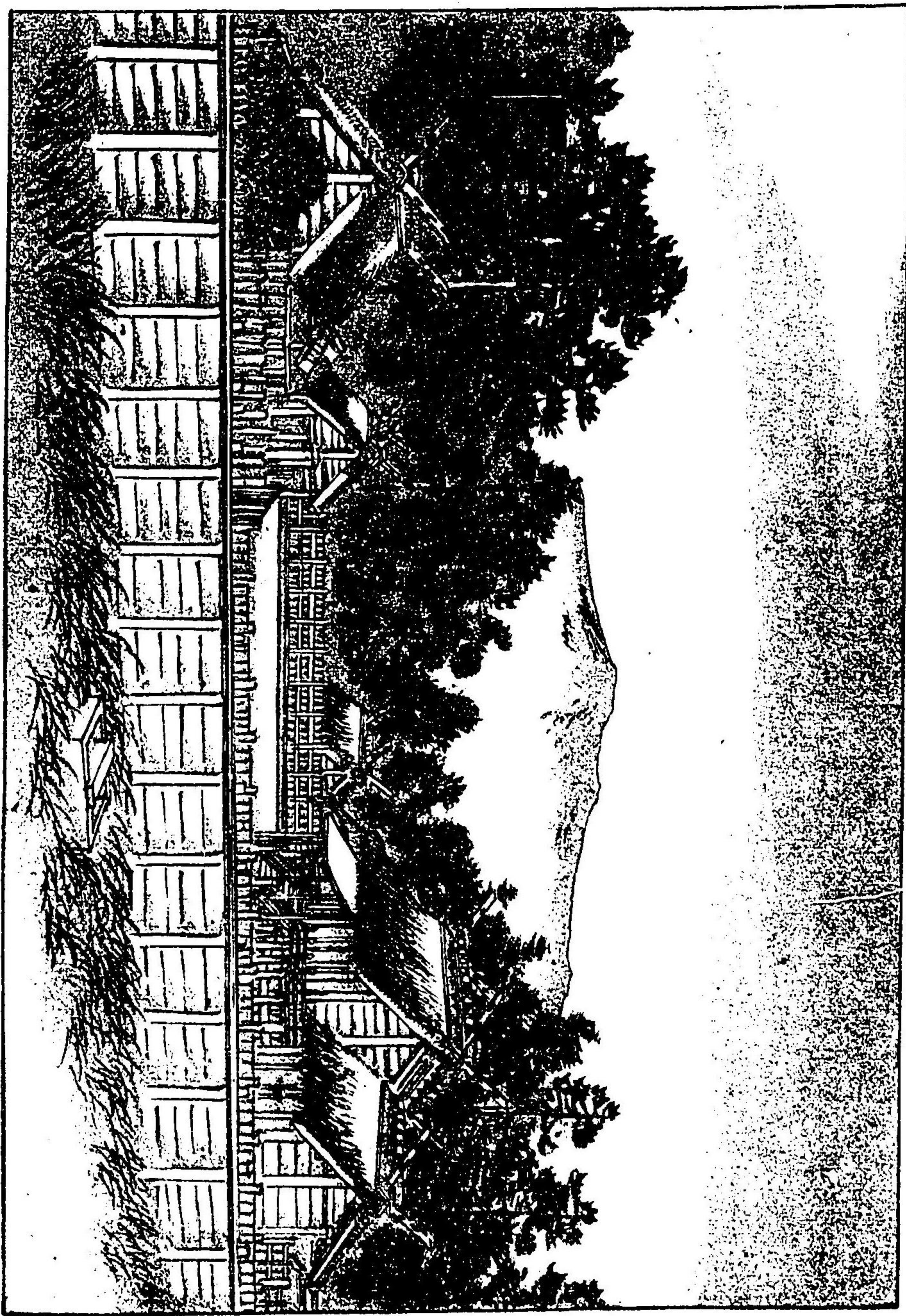
第三章 宗教、教育、道德

第一節 宗教及び惑信

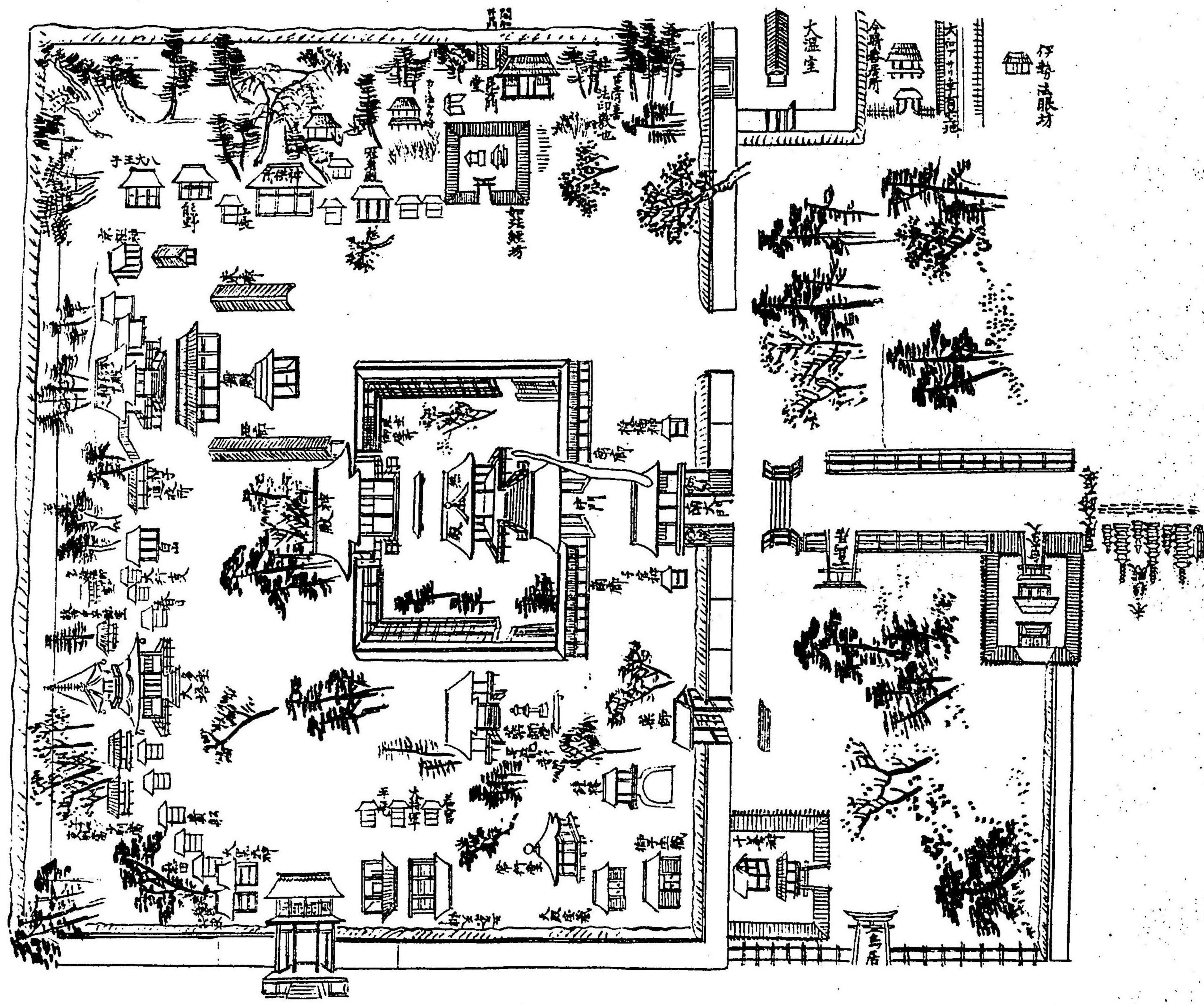
佛教 前期より隆盛たぐひなかりし佛教はこの時代に至りても、旺にして、上流の間は素より下民の間にも益々弘布せられぬ。當時佛教界に於て偉功ありしは、最澄、空海の二僧とす。最澄、傳教大師は、延暦廿三年遣唐使に従うて入唐して、台教の奧義を學び、翌年歸朝して、天台宗を弘む。天台宗は、聖武天皇の朝に、唐僧鑑真これを傳へたりしが、時機いまだ熟せずして、世に行はれず。最澄に至つて始めて興れり。空海、弘法大師は、延暦廿三年に入唐して、密教の旨を極め、大同元年に歸朝して、始めて真言の正宗を我國に布けり。嵯峨天皇この二人を信仰したまふこと殊に篤く、二僧も力を教化に盡くせしかば、天台真言の教これより大いに我國に行はれぬ。最澄は地を山背の比叡山に相し、延暦寺を建てて、京城の鎮護となす。嵯峨帝その遺表によりてここに戒壇を建て、其法弟、義真を座主となしたまひぬ。これ天台座主の始めなり。最澄の上足に圓仁、慈覺大師あり、義真の高弟に圓珍、智證大師あり、圓珍は三井の圓城寺に遷りしかば、これよりこの寺また朝家の渴仰する所となり、延暦寺と並んで勢ひを競へり。空海は平安九條の東寺に居る。嵯峨帝爲めに

眞言院を建てこれをその長者とす、東寺長者ことに始まる。空海また紀伊國高野山に金剛峯寺を營む、高野山は山間の地なりといへども甚だ盛に、また同國根來にもこの宗の僧侶頗る衆く、後には大いに勢ひを張るに至れり。斯くて天台眞言の二宗は盛なること旭日の天に冲るが如く、世人の信仰は草木のこれに霽ふに似たり。

抑も天台宗は唐にては顯教を修むるのみなるが我國にては顯密兩教を併せ學び、眞言宗は専ら秘密の教を守れり、而して眞言宗には顯密二教の說主を差別してその所說の法に優劣あるを主張し、顯教は應身の釋迦如來が衆生の了知し易からんを旨として開顯せるもの、密教は法身の毘盧遮那大日如來が本地身のまゝにて説きし所に於て、その旨深奥、功德最も大いなりとす。天台宗は二佛同體の儀を立て釋迦即ち大日、大日即ち釋迦なりとす。二宗の守るところ斯くの如く異なりと雖も、その法身應身を説きて本地垂迹の教を信ずるは相同じく、行基が神佛同體なりとして神道を佛敎の中に混化したりし說は、この時代に至りて最澄、空海等のために大成せられき。されば東大寺には宇佐八幡宮を請じて伽藍の鎮守となし、常陸の鹿島社には神宮寺を建て、その他諸國の大社に神宮寺の附屬するありて、遂に伊勢神宮にもこれを造るに至れり。藤原家の氏神なる春日社の如きも、もと同家の氏神なる興福寺の鎮守なりしなるべしといふ。斯くて本地垂迹、神佛一體の說永く世に傳はり、神號と佛菩薩權現等の稱とを混するに至りぬ。其二三を謂はば天照大神は本地、大日如來、加茂住吉の兩神は正觀音、春日の神は釋迦、松尾の神



興福寺



山名変石郡八坂神社園の年一和寛社園祇坂八郡名変石

は毘婆尸神の垂迹といふが如し、後世神を祭るに佛教の新禱の風を交ふるもこれが爲めなり。初め神社の制は太古高貴の屋制に似て、屋根は茅葺を以て葺き、榑木堅魚木をあげ、柱楹に色を施さず、牀を高くし、神籬を繞らし、門後の鳥居を構ふるのみにして、清高簡潔なるものなりしを、神佛同體の説斯くの如く行はれしかば、何時しか佛寺の趣味を混じ、社内に僧房を設け、寶塔鐘樓を建て、社殿をも皆瓦を以て葺き、柱楹に丹塗を施し、神前に燈籠を列ね、佛寺の三門に倣ひて樓門を設け、左輔右弼の二玉に代りて隨身を置く（即ち隨身門）もあるに至りぬ。これに反して佛寺にも鎮守の神を祭り、寺内に神祠を建つるを憚らざりき。されども伊勢の内外兩宮のみは千百年の久しきを經るもこれに化せられずして、舊態のまゝに今に傳はれるぞ、いともかして、西行法師、神宮に詣りては祈りよめる。

なにこののははしますか、は知らねども、たゞかしてさになみだこぼる。

性質のいたく異なる神佛二教さへ既に融合したれば、佛教の分派の同異は深く問ふところにあらざるべし。素より名僧碩徳の相殺まりて論議をなし、優劣を争へることありといへども、後世の淨土法華の如く敵視することあらす。延暦園城二寺の闘争の如きは教旨の争ひにあらずして勢力の争ひなりき。されば當時の人は殿に諸宗の間に垣墻を設けず、その務めとするところは、唯かす多く經文を讀誦書寫し、寺院を建立し、佛像を供養し、放生を執行するにあり。また千日の精進十二年の山籠りなどを爲す者もありて、す

べて、これ等のことを以て最大の功德とし、これがために現世は壽く、未來は極樂に生れんと信じたりき。僧侶の間には殊に難行苦行を修め、五穀を斷ちて食はざるものあり、甚だしきは火定をなすものありき。されば王侯より地下、庶人に至るまで何れも佛教に沈みたるが中に、別けて攝關たる藤原氏は代々崇佛の家にて、新たに巨剎を建立し、また主人の死したる後その家を改めて寺院となすも多く、極樂寺、法性寺、楞嚴院、法興院、淨妙寺、無量壽院など屈指するに遑あらず。白河法皇は殊に佛法を崇信し、前後四たび高野に幸し、八たび熊野に幸し、慶する所の畫佛五千四百七十餘幅、丈六の佛像百廿七軀、等身の佛像三千百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、七寶塔廿一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基、且つ天下に令して殺生を嚴禁し、鷹隼鷓鴣その他籠鳥を放ち、漁網八千八百餘張を燒かしめ、諸國の貢魚を停め、殿上の臺盤といへども六齋日の如く、釋奠にも素饌を用ふるに至れり。鳥羽法皇も亦これに劣らず、この際に建てられたる佛剎に法勝寺、尊勝寺、最勝寺、圓勝寺、成勝寺及び延勝寺ありて、これを六勝寺と名づけたり。當時財政大いに窮し上下困乏を極めたるに、寺院の爲めには國用を傾けてこれを惜まざりしこと斯くの如し。

斯くの如く上下おしなべて佛教を信じたれば、朝廷の公事の大半は法會供養のみ、法會には誦讀の經に従うて最勝會、維摩會、仁王會等の別あり。當時また盛に行はれたるは法華八講にして、これは延暦十五年僧勸攝の始めて行ひしものなり。法華經八卷を八人にて朝夕二座に講じ、凡そ五日を以て結願とす。また十講、三十講等もあり。供養には招集の僧侶の多きを喜びて七僧を請するより始めて百僧を請するもあり。朱雀天皇は千僧供養、村上天皇は萬僧供養を修したまひたりき。僧侶を請するは皆に葬儀法事のためのみならず、出産疾病にも醫師を招くを忽諾にして、まづ僧侶を聘し加持祈禱を行はしむ。晝夜を擧げず産婦病者の傍に詰めて誦經せしむるを不斷經といひ、その外別に名僧宿徳を招きて種々の修法を行はしめたり。また祝賀の時にも讀經供養を執行すること多し。高貴の四十の齡を賀するには四十箇所の寺に於て誦經を行はしめ、五十の賀には五十箇寺、六十の賀には六十箇寺に於て法會を爲して長壽冥福を祈らしめ、また功德の爲めなりとて死せざる前より四十九日の法會を行ふものさへありき。

佛教を信するもの、灌頂受戒をうくるはいふに及ばず、全く髪を削りて出家するものも亦世に多し。若し重病を受けたるときは大抵髪を削りて滅罪作善の種とし、年若きも少しく世に恨むことあれば直ちに衣を墨染に更へぬ。また何の不平なきも一人出家すれば九族天に昇るといふ經文を信じ、兄弟の一人惜げもなく黒髪を切り捨つること多かりき。萬乘の君にては清和帝最も篤く佛法を敬し、僧侶の勸めによりて香火の縁を結び、早く天位を過れて落飾入道し、聲色を斷ちて名山古寺を歴覽したまひ、宇多帝も過位の後、髪を削り灌頂受戒して佛に歸したまへり、これを法皇の始めとす。花山帝は寵姫を失ひて悲哀に勝へず、妻子珍寶及王位臨命不隨者の佛語を覽て遁志を決し、位を棄てて

祝髪し僧となりたまひぬ。其他歴朝の天子佛に歸依したまはざるはなし。斯く漫りに出家することの行はれたるより、全く凡俗の人にして姿のみ出家のものも世に出できたりき。新發意入道などを稱して猶ほ俗務に預かるものもあるも、この時代よりのことなり。朝廷に變事あればその前兆として、多武峯の鎌足の像破裂すと傳へたり。この事の始めて現はれしは後冷泉帝の永承元年にして爾來このことあれば藤原氏の長者より祈謝の使を發することゝす。妖星現じ、地震震ひ、旱霖の患、疾疫の災、さては兵亂の起れる毎に禁中または諸國に於て諸寺の僧侶を招きて讀經修法を行ひ、加持祈禱をなして災惡を攘はしめ、もし亂賊の平らぎたるときはこれ誦經調伏の功なりとて、征討の將軍兵士よりは僧侶先づ優賞を賜はれり。されば延曆興福園城などの諸寺は國家鎮護の功に誇り、兵を構へ勢を張りて遂に制すること能はざるに至りしことは既に述べたるが如し。神道、神道の行はれたること古へに譲らず、殊に朝儀祭式の如きは敬神の法を守りて太古の風を失はず、大嘗會を始めもろくの儀式には往々法師を思ひことあり。伊勢大神宮の尊崇せられたるはいふまでもなし、延曆遷都已來、加茂の社は新京の城隍神に當れるを以て、これを敬まふこと殊に深く、弘仁九年に嵯峨天皇は有智子内親王を加茂の齋院とし、伊勢齋宮の次に置きたまひ、これより御代の更まる毎に新たに齋宮齋院を立て、怠らることなし。石清水八幡宮は貞觀年中僧行教の神託を奉じて筑紫宇佐より山城男山に遷せし所にして、武勇の神として歸依せらるること篤し、その他の神社にも世に尊崇せられ、其祭典を官より行はるゝもの勘からざりき。

當時伊勢齋宮に忌み詞といふもの内七言、外七言、及び別忌詞あり、内七言とは佛といふことを思みて、なかさ中子と稱し、經をうめかみ、染紙、塔をあらゝき、阿良々岐、寺をかはらふき、瓦尊、僧をかみなが、髪長、尾をめかみなが、女髪長、齋をかたじき、片膳といふことにて別忌詞とは堂をかうたき、香燈、優婆塞をつのはづ、角等といふなり。加茂齋院の忌詞の中には佛教に關するものなしと雖も、その社の南邊には境域の外といへども僧侶の居住を禁せられたり、されば神道佛教は大いに混和したりと雖も、尙ほ伊勢加茂などの大廟の神事の備古なるを尙ふ所には佛教を思みたるを知るべし。また齋宮忌詞の外七言、齋宮忌詞、踐祚大祭忌詞には死を思みて、なほる、直といひ、病をやすむ、息、泣くを、しほたれ、懸垂、血を、あせ、汗、矢を、くさびら、菌、打を、なで、蕪、墓を、つちくれ、塚といふなり。

太古以來清淨を尙ひ、殊に神事には穢に觸ること嫌ひしが、益々萬般に涉りて、出產死亡は素より論なく、葬儀に會し、法會に詣で、或は獸肉五辛を喰ひ、或は灸治を施すなど皆觸穢のこととして知人に接するをさへ憚れり、故にまた官人に觸穢のことあれば參朝せずして、それく定まれる期日の間家宅に籠居す、官嶺にして懷妊し、或は月經の來れるあれば宿虛に退り下る、これを忌日といふ。當時觸穢に關はる制規は概ね次の如し。

凡觸穢惡事、應忌者、人死限卅日、自葬日産七日、六畜死五日、産三日、忌限其喪卒三日、
凡弔喪問病及到山作所、遺三七日、法事者、雖身不穢、而當日不可參入內裏。

凡新年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋之日僧尼及重服者情從公之謙不得參入内裏雖輕服人致齋並散齋之日不得參入自餘諸祭齋日皆同此例。

凡宮女懷妊者散齋日之前退出有月事者祭日之前退下宿廳不得上殿其三月九月潔齋預前退出宫外。

凡甲處有穢乙入其處謂乙及同處人皆爲穢丙入乙處唯丙一身爲穢同處人不爲穢乙入丙處同處人皆爲穢丁入丙處不爲穢其觸死葬之人雖非神事月不得參著諸司并諸衛陣及侍從所等延喜神祇式。

陰陽道 陰陽道は前期より行はれたりしが延喜以後は漸く道家と釋氏との説を混じ、年を追うて盛にして日月星辰の妖地水火風の變はもとより嫁娶元服喪儀その他すべて瑣々たることまでも皆陰陽師に托して日時吉凶を判せしめ祈禱禳祓を爲すまた甲子辛酉の年を革命革命と稱して朝家には改元あり大歳害氣太陰の三神の相合する年を三合厄と稱し必ず災害ありとし當梁の年は營作を慎めるが如き皆是陰陽道に出でたり初め宇多天皇の朝に賀茂忠行陰陽推歩の術を善くするの子保憲奇才ありて陰陽頭に任じ天文博士を兼ね聲譽父に勝れり保憲曆道を以てその子光榮に傳へ天文道を以て弟子安倍晴明に傳ふこれより曆道天文道各々専門の業となれり後世賀茂氏の家は幸徳井といひ安倍氏は土御門といへり晴明善く天文雜占を解し鬼神を役使してその術神の如し例之ば花山帝の遜位を天變によりて知り道長の許にて瓜中に毒を辨じたる類なり。

宿曜の道といふも陰陽道の一様にして廿八宿九曜の行度を勘へて人の運命を察することを修むるなり例之ば子の年に生れし人は貪狼星丑亥の年の人は巨門星寅戌の年の人は祿存星卯酉の年の人は文曲星辰申の年の人は廉貞星己未の年の人は武曲星午の年の人は破軍星とし歳によりて羅喉曜土曜水曜金曜日曜火曜計都月曜木曜の九星を定む各々これに縁佛を附し辰年の人は文珠師利己年は地藏午年は梅檀摩尼未年は夜摩支天申年は觀世音酉年は阿彌陀等とし羅喉曜星は不動明王土曜は聖觀音水曜は彌勒金曜は阿彌陀等とするが如し各々これに従つて其佛を信すれば智福多しといへり。

曆術といふも概ね何歳の人は疫に當れり何の日は吉き日なりまた凶き日なりなどいふことを知るを務めとするもの多し世人は何事を行ふにも先づ曆を開きて吉凶を考へ行ふべき日を撰び定むることこの頃の習ひなりき日に凶會日歸忌日坎日十死一生道虛日下食日百鬼夜行日等あり例之ば道虛日は毎月六十二十八廿四の諸日にして出行嫁娶移徙加冠著袴等にこれを忌む百鬼夜行日は正月の子二月の午三月の巳四月の戌五月の未六月の辰等にあたる日にして夜行を忌めり其他吉事を行ひ宅神を祭り或は出行乗船等より嫁娶産婦の著帯胞衣を織め沐浴着衣剃髪をなすに至るまで各々定まれる吉日ありまたこれに對して忌日もあり天火天觸地火龍口等の日には土木の造

作を忌み、天季日には移徙を憚り、卯日、八風日には乗船を忌み、五離日には嫁娶を禁めたり。斯くの如き類を療病服藥の秘時を争ふことにも及ぼして日の吉凶を撰びてこれをなましめしに至つては、大いに世に弊害を興へしものといはざるべからず。

惑信、神道佛教のみならず、陰陽道もまた種々の惑信を生じたることは前期より既に然り。この時代に於て流行せる物忌、方違、庚申待などいふ習俗は皆陰陽道より起りしものなり。

物忌は性昔、遼羅衛國に桃林あり、その中に一大鬼王住めり、名づけて物忌といふ。この鬼王教へて曰く、若し惡魔鬼畜の害を爲すときは吾名を書して門に立てよ、吾よくこれを驅逐せんといふ俗説に始まり、忌むべき日には桃の板に物忌と記して貼じ置くなり。物忌に輕重の別あり、輕きは外出を慎み、或は他行するに小札を造りて冠衣に取り着けて物忌たることを知らするに止まり、或は官人にては猶ほ禁中に出仕するものあり、重きは晝夜の別なく四方の門を鎖して出入を絶ち、他人に聲を聞かすることをさへ忌む。若し姿を見せ聲を聞かさば、ろの虛に乗じて惡魔の襲はんことを恐るればなり。

方違は志す方に行かんとするに其方角、天遊行の方に當れば吉方の家に一泊し、翌日行くことあり、また己の住む所の方角塞がることあれば須臾く居を替へてろの開くを待つことあり、これを方違といふ。このことは上下ともに行はれて院宮の重きもこれがために屢々居を移させたまひき、また疾病の長く癒へざるは方角の凶なるが爲めなりと

て居を替ふることも屢々行はれたりき。

庚申待といふことも、漢土の俗説に、人の肚中に蟲あり、若し庚申の夜に眠ることあれば、その虛に乗じて天に昇り、其人の罪惡を訴ふるがゆゑにこの夜は睡る可からずといふに基づき、庚申の夜は寢臥するものなく、一家比隣のもの相鳩まり、笑談嬉遊に曉を待つ習ひなり、中には宴飲以て長夜を忘るゝもありき。偶まこの夜寝んとするものは、

しやうげらがねたどてきたか、ぬぬものをねたれそとねぬそね、ぬとねたるそ

といふ誦文を呪して後寢ぬめり。

その他惑信の類一にして足らず、源藤の靈河原院を去らず、羅生門にも鬼住み、都大路に迷はし神の誑惑あり、百鬼夜行の妖怪あり、殊に人の疾病に罹りたるは大抵物怪の所爲と信ず、平生これ怨恨ある者の死靈、生靈の來りて讐を報ゆる所にして、別けて虚に乗じて害をなすなれば、疾病婉産の際には別に人をその側に侍せしめ、讀經祈禱によつて當人の物怪をこの側の人に移らしむ、物怪の強きは容易く移らず、移りて後もろの恨み罵るさま恰も怨ある者の聲貌に異ならず。三條上皇の眼病に罹りて殆ど盲目の如くなりたまひしも、朝家に怨みある者の死して天狗となり、頸に乗り居て翼を以て眼を覆へるなり、時々その羽ばたきする毎には少しく物をも覽させたまへりと世に傳へたりき。故に世間貴賤に拘らず皆疾病婉産に臨みては醫師を招聘することなく、僧侶巫祝の類をのみ數多く呼び集めて祈禱厭禳を行はしめ、その功德によりて物怪を退げんとこそ願

ひけれ。

世人深く陰陽師宿曜師の説くところを信せしより、些變少怪も皆驚怖するに至り、自己の見聞に慣れざる者は、常に傳説または卜筮に徴して吉凶を定む。筮の鳴ること、野干の鳴くこと、怪鳥巢をつくること、の如き瑣々たることも、皆自己の運命に關するものと信せり。これ等の事もまた曆日によりて其吉凶を異にす。筮鳴の怪は子の日なれば愁あり、丑の日なれば喪事あり、寅の日なれば官事凶に、卯の日なれば家喪あり、辰の日なれば家亡ふとす。野干の鳴くも辰の日なれば火災あり、巳の日なれば財物を得べし、酉の日なれば病事あり、戌及び亥の日なれば水に溺れて死すべしと。斯くの如く曆日によりて吉凶異なりとせり。されば夜間夢みることあれば直ちに事の吉凶を考ふ。次いで「惡夢者草木、吉夢成寶玉」と誦す。これを以て凶もまた吉に轉すべしとなり、また吉夢と思ひ定むれば則ち誦するに「福德增長須彌功德神變王如來」と唱ふ。然すれば吉は愈々吉となると信じたり。夜行して途上死人に遇へば則ち歌うて

たまたたかよみち我行く、おほちたら、まちたらまちたら、企ちりく。

沐浴の時に鐘聲を聞けば則ち歌うて

こよひ鐘撞ざるほどにゆあみよと、みよつまなくにいひてしものを。

鴉鳴くに會すれば則ち歌うて

よみち鳥我かきもとに鳴つなり、人まで聞つ、ゆくたまもあらし。

少しだも汚穢若くは不吉と思ふものに會すれば、大いにこれを思ひ、また呪詛を誦して萬凶悉く休すとす。噴嚏頻りに發すれば、休息萬命、急急如律令といふ間短なる硬句を藥石よりも靈効ありと信じ、また人魂を見る時は、則ち

魂はみつ、主はたれともしらねども結留めつ、したかゝのつま

と誦して著る所の衣服の裙を結びて、妖惡則ち禳へりとなせり。

關寺に材木を運ぶ牛は迦葉佛の化身、叡山に經卷を傷る鼠は賴豪阿闍梨の變生と信じ、輪廻に關する妄信愈々深くなりて、禽獸も徳を施せしまた仇をなすことありとなせり。狐の人に憑きたることは珍らしからず、猪蛇の憑きたることも見えたり。斯くの如く怪異のことに信じたれば、當時の人はさなきだに懦弱なるものゝ愈々これに臆して、日暮るれば獨り戶外に出づるをさへ憚りたり。花山帝の朝、五月間の夜、雨の降るに殿上にて人々恐ろしき物語りしてありけるが、剛臆のほどを試みんとて、藤原兼家の子三人のうち道隆は豐樂院へ、道兼は仁壽殿へ、道長は大極殿へ各々標を賜はりて罷り向ひしに、二人は中途に逃げ歸り、獨り道長のみ達したるをこの上なき勇氣と世の人賞讃せり。蓋しこれ後世の百物語の類ならんか、これを以て次期に見ゆる武士の剛勇を競ふ風に比しなば、當時縉紳の懦弱大概知らるべし。

巫祝淫祠の疑はしく害あるは政府の屢々禁せし所なれども、彼れ廢して是れ起り、遂に絶ゆるときなし。延暦の頃には毎年春秋の季月に北辰を祭りて榮福を求め、男女祭場

混雜せしが爲め、はては怪風を導きしかば、これを禁せられ、天慶年間には京師の路橋毎に木を刻んで神を作り相對して安置し、香華を供へて祀る者あり、號して岐神といひ、また御靈と稱したりき、應徳の頃には京の街の辻毎に寶倉を造り鳥居を立て、福徳神、長福神、白朱社などいふ類をうち、上下群集して酒酌みかはして遊びしかば、檢非違使、經國なりと認めて悉くこれを破却したりき、諸國稀には人身を贄として神に供する風をも傳へ、多くは年に一度その神事に未通の少女を供ふるを例とす、江戸時代に及ぶまで邊僻の神祠には猶ほ此遺風を傳へたり、また新たに橋梁を架し、津湊を築くにも人身を生きて埋めにし神を祭りて祝ふことあり、世に傳へたる長柄人柱も此類なり。

その他また夢を占ふことも古の如く世に行はれ、この頃には夢解きといふことを一種の業となす者あり、多くは婦女のなす業にして、人若し夢みるときは先づ行きてその判断を受く、夢も判断の仕方によりて吉も凶となり、禍も福に變ずると、漫りに他に語りて批判を受けず、夢解きの合せ考ふるを待つなり、夢を買ふといふことも行はれて人の吉夢を買へば買ひたる人福を受くと信じたり、また陰陽師をして夢祭といふことを行はしめて災を禳ふものもありき、歌占は古歌を探り見てその歌の意によつて吉凶を占ふといふ。

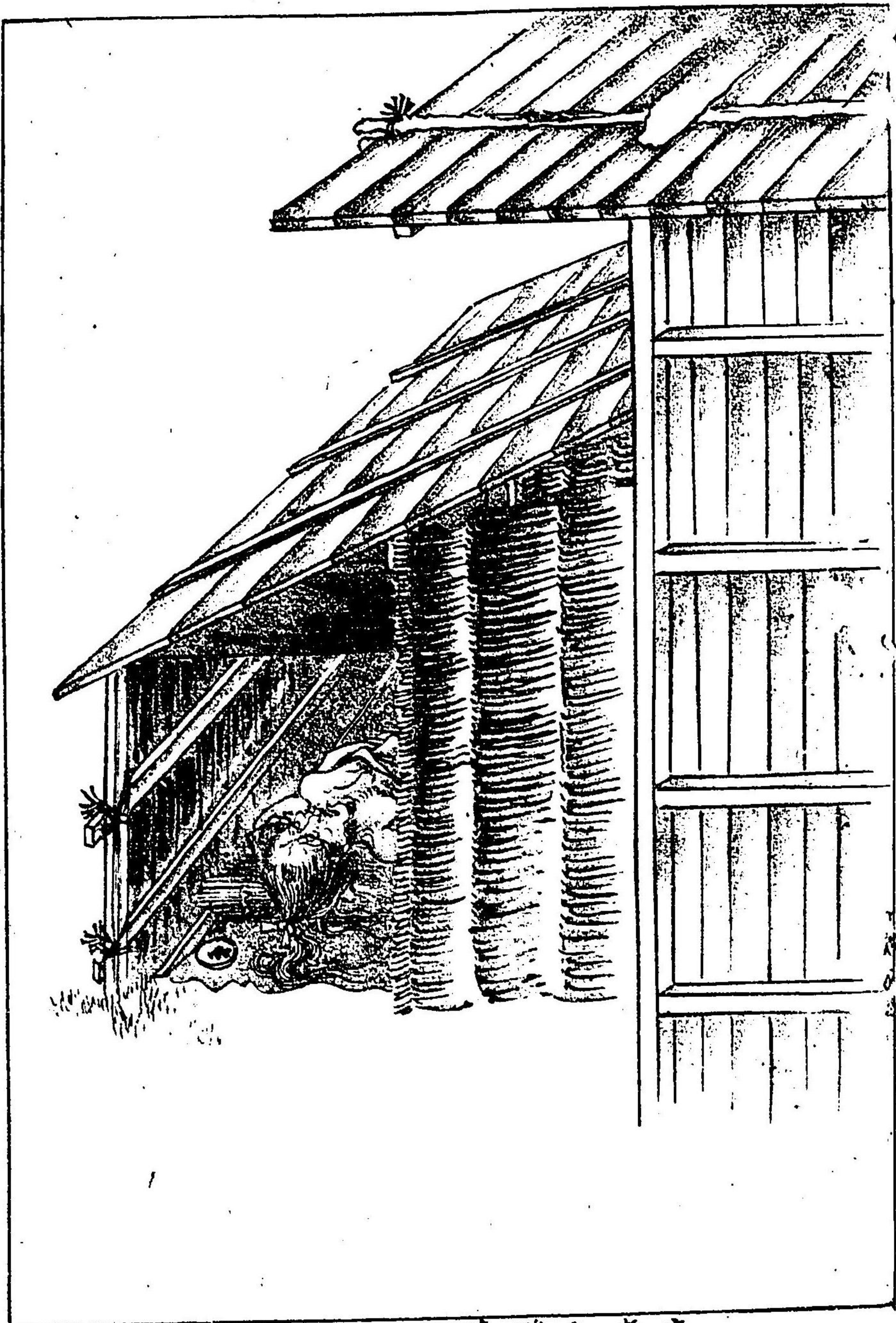
第二節 教育及び人情道德

前期既に大學、國學の設あり、其季世より此時代にかゝりて、華宗盛族の其一族子弟を教育せんが爲めに私學を開くもの多く、就中その大いなるものには、和氣廣世のたてたる弘文院、藤原冬嗣のたてたる勸學院、その他在原氏の獎學院、源氏の淳和院、橘氏の學館院等ありて、京師の學校一時大いに盛なりき、その教ふる所は概ね徳育の點にあらずして、智育を重んじたり、後にはそれすら京師衰ふるに従うて廢滅し、この期の季には其名をさへ知らざるに至れり。

漢學は盛なれども、概ね詩文章句の技に馳せ、學者といへば紀傳道に通達したる者のみ重用せられぬ、孝經論語の他の經書も習はぬにはあらねど、花月を受ずる風流の心には道を講じ徳を談せんより、樂天の詩を吟じ文選の句を誦するの樂しきに如かずとしたり、されば漢學の行はれたるに比して、儒道の人心に染みたることは甚だ薄かりき、佛教も讀教供養の功德たり、布施放生の作善たるは僧侶の唱道するところにして、貴賤爭うてこれを行へども、内心を修むること深からざりき、かくて人心を箝制するもの殆どなく、道德漸くに紊亂し、わきて京都は四方人民の鳩まる所にして、一たびこゝに地を定めて復た動かぬに至りては、偷安逸樂の風増進して、風俗浮華輕薄に流れたり。

かくて權貴に媚ひ與賤に傲る風は著しく加はり、隨身舍人多く従へ、往來美々しかりし人も、一旦落魄しては途に遭ふても車を避けて顧みるものなく、鳥の聲のみ凄まじかりし家も、築達の途に出で、は思はぬ人の争ひ來りて、蓬茅を刈り築地を繕ふぞ常なりける、父子の間はさすがに慈愛孝養の風を失はざりしが、兄弟叔姪には猶に闘ぐもの多く

殊に重官を望み繼嗣を撰ぶ時は私情に任して長幼の序宗家支族の分を顧みず愛憎に
 より非を逐ぐるものあるも世の人たゞ勢ひにつきてこれを咎めざりき。
 觸穢を忌み清淨を尊ぶなる古來の美風も過ぎては弊習となり疾病を忌み避くる風も
 これに浮薄の情を加へては病者を棄てゝ顧みざるに至り屢々法令を出だして禁せら
 れしかを止むことなし敬重愛惜する人に奉仕するは人情の然らしむるところ何時の
 世にか爾ならぬやはある服を更へ葬に從ふことはこの時とて古へに變らねども奴婢
 なをを遇するには平常は甚だ香愛したるも一旦重病をうけて治すべくも見えぬ時は
 雜物を藏むる小屋へ運び出だし甚だしきは山野に擔ぎ棄つるもありき或る時山城に
 貧夫の兄に寄食りてありしが大病に罹りしかば兄我家にては死なせしめて家より逐
 ひ出だしぬ親しきものを懸みて行きしに其處にも止めずせん方なくて之に従ひたる
 者共は病者を鳥部野に棄て置きて逃げ去りしとかやされば信濃なる嶺捨山に叔母を
 捨てしといふ俚話の殘れるも強ちに棄て難しまた或る寺の鐘樓にて乞食法師の倒れ
 死したるを寺僧は村人を催ほして其屍を棄てよといへるに祭近きに何かは身を積す
 べきとて皆これを否みやがて一月餘がほは屍を埋めず鐘をも撞かさざりしといふ。
 後世武家の世となりては人々武に進みて感情を表にあらはすを嫌ひ殊に涕泣は女
 として男子の涙こぼすことをつゝ至りしが當時の人は未だ然らず人情すべて女
 中如く死別生別はいかに及ばず情人の一夜相逢はぬにも流浮かんばかりに泣き暮



病者路傍に棄てたる圖

花秋葉に感じ虫聲鹿鳴を悲しみては已が情を人に語るを憚らざりき。

男女の情愛 世態すべて浮華に移れるに男女兩性の間の徳義のみ亂れざることあらんや前期以來漸く夫妻の倫理亂れ淫猥の風年を経るに従うて甚だしくその醜陋實に厭ふべし當時未だ貞女は二夫に見えずといふ訓を固守するものなく素より夫死してその妻の再嫁せざるを美風としたれども、これは寧ろ愛情の篤きより賞することにて、二庭を踐まざる女は百が一人のみ、されば女子の數回改嫁するも平常のこととして人毫も怪しまず、夫と縁を断ちし後他に嫁するは論なく、同時に二三人の夫を有つことも珍らしからず、ましてや古來一夫多妻の風行はれたりしに當時淫猥の習氣を加へしかば、男子の行ひの如何なりしかは言はずとも知られぬべし、或はこの里に妻を設け、また彼處の郷にあだし妻をこしらへ、愛の薄きは暫くして往來を絶ちて一片の音信だにせず、棄つることの易きは破草鞋にも似たりけり。

上流社會は逸樂を事とし游惰に荒み、その愛讀する書籍は閨房の秘を寫したる遊仙窟の類にして、贈答する和歌は情交の媒とも言ひつべし。年若き男は一身を戀愛の犠牲に供し、公私の事務を飲きて女の爲めに勞し、子を思ふ道は限りあり、この道こそ思ひ放ち難きものにこそ自ら許して、よき女ありと聞けば先を競ひて歌を贈り情を通ず、未だその容貌の美醜をも究めず、何ぞその性行の善惡を知らんや、戀といふ實なく、たゞ戀といふ名を晴れわざとして多くの女子を従はしむるを誇れり、また一首の戀歌の爲めに

生涯の情を沾るものも少からず閨閻の亂れ、この時より甚だしきはなく、上達部殿上人は晝となく夜となく後宮に入りて官女と狎昵するもの多し、されば姦淫の風大いに行はれて他人の妻に通ずるより、兄弟叔姪の婦を偷ひもの、繼母子の相姦するものさへ上流の間に少からず、たとへば藤原時平は引出物に托して伯父國經の妻を奪ひ、源義家は法師の妻に淫せる類少からず、上の好むところ下これに靡く習ひにて、下流社會にも淫猥の風甚だし、一たび途中に遇ひてその顔色を喜び、一言の下に契を結ぶも珍らしからず、朱雀大路にて奸するものもありけり、僧侶もまた斯くの如き世間にありては、戒律を保つものは殆どこれなく、明々地に妻子を具して自らも耻ぢず、人も奇しき、高貴の閨房に出入して不義の情態を遂ぐるもの多く、これがために圓頂黒衣の姿を嫌ひて還俗するものさへありき。

古來血族婚姻を禁めざりしかば、異母兄妹の夫婦となるさへありしが、儒學的の道德發達するに従うて、兄妹婚姻の如きは何時しかその跡を絶ちたりき、從兄妹の婚し、叔姪の通ずることはこれなきにあらず、殊に系統を重んじ門閥を尊ぶものには、姓々この例ありきといへども、通常は貴賤一般に血族婚姻を嫌忌するに至りき。

男女の婚姻するに至るまでの有様は、男子よき女ありと聞きては先づ文を送るに、これに答ふるを不徳とせぬばかりかは、縱使ひ嫌へる人なりとも答へざるは無情のことなりとし、若しまた女の返書したとむるを耻づることあれば、父母の教へ勸めて書かす

も少からず、互に容色を見るよりも詠調の巧拙、才學の優劣によりてその心性までを察して、以て婚嫁を決す、されば情を述べたる文の贈答は聊か人に憚ることなく、若し和歌文章の妙なるあれば世間舉りてこれを賞譽し、その倫理に合ひたりや否やを顧みざりき、地方にては常陸國鹿島明神の祭の日、女の情人數人あるは其名を布の帯に書きつけて神前に捧ぐるに、夫とすべき人の名書きたるは自ら歸るといひ傳ふ、世にこれを常陸帯といへり、陸奥にては戀ふる人の家の前に錦木を立て置くこと、恰も詠書を贈るが如くして、彼習はこれを聽かざれば幾本にても重ね立つることあり、また近江國筑摩明神の祭には、一村の婦女その通じたる情夫の數ほど鍋を頭に重ね載きて神輿に従うて渡御す、また越中國鶴坂神社には、祠官が祝詞を宣る時、一郷の婦女に其年あへる男の數をいはせ、其數ほど答を以て女の尻を撃つ、これ等は其村の落風を防がんがために神事に託して諷しめしものなるべし。

男女の間の紊れたることは上に述べたるが如しと雖も、その表面より見れば却つて禮義の甚だ嚴肅なること多し、女はすべて引籠りがちにて他人に顔を見らるゝはもとより、聲を聞かすだに耻かしと思へり、外出の際は車なきは被衣にて面を蔽し、上流の人は家にありて男と應接するにも、疎きは簀子の上にだに上らせず、侍女をして執次がしめ、稱と親しきも、或はまた障子を隔てて聲籠りがちに挨拶す、止むを得ずして對面するも、几帳を立て隔て、扇を顔に懸して、絶えて面あらはに辱れく話するものなし、されば婦

人は異服の兄弟にさへ面を見ずるを厭ひ、男子のその親母の姿をさへ見隠らで終りしもありき。

男色は當時かはつるみどいひて、僧侶の支那より傳へしものならんといふ。この時代にはその弊俗世に行はれ、特に僧侶の間に多く行はれて美はしき頑童數人を養ひてこれを愛寵するもの少からざりき。

第四章 平安京及び諸國の交通

平安京 時に延暦三年遷都の職あり、地を山背國乙訓郡長岡村に相し、諸國の役夫を召して新宮の造營をさく、怠りなかりしに、その職中途にして止みぬ。越えて十二年に至り、和氣清盛の奏議に因り、同國葛野郡宇太村の地を新都と定めらる。この地山河襟帶自ら城郭をなし、形勢の地なりと稱ありて、新都を平安京と稱し、山背の國名をも改めて山城と名づけたまへり。これより萬世不易の帝都となりて、明治維新の際に至るまで、凡そ一千七十五年の間、天日こゝに輝きてまことに萬國無比の靈地とぞなりける。素より造營の初めより永遠を期して、一時の勞を憚らず、費用の多きを厭はず、諸國に課して大いに土木を起されしかば、その宏壯なる古來未嘗有のものなりき。その規模は、竊ら唐の長安城の制によりて、擬定せられしなり。

新都は南北一千七百五十三丈、東西一千五百七十丈、その北に當り南面して宮城あり、京

西八町、南北十町、皇居及び百官諸司みなこの郭内にあり、周垣にすべて十二門あり、一面に各三門、南の正門を朱雀門とす、朱雀門より南郭の羅城門に至るまで都府の中央を通じたるを朱雀大路といふ、廣さ廿八丈、その東を左京とし、西を右京とす、兩京何れも翻して九條となし、北端なるを一條といひ、それより數へて南端九條に至る、一條のうち四坊あり、一坊のうち四保あり、一保は即ち四町、一町を四行に別ち、一行に八戸あり、一戸は長さ十丈、幅五丈となす、すべて兩京を併せて坊七十二、保三百、町一千二百十六、戸三萬八千九百十二ぞありける、市はその間にありて、寧樂の京に於けるが如く、東西の兩市に別ち、毎月十五日以前は東市に集まり、十六日以後は西市に集まる、東市には五十箇邸ありて、東施、羅、絲、錦、綵、頭巾、子、縫衣、帶、紵、布、苧、木綿、櫛、針、香、非、筆、墨、丹、珠、玉、藥、太刀、弓、箭、兵具、香、軟、橋、鞍、褥、鞆、障、泥、靴、鐵、井、金、器、漆、油、染、草、米、木、器、鹽、醬、索、餅、心、太、海、藻、菓子、蒜、干、魚、馬、生、魚、海、菜、麥の五十一種を聚ぎ、西市には三十三邸ありて、絹、錦、綾、絲、綿、紗、襪、扇、綵、頭、縫衣、襦、帶、袴、紵、布、麻、績、麻、櫛、針、非、雜、染、錢、笠、藥、草、土、器、油、米、鹽、未、醬、索、餅、糖、心、太、海、藻、菓子、干、魚、生、魚、牛の三十三種を商へり、何れも邸毎に勝を立て、號を題し、定品のほか便に従うて他物を扱ふを得ざる制なりき、左右の兩京の市政は總て左右職これを掌れり、

新都の經營こゝに成り、宮城の造營も功を竣めしかば、公卿百官民庶に至るまで、第を構へ居を占め、道を並べ、橋を聯ぬ、大路に沿ひて柳、櫻を栽ゑ、高貴の庭には花、紅葉の眺めあり。

見渡せば柳櫻をこきませてみやこぞ春の錦なりける

と、これ當時帝都の春色を歌へるものなり。地勢を見れば山美はしく河清く、四季ときらゝの眺にも飽かぬところなし。嵯峨野の春の曙は花の宴によるしく、大井河の秋の夕に月の遊びも面白し。神社佛閣數多き中にも加茂石清水、北野また大原野、吉田は春日の神を移して藤氏の人々尊敬し、稻荷社も庶人の參詣絶ゆることなし。近くは清水寺に參詣の人、遠くは石山寺に歩みを運ぶものも少からず。寧樂はさすがに數代打續きたる舊都とて跡とふ人亦多かりし。長谷の觀音は大慈悲の誓ひにて諸人を濟はせたまふとて信徒の參詣ひきもきれず。されば諸國よりは帝都の繁華を慕ひて移り來るもの夥しければ、往來の車行きちがひて、曳かする牛の歩みには大宮人の寛けき心も推し置られ、頭に桶を載きて物賣り歩く販女のさまは都の人の心とていと緩やかに見えにけり。

新都經營の初めは市坊の區劃井然して左右兩京繁盛のさまなりしに、何時しか右京は衰へ、左京のみ榮えて、圓融帝の頃には右京は幽墟に變く、屋は壊れても造るものなしといふに至りぬ。當時朝綱大いに衰へ諸國擾亂せしかば、從うて京都もまた漸く廢がし、權要の僕隸、武人の從卒、主人の威勢を恐みて庶民を苦しめ、酒食を求め、被物を促がし、田圃の稻穀を奪ひ、また往來の車を強借するもあり、舍人仕丁等の神祭佛會の料とて、錢紙、米を貪ぼり取るなど亂行いと多し。また盜賊甚だ多く兵器を携へて財寶を掠めありければ、上下貴賤枕を高くして寝ね難し。これより先き天長七年に檢非違廳を設け、廳の別當

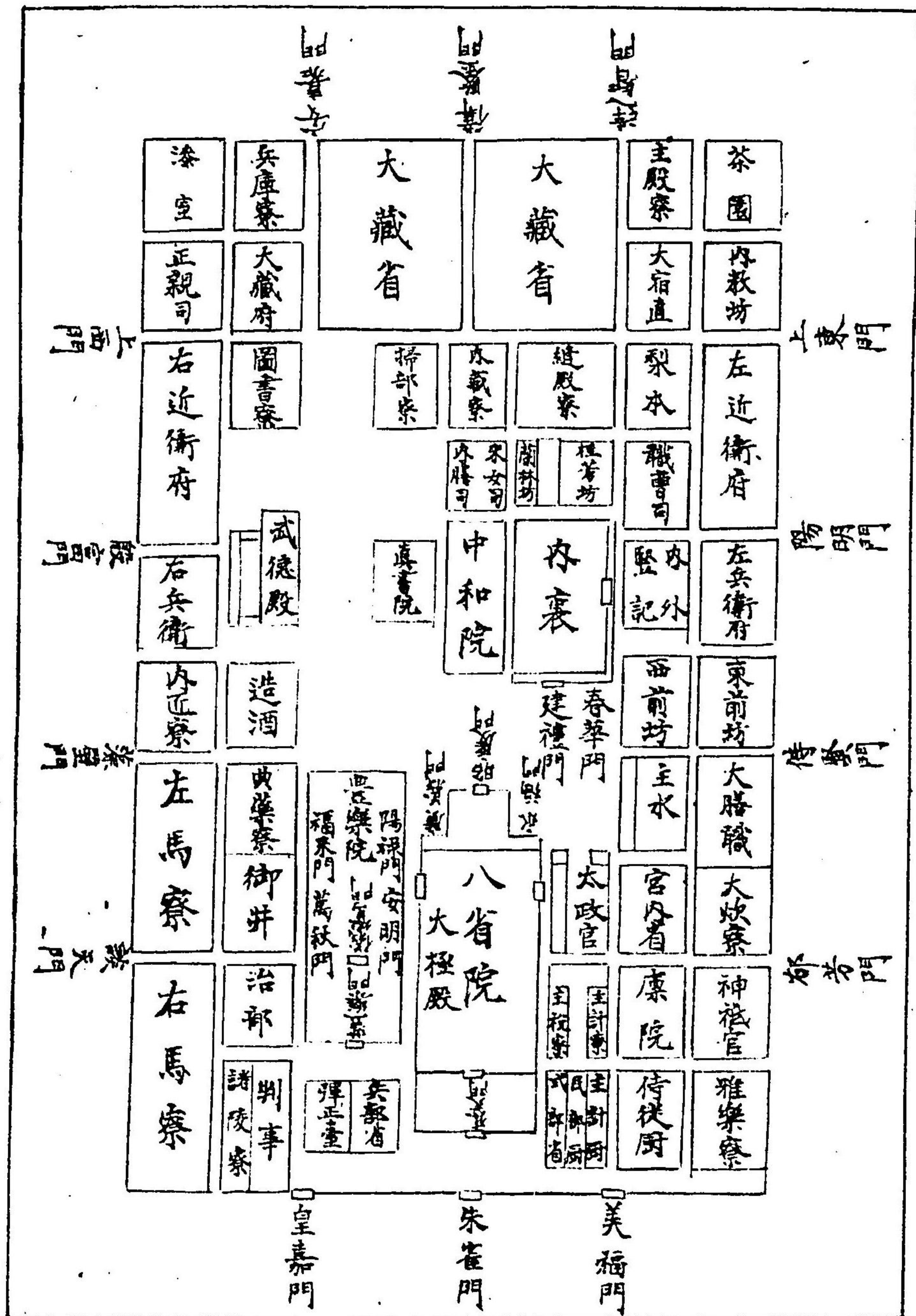
の命令は應宣とて勅宣に準じ、盜賊を追捕し非違を檢察することを司らしめられけるが、世の亂るゝに及びては檢非違使の力も京中の紛擾を抑へがたくて、庶人の困難は日々に増加したりき。

朝廷には諸國の貢物減省し、官庫空乏を告げしより内裏を始め官廳の荒廢したるをも修繕すること能はず。一條天皇以來は京中に火災多く、大内も祝融の禍を免れざりしかば、天皇は居を宮城外に移させたまふ、これを里内裏といひしが、これもまた燒失して遷御屢々なり。その後、白河天皇の朝新たに皇宮を營ませたまひしかども、治承元年また燒亡し、禁中のみ儘かにその災を免れしが、これより皇室式微して更に再建の舉もなく、大極殿の儀式は大抵紫宸殿にて行はるゝこととなりき。

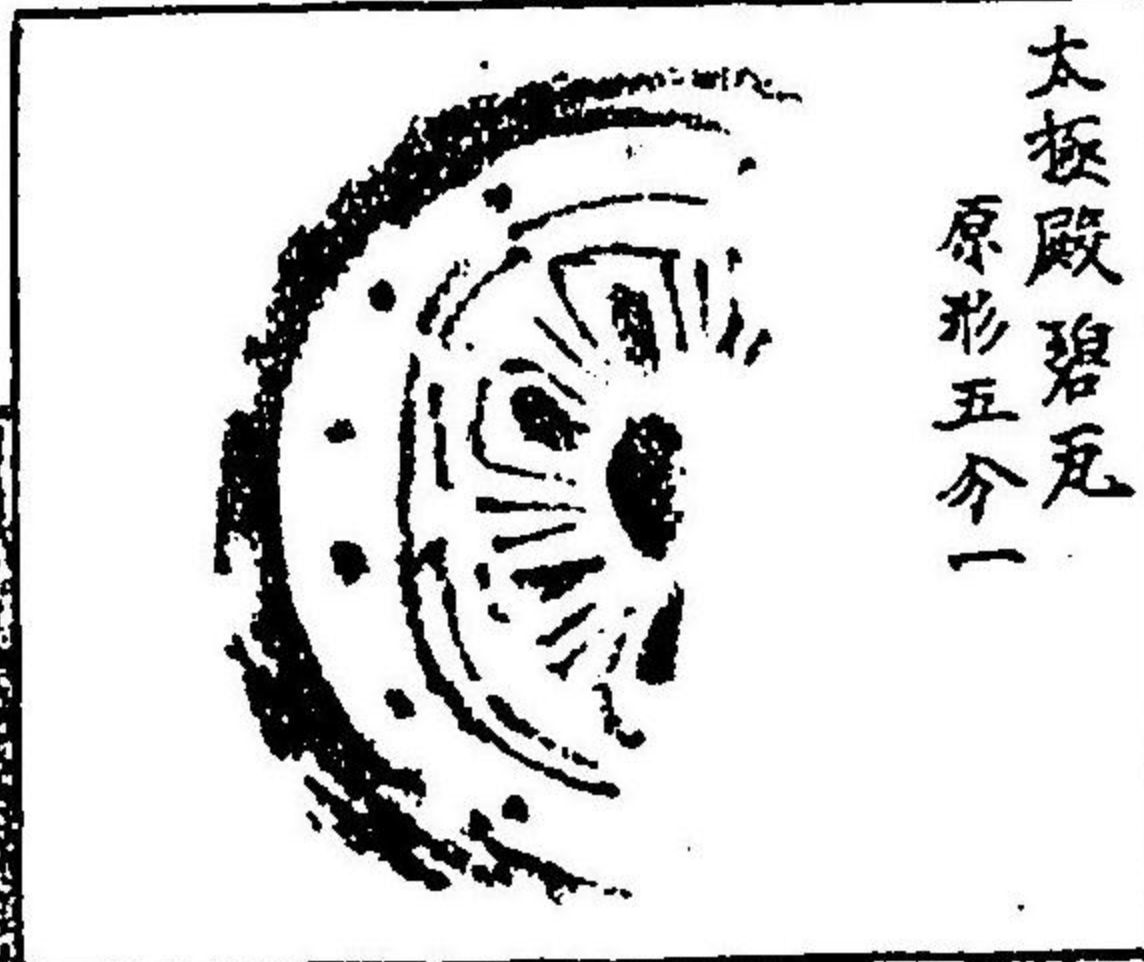
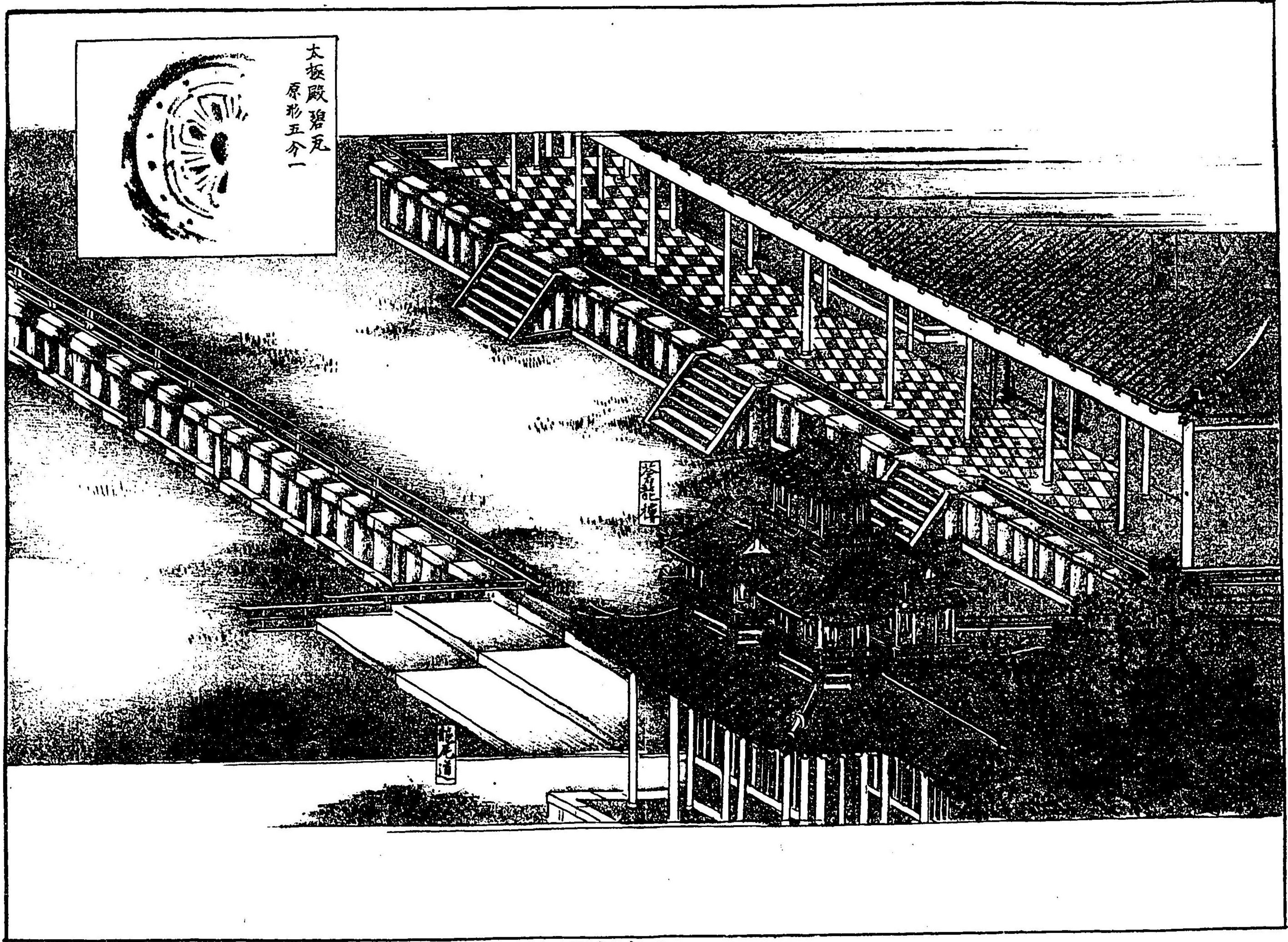
諸國の交通、さて翻つて諸國のさまはいかにと見よ。延暦年間に鈴鹿、不破、愛發の三關及び相坂關を廢して公私往來稽留の弊を除き、關東の足柄路は富士山噴火の爲めに壅塞せられしを以て、新たに宮宿路を開かれぬ。これ後世の箱根山道なり。斯く往還の便を計られしかば運輸の不便は尙ほ甚だし、京人は都會の驕奢に傲りて地方を顧みず、地方の豪族は莊園の利を占めて獨り勢を恣まにし、京都と地方との離隔は日を追うて大いなり。國守の任國に往還し、朝使の通行する時は、郡の大領または地方の富豪の家に宿する習ひなりしが、庶人の羈旅には日暮るれば路傍の家に入りて一夜の宿りを請ひ、それもかなはざる時は草廬を作り、または古き墓穴などを求めて入り臥しなせして、僅かに

雨露を凌ぎたること前期に同じかりき加ふるに陸路には盜賊群をなして行人を脅かし海上にも海賊の患多し承平年間紀貫之が土佐の任果て、水路より京に歸るに五十餘日を費やし治安年間に菅原孝標の常陸より還るには百二十日を経しなどを以てその頃往來のさまを察すべし。

斯く諸國との交通不便なりしがなかに尙ほ彼此の往還絶えず股脈の隔たりしは攝津の難波津なり此地は恰も現今横濱の東京に於けるが如く京都と去ること遠からず山陽四國九州へ來往する要津にして大船巨舸の出入絶ゆることなしさればいにしへ仁徳孝徳の二帝がこゝに都を定められしも偶然にあらず殊に住吉の祠は海上鎮護の神を祀りて諸人の崇敬淺からず公卿のこゝに詣づるもの多く延久年間に至りては後三條天皇が行幸の例をさへぞ開かれたる難波の地に至るには山城の山崎より船に乗りて淀川を下れば容易く至りぬべし先づ淀川を西行する一日程のところを河陽といひ河の分れて河内國に向ふ所を江口と名づく攝津に至れば神崎、蟹島などの地あり江口、神崎、蟹島さては住吉などは舟行の人の休泊する所にして比門連戸遊女群をなして扁舟に棹さして客船に至り管絃歌舞の興を添へまた枕席を薦む王侯貴人もこれを受じて憚からずわさくこれ等の地に至りて宴を張り興を催ほす者も多かりき遊女の名は既に延喜の頃の書に見はれ諸國の驛里津港に群れ住みて盛に嫖客を迎ふ當時の遊女は槐門にも出入して歌舞を奏しまた和歌を詠じて奉つりなどもせり例之は丹波守

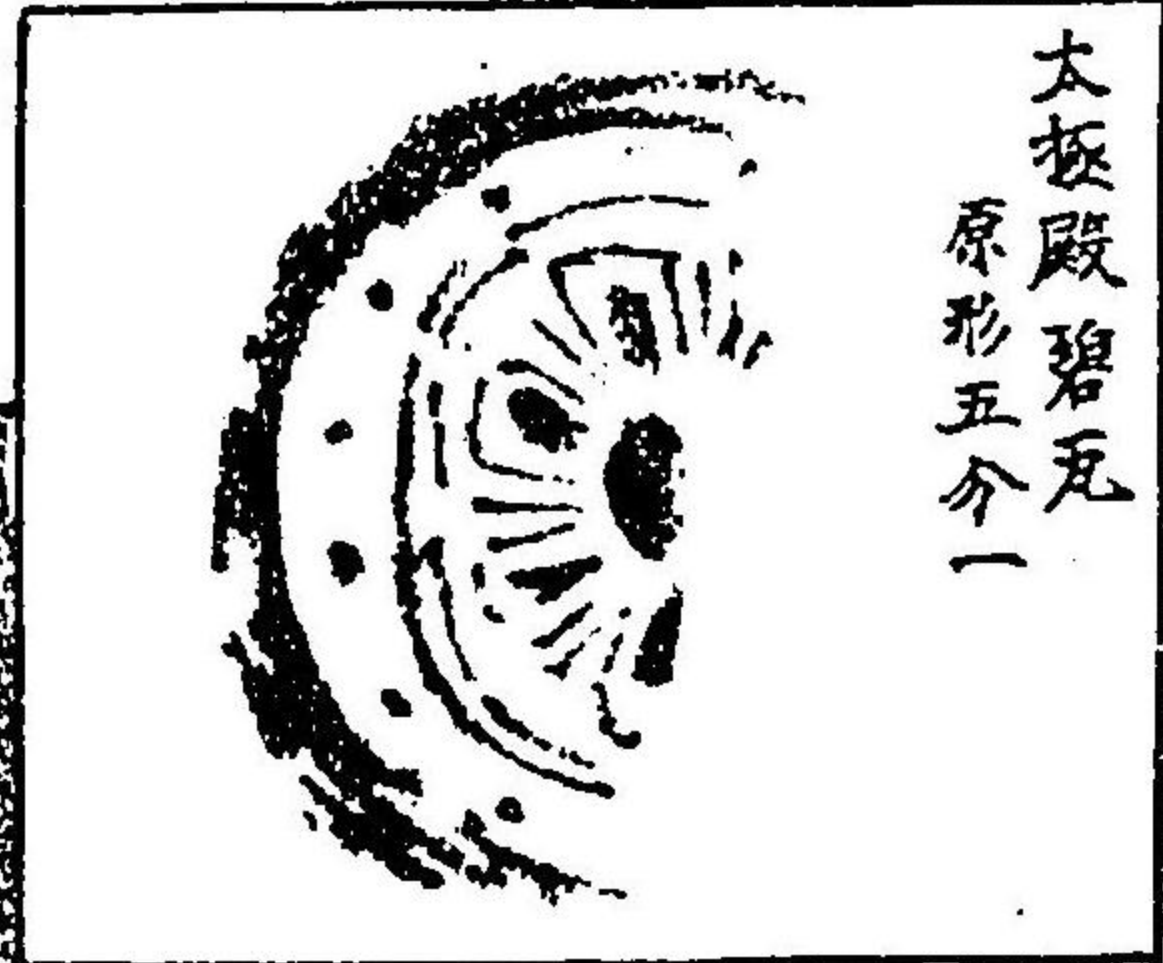


平安宮城の平面圖

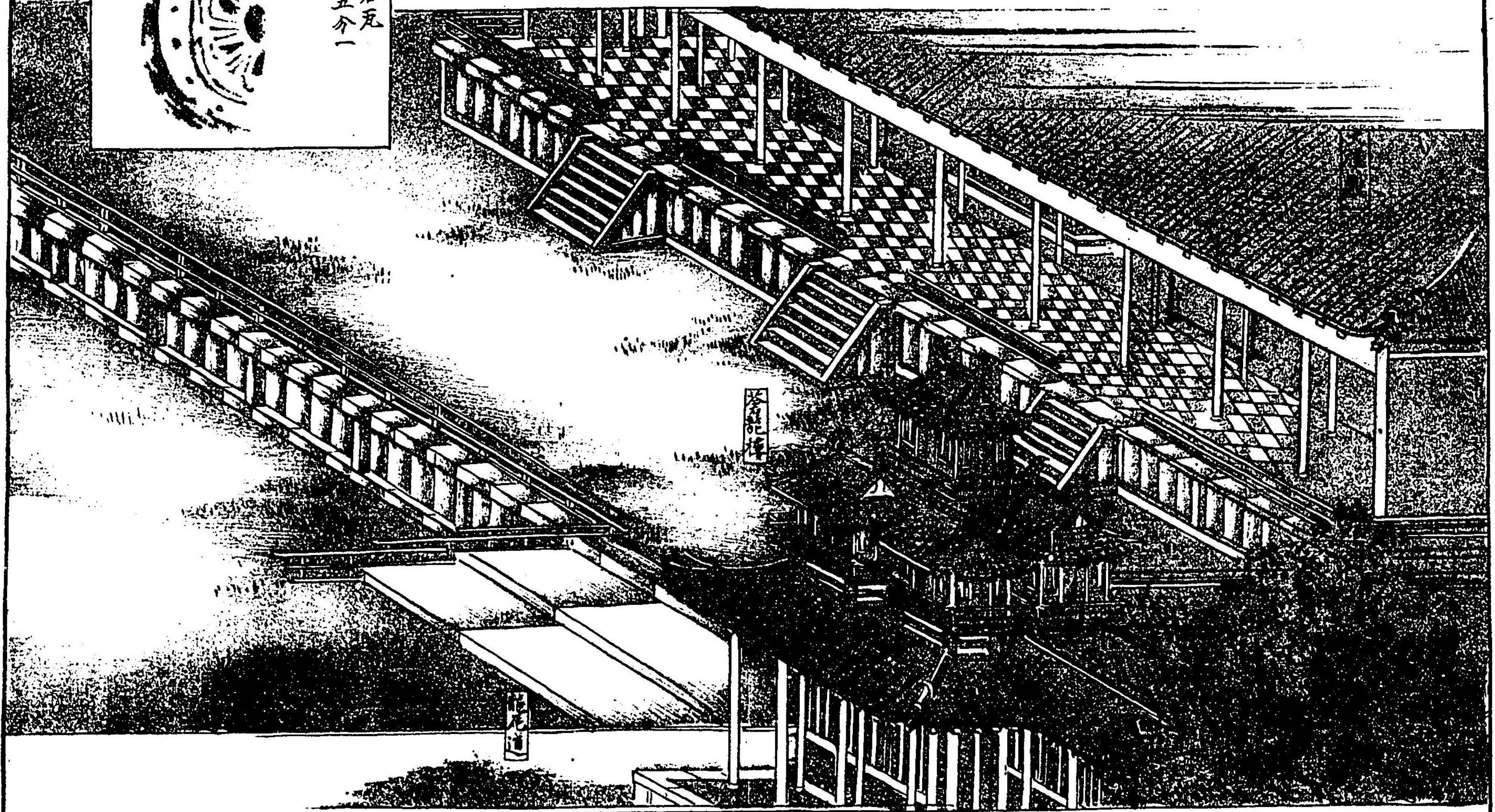


大板殿碧瓦
原形五分一

殿極太城官安平



大板殿碧瓦
原形五分一



殿極太城官安平

玉淵が女白女の歌の古今集に入り、肥後の遊君拾垣姫の後撰集に撰ばれ、神崎の宮木の後拾遺集に載せられたるが如し、遊女は又傾城といへり、傀儡子は遊女の一種なり、傀儡木偶を舞はして目を喜ばせしより起りて、粉黛を粧ひ、唱歌、浴樂、男子の顧問を希ふに至りし者なり、此期の季に白拍子あり、遊女の一種にして殊に京師に多く、舞技を主とせり。

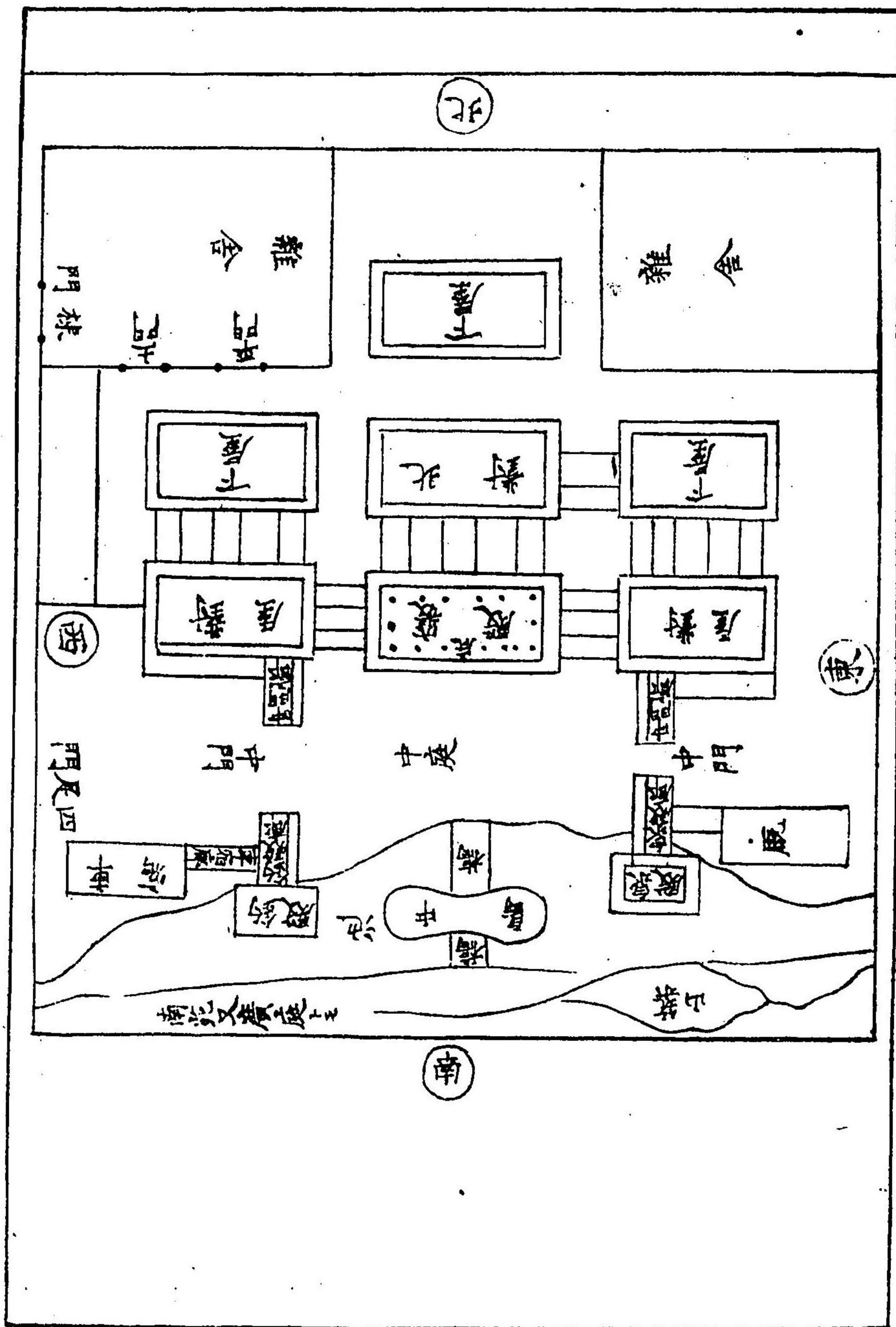
第六章 衣食住

第一節 家屋、調度及び車輿

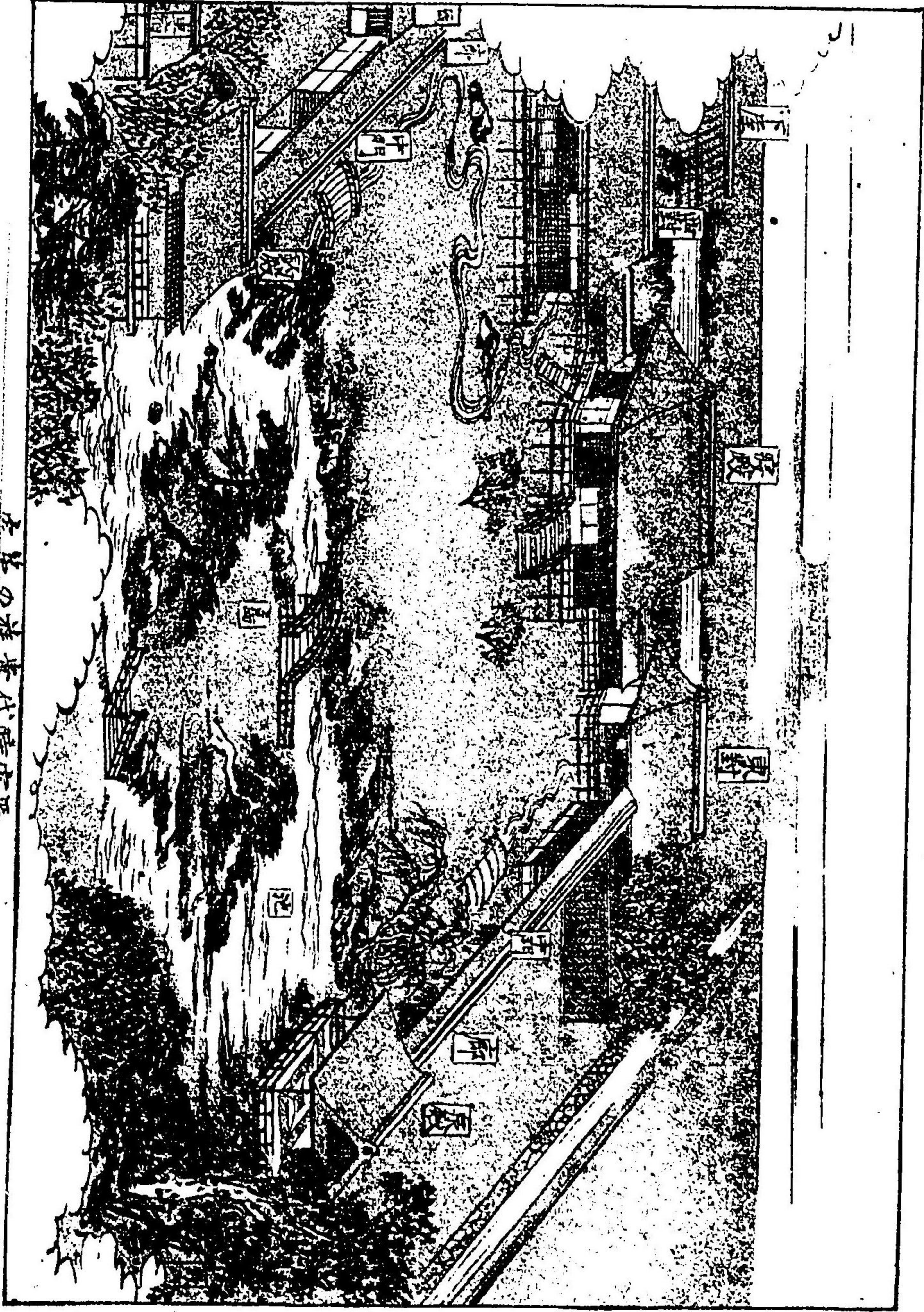
延暦十三年都を山城に遷し大いに土木を起す、宮城は専ら唐制に倣ひて四阿造りとなり、規模宏壯絶えて前代に見ざるところなり、就中朝堂院の正殿を大極殿といひ、天皇ここに朝政を聽きたまふ、その正門を應天門といふ、門の東に栖鳳樓あり、西に翔鸞樓あり、門を入ればまた東西の二朝集堂あり、百官ここに集まりてのち大極殿に入る、殿の前に昌福、舍章、承光、明禮、延休、全嘉、顯章、延祿、暉章、康樂、脩式、永寧の十二堂あり、皇族及び百官ここに侍す、これ等を并せて朝堂院又は八省院といへり、そのほか宴會を催す所を豐樂院といひ、修法念誦を勤むるところを具言院といふ、武德殿には騎射競馬の武技あり、中和院には天皇親祭を行はせらる、内裏は即ち皇居にして、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀の五殿は南に起つて北に行き、春興、宣陽、綾綺、温明、麗景、宣耀の六殿は東南に起つて北に行く、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登花の五殿は西南に起つて北に行き、昭陽、梨庭、淑其、桐壺、飛香、藤壺、

花梅壺(裏芳雷鳴壺)の五舎は南に起つて北に行く。就中紫宸殿はまた南殿ともいひ、皇居中の正殿にして、階前に相對して櫻と橘とを植ゑたり、世呼んで左近櫻右近橘といふ。階臣の第宅も美觀を競ふ、其制ひとしく、漢土に學びたるものにして、これより四阿造りの建築大いに行はれ、高貴の家屋はおしなべて此様式に倣ふに至り、皇朝古代の制こゝに於て一變せり。然らば四阿造りの建築とは如何に。

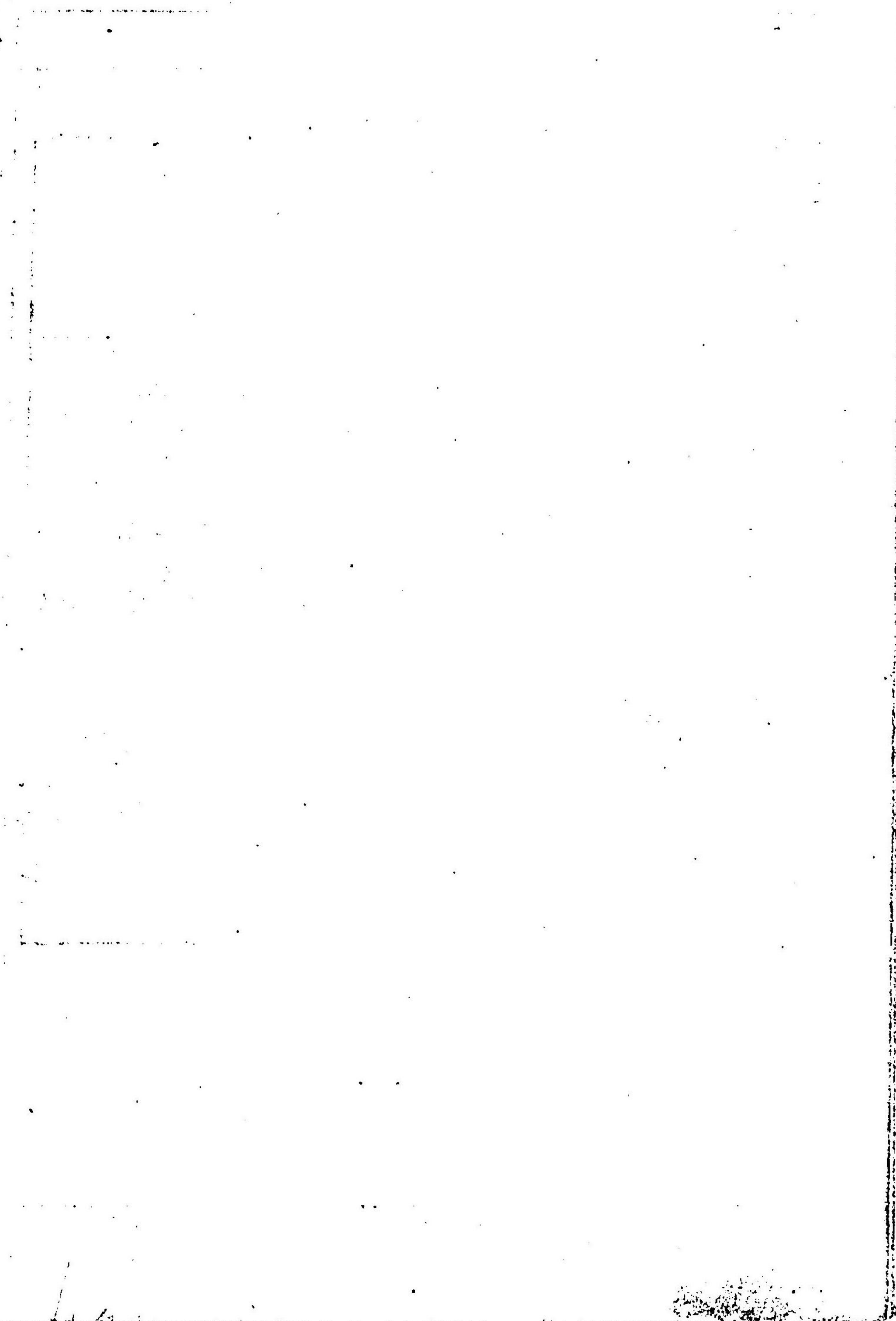
四阿造りは後世に宮殿作り、御所作り、または寢殿作りと稱する者にして、唐令に宮殿皆四阿といへるものこれなり。此制によりて造りたる當時縉紳の第宅のさまを略述せんに、其正殿を寢殿といひ、主人の起臥する所なり、概ね南面して建つ、或は東面若くは西面なるもあれども、甚だ北に向はしむることを思めぐり、その東西北の三方に建てたるを對の屋といふ、北の對は主婦の住むところにして、世に貴人の妻を北の方といふはこれが爲めなり、東西の對は家内眷屬の居るところなり、寢殿の屋根は斜めに四方に櫛をわたし、等しく四方へ葺き卸して、樽風なし、これ四阿の名ある所以なり、對屋は櫛なく樽風を入れて、二方へ葺き卸しにす、寢殿と對とは廊ありて通すべし、此廊を細殿、渡殿、馬道などいふ、寢殿の前は庭にして、數十歩を隔て、池あり、中島を築き橋を架す、池水に臨んで釣殿、泉殿の構へあり、夏日納涼などの用に供す、東または西の對より廊を渡してこれと相往來せしむ、この廊の中程に小門あり、これを中門と名づく、廊の内には家司所従などの詰むる所を設く、中門の外には車宿または輿宿ありて、車輿を止むべく、その他雜舎あり

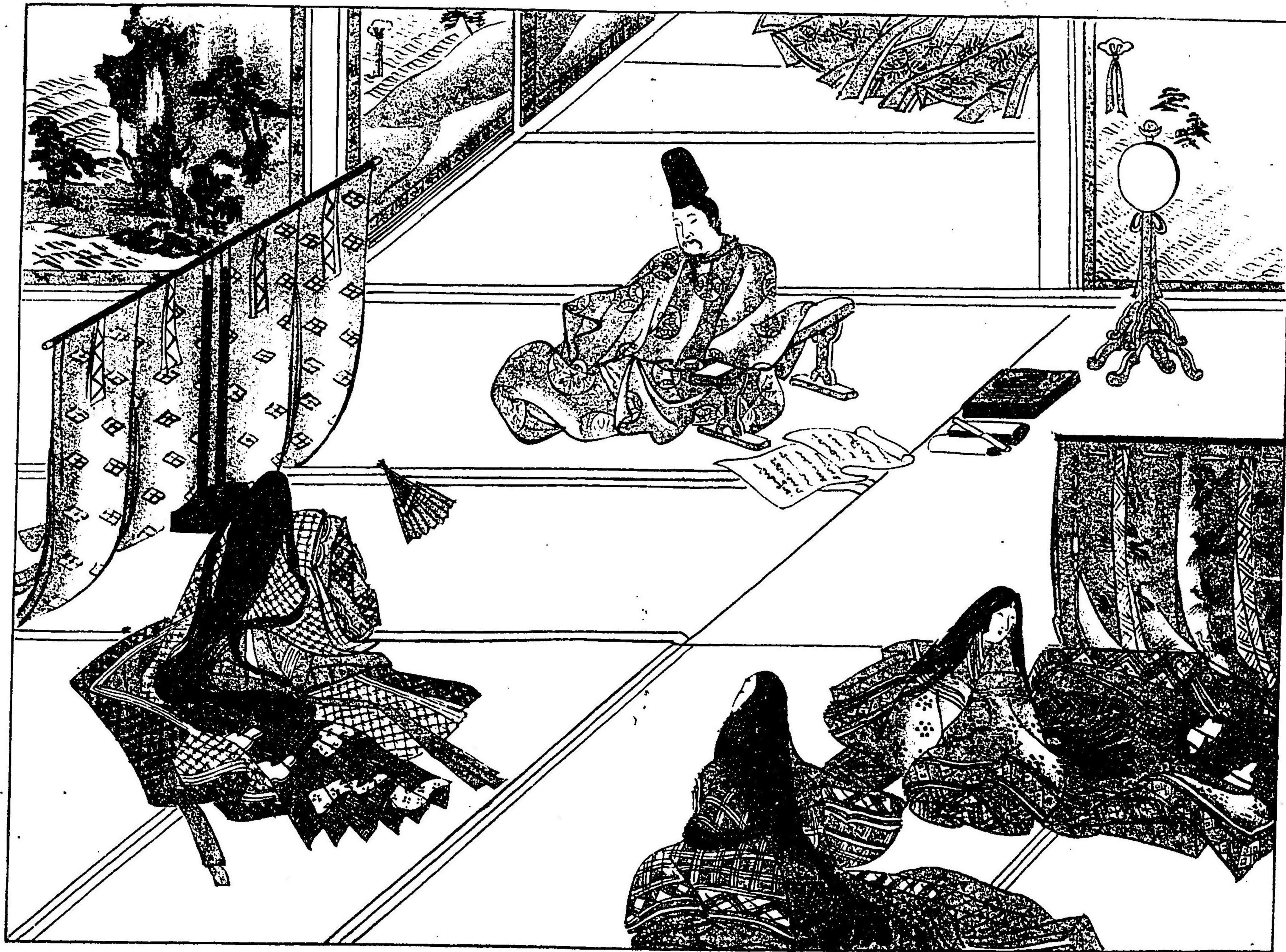


平安時代紫宸殿の第宅平面圖



平野代官の屋敷





活生の族貴都京

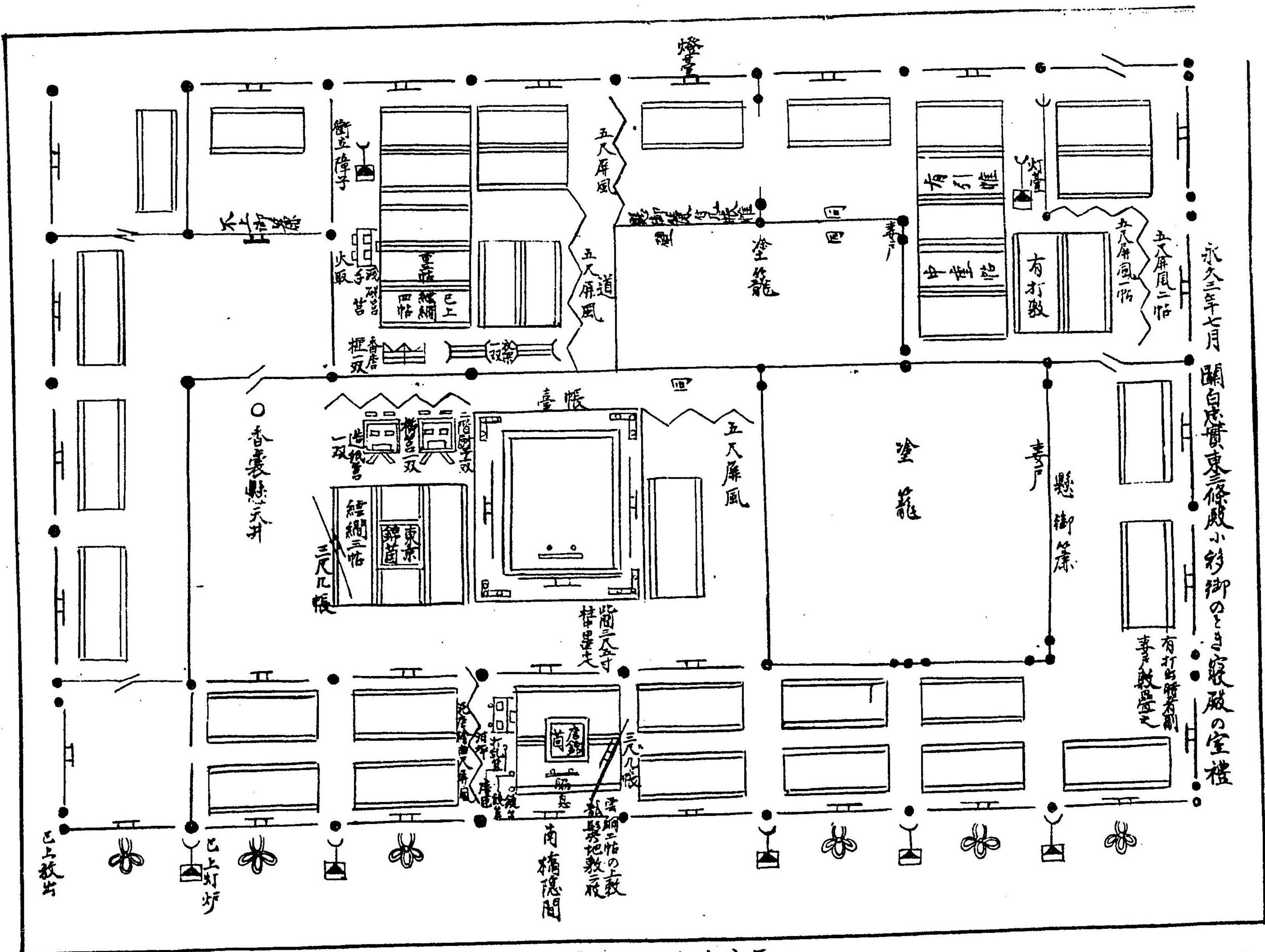
りて、調度薪炭など種々の雜物を收むべし。

寢殿の前池の此方なる庭を小庭または中庭といふ。春花秋草を列ね植ゑて、うの時々の眺めとする所なればこれを前栽ともいひ、その四方を家と廊とに圍まれたるは壺前栽といふ。池の彼方にあるを廣庭また南苑といふ。池の邊に築山を構へ石を疊み、庭を廻りて遺水を通はし、すべて逍遙の興を添へ眺望の樂を備はずに力を盡くしたり。

第宅の四方は垣を以て圍めり、高貴の家の垣は築地と稱し、高く埴土を築きたるものにして、これに沿ひて溝を穿てり、これより下りては板を並べて垣としたるもの多く、板垣または切掛などいひ、即ち後世の坂塀なり。門は大臣以上は四足門を用ふ、その他は柱二本を立ててこれに棟を付けたるも、また付けざるもあり、家の屋根は檜皮を以て葺きたるを最上とす、これに次ぎて板葺あり、藁茅、藁の類を以て葺くは卑賤の民の爲すところにして、瓦葺は多く寺院に於て見るべし。

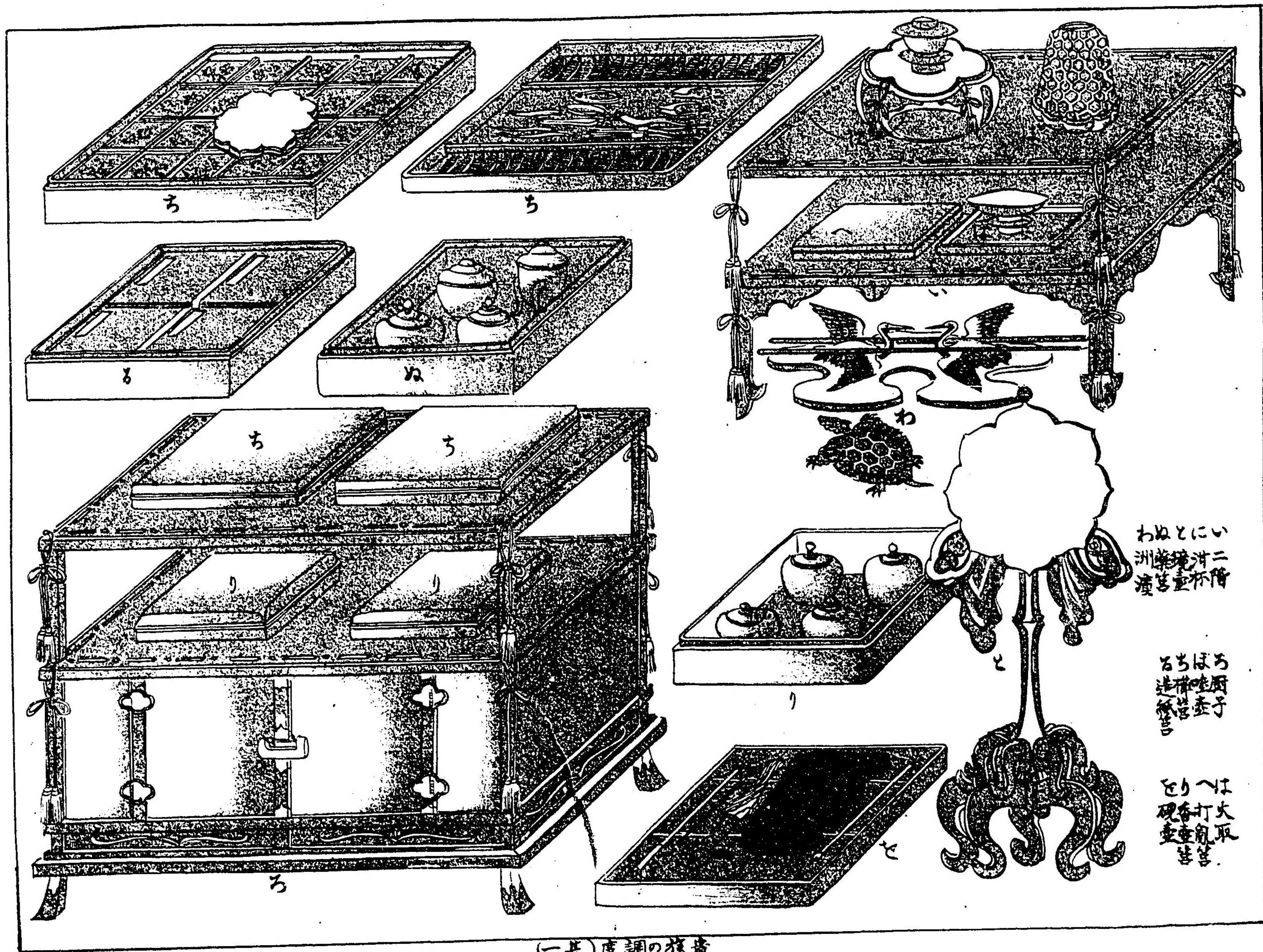
第宅の全體は大抵上に述べたればこれより其内部にいはん、寢殿はその大小、家によりて異なれども、七間四面の者を以て多しとす。其中央五間四面をしきりて、之を母屋、身屋といひ、母屋の周圍壹間通りを廂とす、廂の外圍には簀子を廻らす、即ち椽側なり。母屋と廂との界、廂と簀子との界には柱を立て列ねて上下に長押あり。廂の四方には柱の間毎に格子あり、出入の爲めに戸を設く、一面に凡そ三ツ、中なるを中戸といひ、兩側にあるを妻戸とす、何れも外部に向ひて左右に開くものなり。格子は細き木をこまかに縦横に

組みて造り、之を上下の二部に分つ、下の半は要ある時に取り外すべし。上部は晝の間は外へ釣り上ぐる様に造りたり、之を蔀しぼといふ。その大小によりて半蔀、小半蔀などいへるもあり、庶人の家には格子作りにせず板にて作れる者多し、これを板蔀いたしぼといふ。格子を上げたる時は簾を垂る、簾に伊豫簾、絹額簾などの種類あり、母屋と廂との間にも同じく簾を垂れ、また幄をかく。或は格子を付けたるもあり、天井は格子の如く木を細く編みて造りたるもの多し、之を組入あはれといふ。また板敷の天井もあり、簀子は通常廣さ五尺、其四周には勾欄をつけ、前及び左右の三面に階を設く、階の下に沓脱くわだつあり、また車をよする爲めに柱をたて、屋根を造り設くるもあり、之を車寄くるまよといふ。對屋の内部も大抵は寢殿に同じ。斯くの如く一棟の屋はこれを母屋廂の二ツに別ちたるまでにて、後世の如く幾つにも間を別つことなく、またすべて板敷にして疊を布きつめたることなし。若し要あるときは屏風を立て、簾を掛け、壁代を繞らして廣くも狭くもしきり、その時の人數に合はせて疊を布き、その他入用の具を飾る、これを室禮むらじといふ。疊はうの縁へりにより高下ありて高麗縁、縹縹縁、錦の縁、布縁等の種類あり、貴人には尙ほその上に龍鬘りゆうまとて彩色ある疊を布き、その上に茵いんを布きかさね、その側に几帳を立て、脇息を置く。茵は方形なるものをいひ、圓きはこれを圓坐いんざといふ。されを圓坐は藁菅わらなどにて作れるもの多くして、これを「わらうだ」といへり。室内の調度として二階の棚、厨子を立て、これに香壺、火取、硯筥、草子筥、唐匣たうげ、滑杯くわくはい、唾壺、打亂箱等を載す、また鏡臺を立て、鏡を懸く、衣服を懸くるには衣架あり、これ



永大三年七月 關白兼實東條殿小杉御のり寝殿の室様

圖の禮堂族貴代時安平

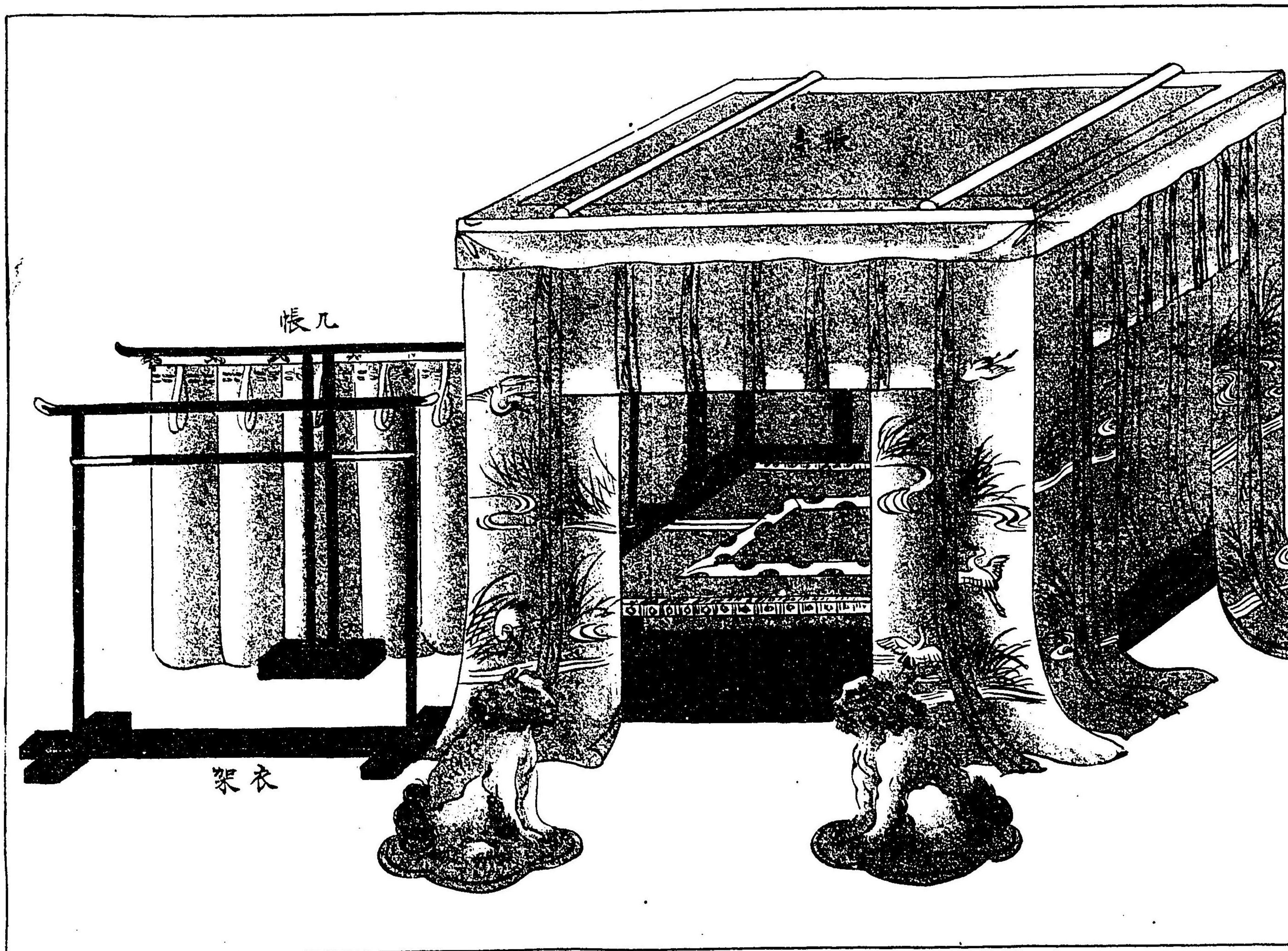


わぬとにい
洲華鏡河二
漢等壺杯借

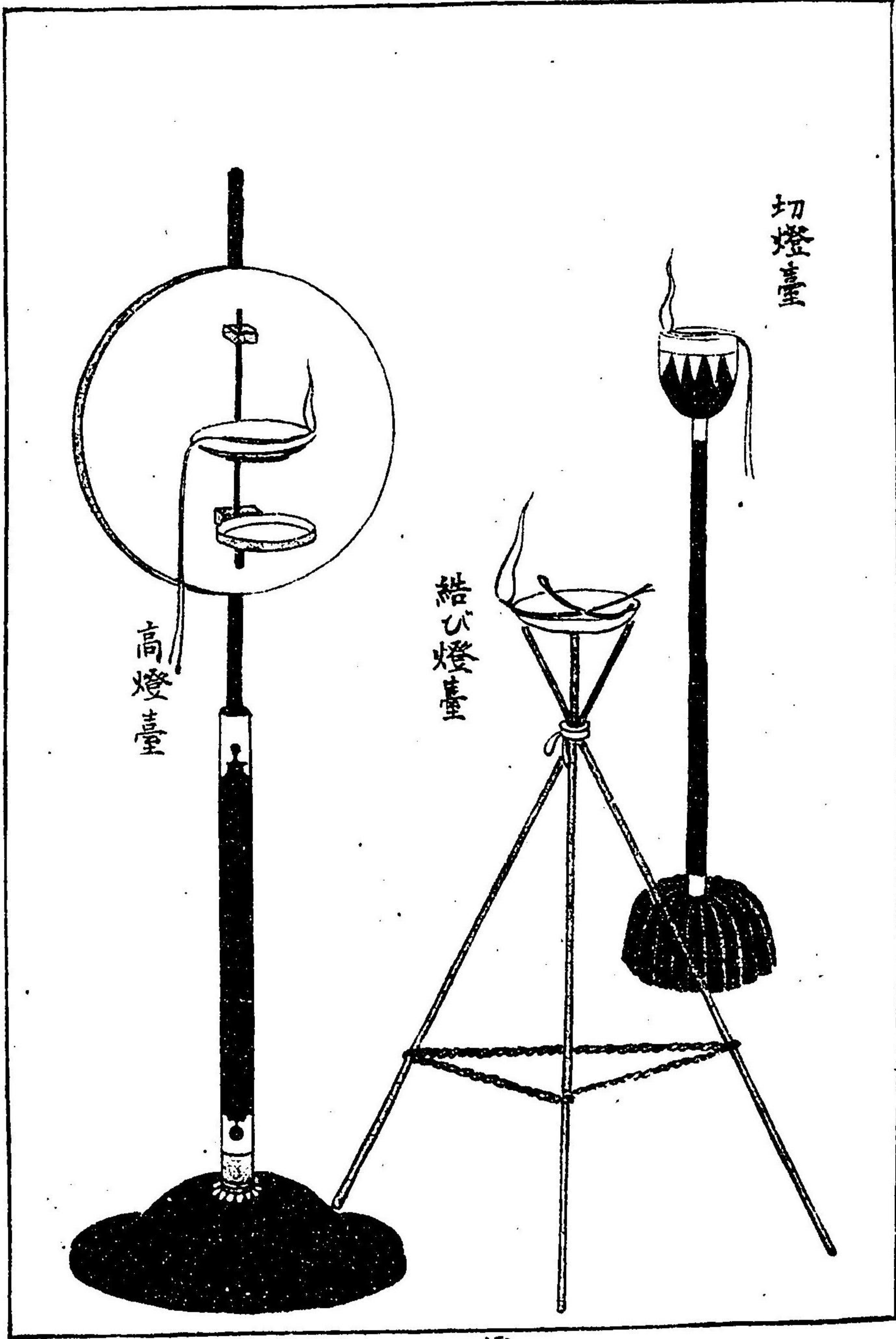
るちほろ
洋樽味厨
飯器壺子

とりへは
硬香打大
壺壺煎取
等

(一共)度調の族貴



京都貴族の調度(其二)



高燈臺

結心燈臺

切燈臺

器燈

室禮の大略にして、みな時により要に従ひてさまざまに設くるものにて、後世の如く棚床を造りて、また移動す可らざる制とは大いに異なり、また一室を割りて塗箱ヌラコと稱し、周圍を壁にして金銀衣服、調度の類を納むる所もあり、壁には土を塗りたるを板にて張りたるとあり、休息、寢臥の用には帳臺あり、臺の四隅に柱を立て帳を垂る、これ恰も一箇の小室といふべくして、しかも移動せしむべし、帳を抑ふるには獅子狛犬の形したる鎮子あり、武家の世、普院造りの家に至りては帳臺の設けなきを以て上段の間といふを設け、これによりて主従の坐を區別するに至れり。

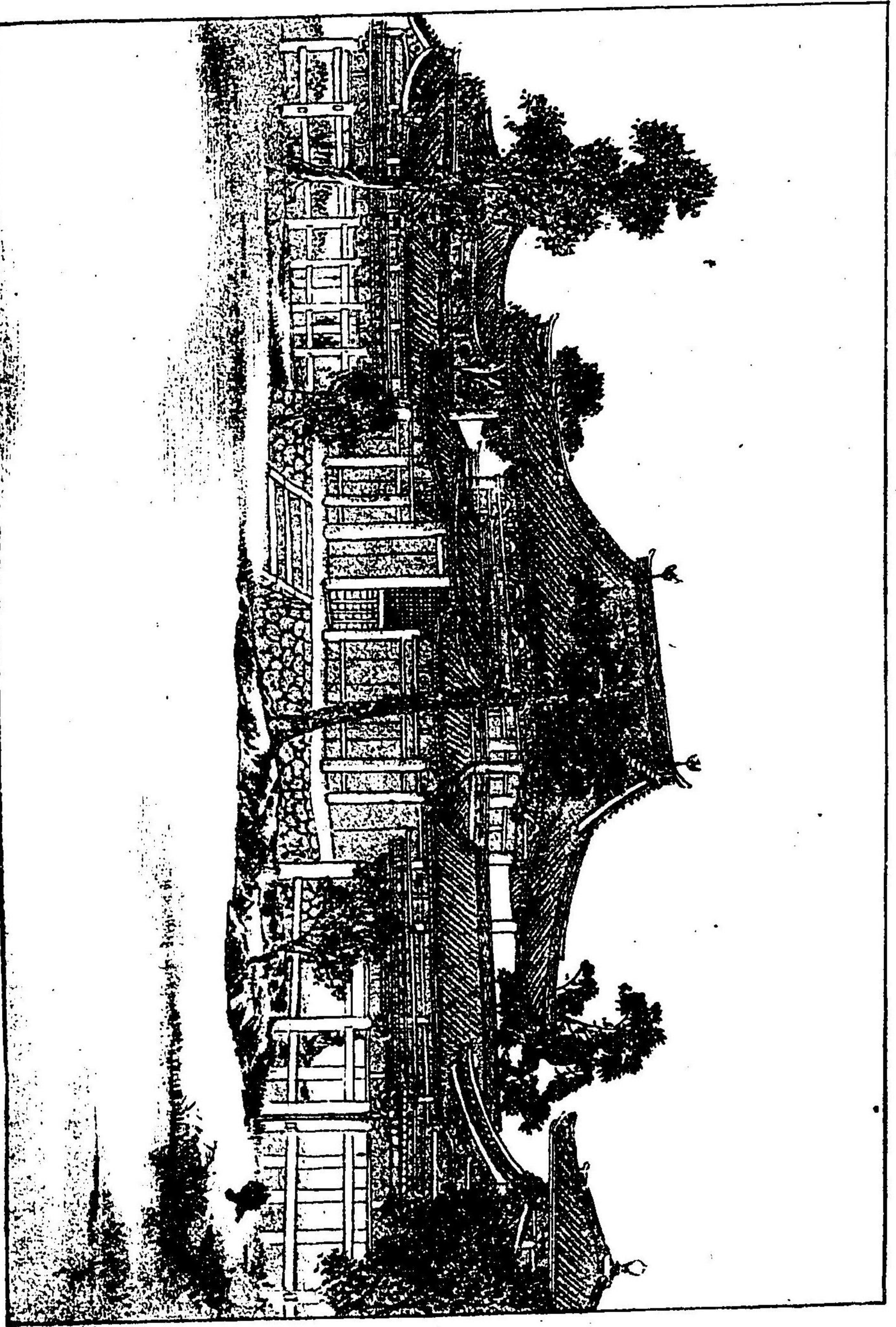
上に述べたる家屋の制、帳臺の設けは高貴の家に就いて叙べたる所なれども、地下の人も潜上して斯くの如くするものありき、されど賤家または貴人の家とても曹司、局などいひて家司女房の晝夜起臥する所は常に疊を布き詰めたるもあるべし、或は便宜に従ひて遣戸ウツリドを設け、明障子アカシヤシを立てたるもあり、遣戸は後世の戸に同じく上下に溝を穿ちて横に開閉するものなり、明障子はよく日光を入れんが爲めに造れるものにて、即ち後世の障子なり、當時は紙の薄くして強きもの少かりしかば多くは絹を張りたり、厚き紙に紋を押し、繪かきたるは唐紙障子といふ、すべてこの頃障子といへるは廣き名にして、戸、衝立、格子、明障子、唐紙の類の總稱なりと知るべし。

燈火は室内を照らす爲めに結ムス燈臺または切燈臺に點火し、更に提携するに紙燭あり、前期以來既に蠟燭あり、夜行には松火を燈やかして往けり、夏の夕は蚊を逐ふために蚊遣

火を焚き、蚊蠅をにかけて寝ぬ、冬の朝は温を取る爲めに炭櫃あり、火桶あり、是より先き天智帝の朝、越の國より燃土、燃水を獻じたりき、これ今の泥炭、石油なれども、普く用ひられたるにはあらず。

さて新都經營以來、家屋造築の術は次第に發達し、驕奢の風增長するに従ひて、王族高位は住家の外に山莊別墅を營むもの多くして、建築の宏壯華麗なるを競ひ、園藝の術も従うて大いに進歩したりき。家屋の裝飾には唐風の彫刻を用ひ、また蒔繪螺鈿を施すこと多し。華山帝は殊に風雅を愛したまひ、寢殿對屋の往來の便を計りて始めて渡殿をつくり、檜皮を葺き續けたまへり、その以前は殿舎箇々別々に離れ建ちて、その間には笕を通じたるばかりなりきといふ。その頃藤原兼家また驕傲にして、頗りに第宅を造營し、結構を清涼殿に擬するに至りぬ。

一條帝の頃より京都に火災多く、禁闕を始め上下の第宅灰燼となること數々なりしかば、土木の營みも隨うて頻繁に、すべて壯麗を旨とせり。この頃藤原道長は豪奢にして、意を建築に用ひ、天下の巨材、良工を集めて、高大の殿を營み、京極の第の焼けたるを興し、また法性寺を建つ。これより先き諸臣の第宅は低矮なるを常則とせしが、この時よりこれに倣ひて、高大の殿を建つもの多く、從來の制は古代造りと稱せらるゝに至れり。後一條帝の朝に京師邸宅の制に過ぐるを以て、諸國吏の邸宅方一町に及ぶものを減じて四分の一となし、六位以下の板築垣を造り、檜皮を葺くを禁じたまひしが、實際に行はれしと



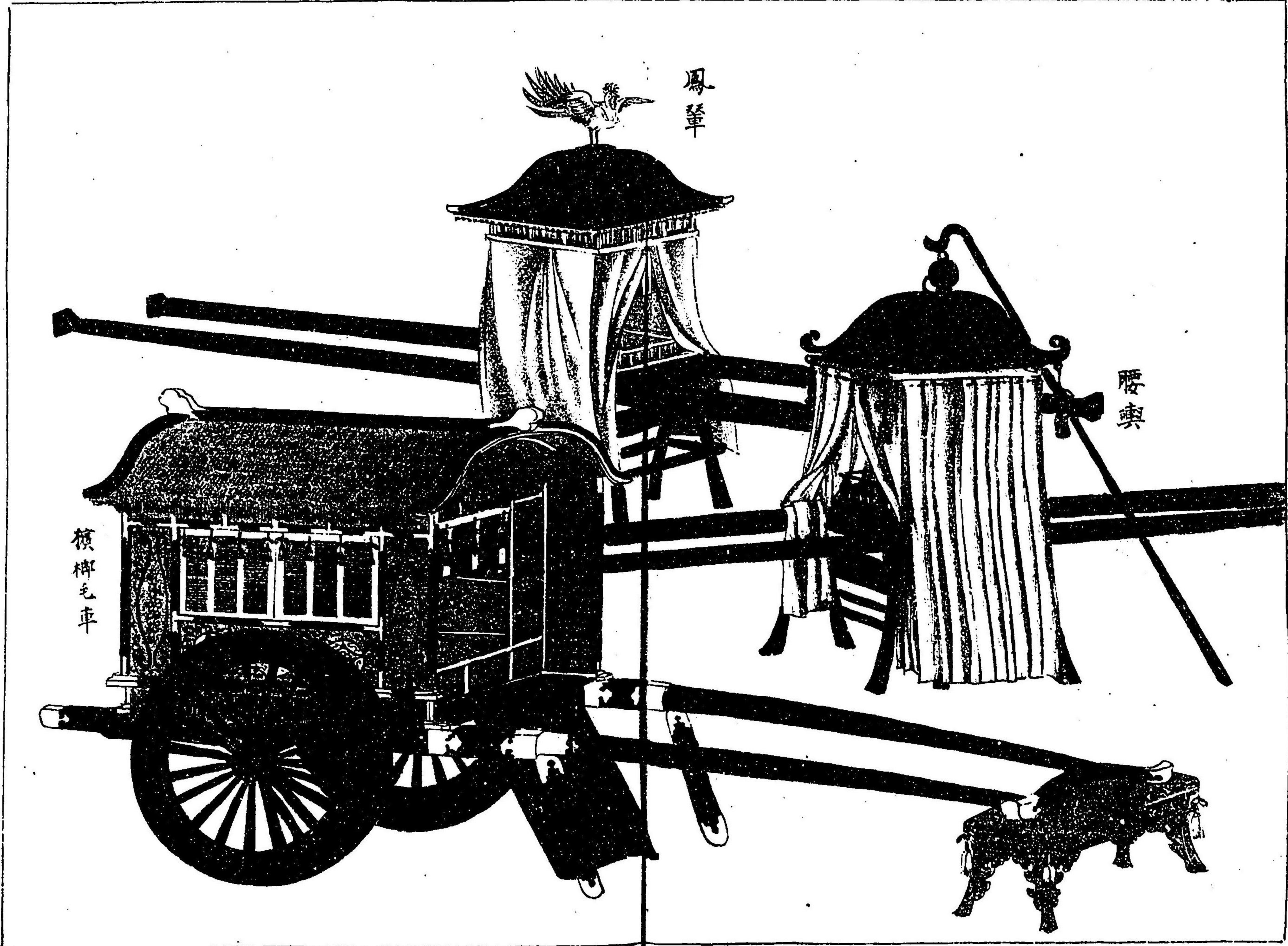
(院寺平治守郭治守國城山堂鳳凰)

も覺せず。

當時園藝の發達を史上に徵するに、神泉苑は延暦年間大内裏の造營に當りて周文王の靈囿に准じて方八町に作らしめたる所にして、その正殿を乾臨閣といふ、後巨勢金岡苑中の石を疊めり、屢々こゝに觀花の燕、觀魚、觀射、放鷹、相撲の遊び、さては靈龜等を催し、文人を召して詩文を作らせらる、特に御靈會の節は苑の西門を開き、貴賤の差別なく縱覽せしめたまひき、帝王皇妃の山莊遊苑には、雲林院は淳和天皇の離宮、亭子院は宇多天皇の離宮にして、其他嵯峨院、淳和院、粟田院、朱雀院、冷泉院、白河離宮、鳥羽離宮、水無瀬離宮等あり、臣下の園囿には藤原冬嗣が深草別業、同基經の堀川院等何れはあれど、中にも最も有名なるを源融の河原院とす、臺閣、水石、華麗を盡くし、山を築きて花卉を栽ゑ、池を穿ち日日難波の潮二十斛を汲みてこゝに運ばせ、鹽を煮て陸奥鹽竈の勝概に擬す、世に融を呼んで河原左大臣といへり、融また山莊を嵯峨に營み、棲霞觀といふ、また別業を宇治に營む、平等院は即ちこれにして、後藤原道長の領したるを、永承中その子頼通に至つて寺となして平等院と號し、法華三昧を修せしむ、佛殿は鳳凰を象り、左右の高樓回廊を兩翼とし、後背の廊を尾とす、棟の上に雄雉の鳳凰あり、風に隨うて舞ふ、堂内の佛像、壁畫皆當時名匠の手になりしものにして、建立以來今に至るまで曾て回祿の災に遭はず、美麗壯嚴實に我國美術の一大模範たり。

平安時代

期よりその定めありて御輿と腰輿とに限り、轝車牛車を用ひらるゝことなし、當時輿は殊に重んぜられ、天皇のほかは皇后と齋王とに限りたりしが、後にはその制少しく紊れて權貴高僧のこれを用ひたるもあり、皇太子は晴ハレの儀式には轝を用ひらる、轝は手車、腰車、また小車の稱あり、親王、大臣、貴婦人又は僧侶の特許ありてこれに乗るもの少からず、この時代に於て最も盛に行はれたるは牛車なり、その始めは詳ならずといへども前期には多く用ひられざりしものなりしを、平安の京は寧樂に比するに土地廣濶にしてしかも平坦なりしかば、高貴は勿論無位の庶民も競うてこれに乗り、物詣遊参の際有福ならぬは人のを借りて出づるものも多かりき、かくて上下の秩序紊亂の傾きありしかば、寛平年間始めてその制を建ててこれ、延喜の式制にも車に貴賤の別を設けらる、されど世の趨向は制するに難く、ほどなく其禁も弛びて上下益々乗車に綺羅を盡くせり、牛車に種類あり、糸毛、檜毛を最上とし、束帯の入儀式の節に用ふ、綱代車は稍くこれに下りて専ら輕快を旨とし、通常の時に用ひらる、また金作りなどいふもあり、世の驕奢に赴くに從ひて人々綺羅を盡くし、華麗を競ひしが、後三條帝驕奢を誡め、一歳石清水の行幸のとき物見車に金銀の裝飾の多きを觀覽あり、詔して其金具を剝がせたまひけるに、翌年の加茂の行幸には金具ぬきし車ばかり多かりき、然れども白河帝以來また驕奢に復し、上下ともに金銀珠玉を以て車を飾り、艶麗を競ひこそすれ、これを制せんとするものはなかりき。

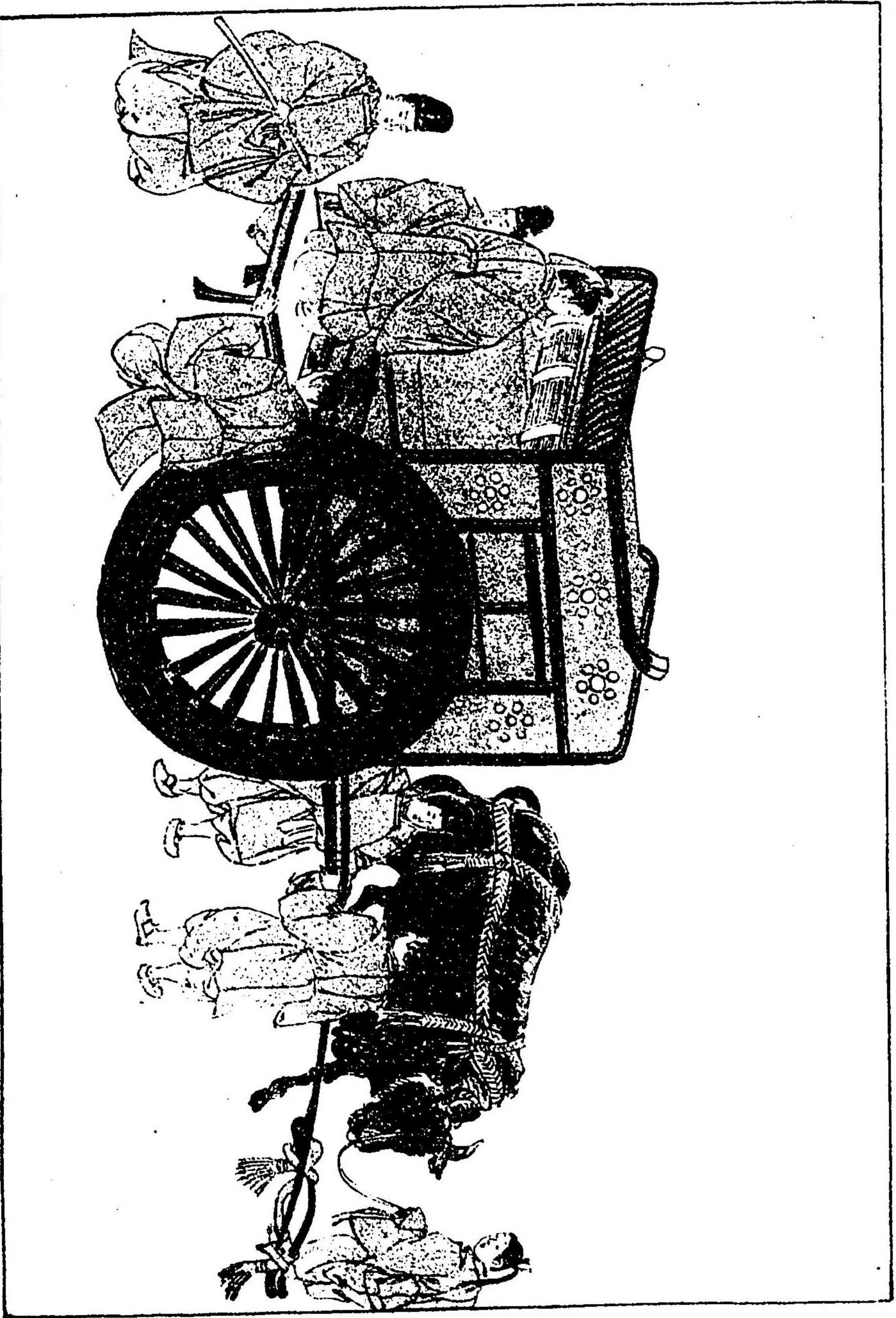


鳳輦

腰輿

檟車

輿車



京 都 後 乘 車 の 圖

事の序に車上馬上の禮を述べんに、馬禮は三位以下路にて親王に遇へば馬より下る、大臣は馬を飲めて側立す、四位以下の一位に、五位以下の三位以上に、六位以下の四位以上に、七位以下の五位以上に逢へるときは皆馬より下る、乗車及び陪從には下りず、車禮は親王大臣相逢へば車を駐めて前駈下る、納言の親王に逢へるは車を抑ゆ、參議の親王大臣に逢へるは牛を放ちて榻を立つ、或は立てず、納言以下の親王に逢へるは必ず牛を放ちて榻を立つ、二省の亟の大臣以下に逢へるは下りず、笏を以て出見せしむ、彈正もまたこれに同じ、四位以上の公卿に逢へるは車を抑ゆ、五位の大臣に逢へるは下り、外記、史の納言以上に逢ふも亦下るなり。

第二節 服飾容儀

泰平うち續くに從ひ人々容儀をつくるひ、衣服も漸く華美となる、この時代に行はれたる衣服を見るに前期よりはその種類多くなりぬ。

男子の服装 即位大嘗會などの大禮に天皇を始め諸臣の服する禮服には玉冠、大袖、小袖、單、裳、表袴、大口綬、玉佩、牙笏、烏襪等あり、玉冠は寶玉を以て飾りたる冠にして、天皇の被むり給ふもの、諸臣のものとは區別あるは勿論、文官と武官とまた差異あり、最も上に着るは大袖と裳とにして、天皇の着たまふものには日月星辰山龍華虫等の九章あり、これを袞龍の御衣といふ、大袖の下には小袖を着る、その形大袖に同じくして袖聊か小さし、これ等は唐土の服制をそのままに用ひたるものなり、小袖の下に單を着、裳の下に表袴

大口を穿つ、これ等は束帯のときと同じ。腰には魚袋を懸き、綬を乳の下に垂れ、また玉佩を膝のあたり垂る。笏は象牙を用ひ、扇は革を以て、襪は錦を以て作る。何れも位の高下に従うて等級あり。これは第一の禮服なるが、大祀大禮の外着ることなくして使用の際甚だ少なし。通常の禮服として天皇より臣下に至るまで公事朝拜に用ふるものを束帯といふ。

束帯には最も上に着るを袍ほろといふ。袍に縫腋、圓腋の二種あり。縫腋には翻あり、概ね文官の着るところ。圓腋は襖ともいひて、武官の着るところなり。下の下に着るを下襲したせといふ。背後の裾長く地に曳くを常とす。裾と下襲との間に半臂を着ることあり。これを用ふること夏に多くして冬に少なし。下襲の下には裱單せうたんなどを着る。裱はたゞ衣きともいふ。下腋に着るものにては最も上なるを表袴へちまといふ。その下に大口を穿つ。これ表袴の形を正しく保たんが爲めなるべし。また小口の袴あり。大口に比して口の狭ければ名づく衣を重ぬるとき、下に着たる衣の袖口を上の上よりも外に出だして着ること多し。若し重ねたる衣の色異なる時は甚だ美はしく見え、當時の人は好みてこれを爲せり。これを出し打うち着きといふ。頭には冠を被ひ、羅絹などに漆をひきたるなり。武官は冠の兩側に綬きりぎりすをつけ、また綬きりぎりすを巻く。足には襪を穿ち、その上に履を穿つ。履に深履半履等の別あり。文官は笏しやくをもち、武官は肩に矢を挿したる胡練これんを負ひ、手に弓を携ふ。神事の際には袍の上に小忌こきを被る。小忌は白布を張り、藍靛あまのこといふ草を摺りて染めたるものにて、其質素なるは古風

大口を穿つ、これ等は束帯のときと同じ、腰には魚袋を懸き、綬を乳の下に垂れ、また玉佩を膝のあたりに垂る。笏は象牙を用ひ、扇は革を以て、襪は錦を以て作る、何れも位の高下に従うて等級あり、これは第一の禮服なるが、大祀大禮の外着ることなくして使用の際甚だ少なし、通常の禮服として天皇より臣下に至るまで公事朝拜に用ふるものを束帯といふ。

束帯には最も上に着るを袍ほろといふ、袍に縫腋、圓腋の二種あり、縫腋には襷あり、概ね文官の着るところ、圓腋は襷ともいひて、武官の着するところなり、うの下に着るを下襲したせといふ、背後の裾長く地に曳くを常とす、裾と下襲との間に半臂はんうでを着ることあり、これを用ふることも夏に多くして冬に少なし、下襲の下には袖單そでひらなどを着る、袖はたゞ衣ともいふ、下腋に着るものにては最も上なるを表袴あはばかといふ、その下に大口を穿つ、これ表袴の形を正しく保たんが爲めなるべし、また小口の袴あり、大口に比して口の狭ければ名づく、衣を重ねるとき、下に着たる衣の袖口を上よりも外に出だして着ること多し、若し重ねたる衣の色の異なる時は甚だ美はしく見え、當時の人は好みてこれを爲せり、これを出し打着うちといふ、頭には冠を被ひる、羅絹などに漆をひきたるなり、武官は冠の兩側に綬ひもをつけ、また綬ひもを巻く、足には襪を穿ち、うの上に履を穿つ、履に深履ふかぢ半履なまぢ等の別あり、文官は笏をもち、武官は肩に矢を挿したる胡練これんを負ひ、手に弓を携ふ、神事の際には袍の上に小忌こよみを被る、小忌は白布を張り、藍藍あいなといふ草を摺りて染めたるものにて、其質素なるは古風



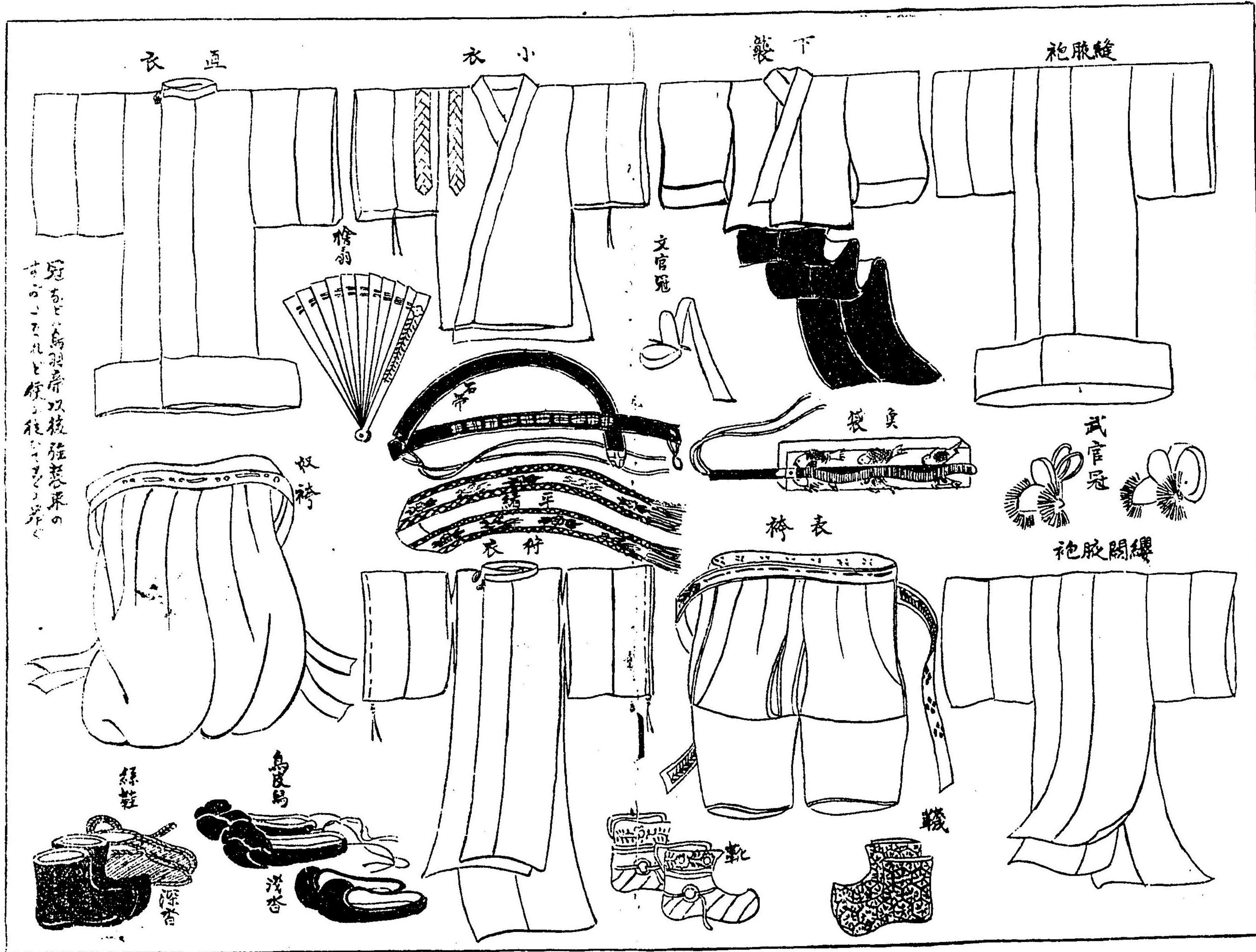
文武官禮服



平安初世刀大臣 (第一等高等校) 附

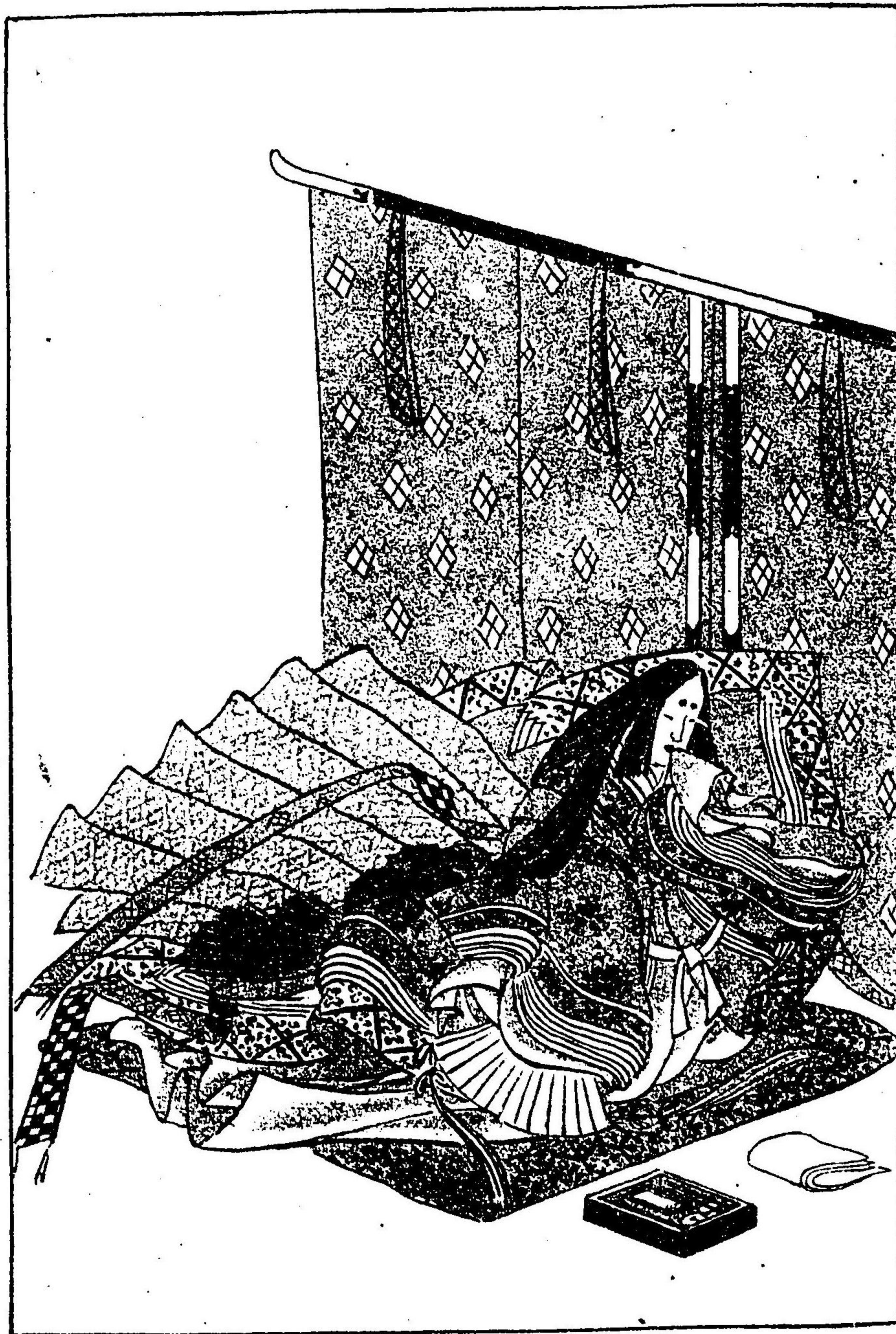


平安時代の貴人小野道風像



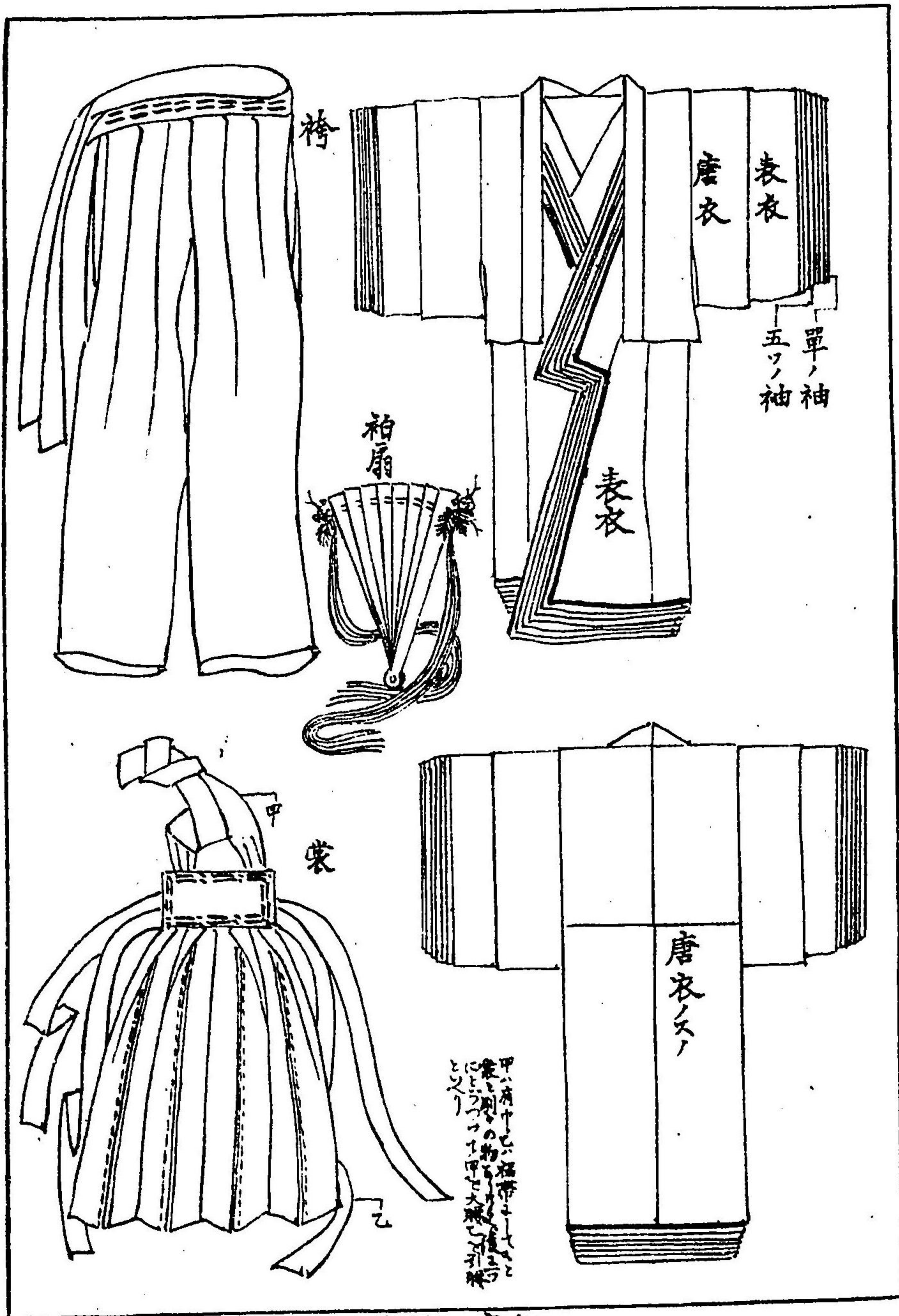
冠をとり高羽帯以後袴装束の
古のころは袴の紐は
さかき

束装の家公

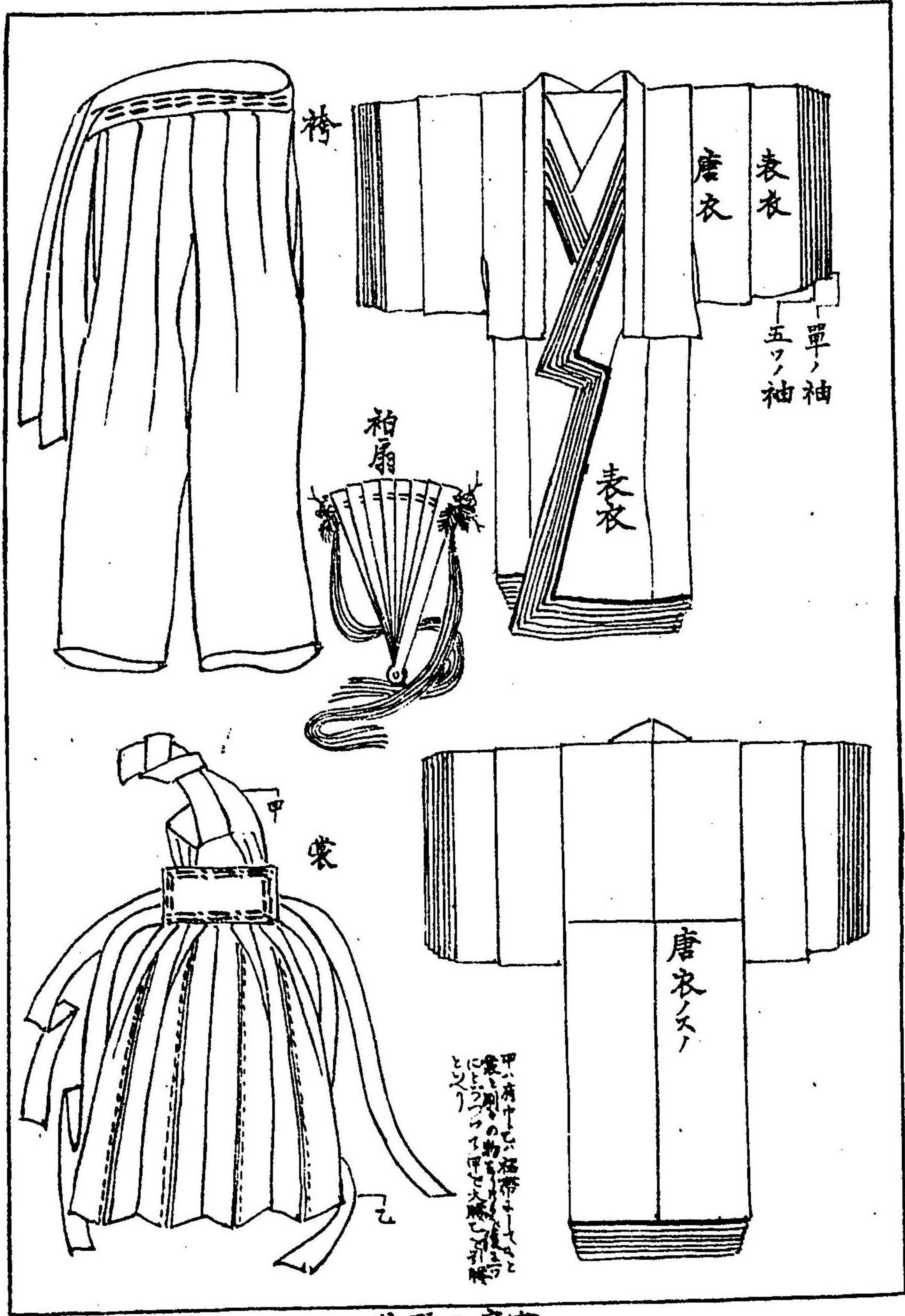


(高一年級教科用)

藤原盛世の女官



装束の官女



甲ハ身中ニシテ裾帯ナシトス
 裳ハ別ノ物ナリトス
 此ノ衣ハ甲ニシテ裾帯ナシトス
 乙

装服の官女

を守るべき神事に用ふればなり。又日蔭莖を冠に纏ふ。これ太古以來の風にして、もと日蔭といふ莖草を用ひし者なりしが、後には絲を以て作るに至れり。慶賀舞樂の際には、冠に挿頭の花を付く。これももとは眞の花なりしを、後には剪綵の枝を用ふるに至れり。當時の衣服には、浮文うぶぶん固文かたぶんの章あり、花鳥雲鶴など種々の紋を染め、また織り出だしたれども、未だ紋章によりて家の高下を區別することあらず。唯服色によりて上下貴賤を定めたり。天皇は黃纁染の袍を着、行幸などの際には赤色のものを着たまふ。殿上地下の服色はすべて前期に定めたる所に同じ。紫緋の濃きは最も高等にしてこれを禁色といふ。特に許されたる人にあらざれば用ふること能はず。

束帯を省略したる者あり、これを直衣ちよくといふ。直衣はもと宿直の衣なりといひ、或は日用ふるものといへり、何れにもせよ略服にして、後には重々しからぬ公事の際にも用ひたり。この服は袍に代へて着るところにして、禁色を聽されたる人にあらざれば用ふること能はず。これを着たるときは下襲を省き、表袴の代りに指貫の袴を穿つ。指貫さしほまた奴袴ぬはかといひ、其端に糸を指し貫きて括り締むるものなり、もと賤者が歩行勞動に便なりとて用ひたりしを貴人の採用せしものなるべし。また袍を着たるときに指貫を穿つこともあり、これを衣冠の裝束といひ、尋常の参内などに用ひたり。

狩衣かりぎぬはまた布衣ふぎともいふ。胸腋の袍ほろの制概ね同じく、袖括そでかあり、袖括とは紐をさし通して袖を括り締むべきやうにしたるをいふ。これ放鷹遊獵などの際に着るものにして

て動作に便りよければなり。その他上に着るものに直垂水干あり、ともに進退に便なる服にして、官位ある人は平常の着服とし、無位無官のもの及び卑賤の民は禮式の用に供す、いづれも袖括あり、袴にも括緒あり、衣の縫目には絲または革の緒を結び、後、これをきく綴といひ、始めは縫目の綻びをならんがためなりしが、後世は裝飾に用ふるに至れり、直垂と水干と異なるところは、その襟甲は方領にして、こは盤顔なるにあり、されど水干もこれを着るときに襟を内に曲げ垂るゝことあり、また狩衣直衣といふは、高官の人が衆人と等差を立てんがために、狩衣に襷を付けたるものにて、そのさま直衣に似たれば、これを小直衣ともいへり。

女子の服飾 女子の服飾には唐衣裳、表着、袖單に衣といふ袴、領巾、裙帶等あり、唐衣はまた背子といひ、表着の上に着る、男子の袍に當り、禮服にして、長甚だ短かし、表着の下に袍を着る、袍は襲ぬること廿餘枚に至るもあり、後世はその数を五つと定めたるが故に、五衣といひ、また襲ぬる衣の數多きを稱して十二一重ともいへり、その下に打衣、單などを着る、體の下部には袍の下に袴を穿き、後に表着の上に裳を着、領巾、裙帶はこの時代の末に至りては用ふることをなし、これ全く廢れたるにはあらず、便宜の爲めに裳と合して一物となしたるならん、小掛は略儀の服にして、男子の直衣に相當し、唐衣の代りに表着のうへに着るものなり、細長は主として貴婦人の用ふる服、汗衫は始めは男女ともに、ひたりしが、後には主として童女の上に被るもの、名となれり、晴れの儀には頭に釵子

をさす、扇は常住坐臥淑女の手を離さざるものなり。

婦人は髪を長く脊に垂れたるを喜び、競うてこれを伸ばさんことを務めぬ、長きは身より二尺も餘りて地に曳く者あり、若し髪短かく少なき時は髦を加ふ、かゝるさまなれば卑賤のもの、動作するには甚だ不便を感ずるを以て、髪を頭に巻き上げ、耳に挟み、又は袋を作りて藏むるもあり、婦女成長すれば眉の毛を抜き、別に黛を以て彩どり、鏡漿を以て齒を涅め、顔に白粉を施すことを怠らず、白粉は古よりありしが、前期持統帝の朝に僧觀成が外國より法を傳へて、鉛華を以て製造せしより漸く盛なり、齒を涅むることは南洋諸島土人の檳榔子を食ふがために自ら齒黒く唇紅くなる風の我に移り、遣りしならんか、こは人類學上の注意を要す、また胭脂あり、これを唇に塗ることは未だ當時の書に見ゆされど、蓋しこれありしならんか、頬紅とて薄く鉛粉に交へて頬上に抹したることもありき。

男女とも多くの衣を重ねるは不便なるがゆゑに、日常は貴賤ともに寒を防ぐに綿を厚くしたるものを着る、殊に微賤なるものは多くの衣を畜へざるを以て、一二枚の衣に綿を入れて服せり、綿は蠶より採る具綿多かるべし、また木綿は延暦十八年、崑崙人の參河に漂着せしもの其種子を携へたりしを紀伊淡路、阿波讚岐、伊豫、土佐及び太宰府等に殖ゑしめられき、但し近世の草綿と異なり、而してこれも多く播殖せずして、此期の末には既に絶えたりき、さて男は日常にありても袴を穿たざることをなし、これ我國太古よりの

風にして衣服を上下に分つこと恰も西洋の服に似たり。婦人も亦麻人といへど少しく
資あるものは皆袴を有す。履をとるには裘あり、貧しきものゝ用に供するには紙衣、紙衣
あり。

男子の頭に戴くものには冠の外に烏帽子、長帽子等あり。當時は商工の賤しき者に至る
まで皆烏帽子を着たり。若しこれを着ざるときは額烏帽子とて、三角の黒き絹または紙
などにてつくれるを額にのみ着たるなり。婦人は面を顯はすを耻ぢ、外出に當りて車に
乗る能はざるものは被衣を頭より被ふ。被衣は男子といへども僧侶の如きはこれを着
ることあり。足に穿つものには前に擧げたるものゝ外に線鞋、麻鞋、草履、毛沓等あり。
履はその製後世のものに同じ。男子の行旅は狩獵には頭に綾蒔笠を戴き、身に狩衣を着
袴の上に行膝を被ふ。婦人の徒歩して物詣などする時は被衣を着て髪をその中に籠め、
其裾の足にまつはりまたは左右に開くを防かんが爲めに、これを折りて腰に挟みまた
結びなす。これを壺装束といふ。壺装束には通常被衣の上より頭に市女笠を着る。市女
笠はもと市に出でて物賣る賤女の着せしがゆゑにしか名づけたるならん。雨を防ぐに
は笠の大きいなるを笠といふ。笠は大抵竹または菅を以て編む。からかさ傘は唐土の製に
ならひたるものなり。篋を用ふることは古に同じ。

當時高貴の人は次第に華奢に趨り、騎逸に流れたりしが、この騎奢のさまは衣服の變
に於て最も顯著なり。抑も平安遷都以來、世人は泰平に馴るゝに従ひ年を追ふて衣服の

美を競ひ、延喜の頃に至りては殊に甚だしかりき。延喜年間、三善清行が上りし封事に日

臣伏して貞觀元慶の代を見るに、親王公卿だにみな生の筑紫結を夏の汗衫とし、臘の
施を表袴とし、東の施を襪とし、染施を履の裏としたりき。さるに今は、諸司史生さへ白
織を汗衫とし、白絹を表袴とし、白綾を襪とし、菟褐を履の裏とす。

と僅かに二三十年にして、風俗の變遷斯くの如く甚だし。されば醍醐天皇は火色を禁じ
染色を定め、また藤原時平と謀りて衣服の騎奢を制せんとしたまひき。されど時勢の趨
く所はまた如何ともする能はず。制せんとする人も知らず知らず其制を犯す。袖の袖口
の潤さも光仁天皇の頃は一尺を限りとせしが、一條天皇の世には一尺八寸の長きに至
れり。一條天皇もまた大いに公卿妃嬪の美服を戒めたまへりといへども、この時は藤原
氏隆盛の極にして、道長の一門が華奢風流を盡くしたる頃なれば、上下一致してたと衣
服の美ならざるを耻ぢたり。

この頃布帛の類にて貴ばれたるは綾なり、絹これに次ぐ。布は多くは賤人の用ふるもの
なり。衣服の色に三種あり、一は襲ね色といひ、袷衣の裏表の色を異にして裏の色の微か
に表に透りて見ゆるがために起る色なり、一は織色といひ、経と緯と色異なる糸を以て
織りたるなり、一は染色にしてすなはち織りたる布帛を染めたるものなり。例之ば藤色
といへば、その襲ね色は表薄紫に裏青きといひ、織色は經青きに緯黄なるといひ、染色は

唯藤花の色に染めたるなり。當時の人は殊に襲ね色に注意し種々の變りたる色を配合したり。この頃の人情として花紅葉に心を盡くし四季の景色を愛したれば衣服も四季ともその時々に応じて着し。春より夏、夏より秋と服色を改めて期に後るゝを耻づ。春は則ち紅梅、白梅、柳、櫻の色、夏は卯花、躑躅、秋は萩、女郎花、黃菊、白菊、紅葉の色、冬は枯色、松などを用ひたり。中にはまた時節を擇ばざる色もあり、二藍、縹などの如し。

華山天皇は笠に鏡を入れたまひ、一條帝の朝、藤原朝光は水精の矢筈を用ひて衆目を驚かしぬ。是に於て人々意匠に意を凝らし衣服の袖にさへ螺鈿を飾るに至り、男子も鏡を懷中より離さず、香を燃きて衣服にしむるを怠らず。昔は武官が討伐護衛のために帶せし弓箭刀劍も今はたゞ儀仗として裝飾に供するに過ぎず。刀の鞘、弓、胡篋など皆金銀珠玉を以て飾り、刃の鋭、鍔の利は毫も問ふところにあらず。何事も纖弱細巧に陥りて、豈麗なりといはゞいへ、活氣は則ち無し。

白河法皇は殊に風流に荒みて大亂の足下に起らんとするを知りたまはず、公卿宮女もみな綺羅を盡くせり。保元五年法皇が白河に花の宴を催はされし時のさまを見るに、巧を盡くし奇を競ふに過ぎて却つて後人の嗤笑を招く。さてその時の有様は

四十人の女房思ひく、に装をも心を盡くして、今日ばかりは制も破れて予侍りける。
紫紅萌黃、山吹蘇芳、廿五襲ねたるに、打衣、表着裝、唐衣、みな金をのべて、紋にかかれ侍りける。あるは柳櫻をませ重ねて、表は織物、裏はうち物にして、裳の腰には錦に玉を貫き

て、玉にもぬける春の柳かといふ歌、柳櫻をこそませてといふ歌の意なり。裳は葡萄染を地にて海賦を結びて月の宿りたるさまに鏡の下に透かして、花の鏡となる水はとせられたり。唐衣には日をいさして、たゞ春の日にまかせたらんといふ歌の意なり。あるは唐衣に錦をして、櫻の花をつけて、薄き綿を淺黃に染めて上にひきて、野邊の霞はつゝめどもいふ歌の意なり。袴もうちかはかまにて花をつけたり。(續世説)

續いて鳥羽法皇華美を好みたまひ、左大臣源有仁も容儀を刷ひ、君臣心を合して修飾に意を用ひければ、これより朝家衣服の制一變して、こゝに後世の模範を開きぬ。すなはち衣服の衣文の正しきを喜こび、強く張りて形、板を組み立てたるに似たり。冠、烏帽子も柔かにして屈折するを嫌ひ、紙を厚く張りて漆を塗る。これより冠に薄額、厚額などの別あり。また公家の眉を剃り、黛を施こし、白粉を塗り、齒を涅めて、婦人の態を擬ひたるも、蓋しこの頃より端を發したるものならん。

これより徳川時代の終りに至るまで京都公家の服は變ずることなし。但し後世には有職、故實の家ありて種々の規程を涅造し、嚴しく上下の分限を定めたり。抑も大寶の服色の制の壞れたるや尙し、令に據れば束帶の袍は一位は深紫、四位は深緋の制なりしが、正暦の頃よりは延喜式に見えたる染色の法廢れて行はれず。一位の深紫と二位の深緋と混じて其色均しく黒色たるに至りしを以て、二位三位もまた四位に劣らじとて、黒色を用ふることもなれり。斯くて服色を以ては位の高下を差別する能はざるを以て、諸家各

其家の紋を定め、これに因て貴賤の等差を明かにして相犯すことを得ざらしめたり。また裾の長さに依て高下を別ち、官の昇るに従うて裾を長くす。後堀河帝の寛喜三年、裾の制を定めて大臣は八尺、大納言は七尺、中納言は六尺、参議三位は五尺、四位以下は四尺とせられき。その後大臣は一丈二尺の裾を地に曳くに至れり。これ等は皆武家時代に於て公家の間に出来たる制にして、この時代に於ては未だ見ざる所なりき。

第三節 飲食

當時飯と稱したるは米を飯にて蒸したるものにして、これを食事に用ふる本式のものとする。粥といふは硬柔の差こそあれ、後世一般に用ひらるゝ飯とひとしく鍋釜などにて炊きたるものにして、貴人も朝の食事にこれをを用ひたり。此時代の季より多く行はれたる炊飯といへるものは即ち現今の飯に同じ。釜飯は半熟の飯なり。糰は飯を乾し固めたるものにして、夏日はこれを水に漬して食ふ、これを水飯または水漬といふ。冬日は湯の中に入れ和らげて用ふ、これを湯漬といふ。屯食は客を饗する時などに其従者に食はしむるものにして、後世の「ひすび」なり。米を搗ち精げて用ふることは遙かに昔よりのことなるが、邊地若くは卑賤の民は猶ほ未だ玄米のまゝにて蒸し食ひたるもの多かりき。當時また鹽漬粥大に行はる、調理したる食物には汁、醃、煎、付等ありき。魚介及び菜蔬の種類は前期と大いに異なることなし。京都は四面山を擁し海に遠きを以て鮮魚を得ること少なく、海魚は攝津、若狹より運ぶ。鯛、鮭、川魚は宇治の水魚、近江の鮒、

鯉の類に過ぎずして、其他は大抵干し乾かしたるものを用ひたり。調理の法は前期より大いに進歩したること疑を容れず。前期に述べし所と重複の嫌ひありて甚だ煩はしけれど、今當時用ひられたる魚菜の種類を數へんに鮮魚の最も賞せられたるは河には鯛、海には鯛あり。魚介の干し乾かし、鹽漬にし、また醋にしたるものには、鮭の楚割、背腸、水頭、合作、内子、鯛の楚割、鰯、年魚の火乾、煮乾、漬鹽、押年魚、醬鮓、鮓鮓、煮堅魚、堅魚煎汁、鮫脯、久惠、鰯、鱈、鱈鱈、雜魚、脂等あり。鰻はその製法に因つて名稱最も多く、御取、若耳、放耳、枕羅、鳥子、都々伎、申、細割、葛貫、火燒、海松、鱈、甘鮓等その他尚ほ種類多し。乾鮓、乾鰻、然海鼠、海鼠腹、棘、甲、虱、甲、虱、胎、貝、富、耶、交、脂、等も大いに賞翫せられたり。海藻には海、藻、海、松、紫、菜、海、藻、根、凝、菜、角、俣、菜、滑、海、藻、於、期、菜、鹿、角、菜、和、布、等あり。

鳥獸の肉も用ひられ、鹿、猪、雉などの脯また鮮ありき。されどこの期の末、人心益々柔弱に陥り、宗教上の迷信深くなり、上には屢々殺生の禁ありて肉食の風大いに衰へぬ。牛乳も用ひられ、蘇といふはこれより製したるものにて牛酪の如く人々珍重したりしが、獸肉を忌むととも牛乳を用ふるをも憚ることとなりぬ。鳥類はさすがに放鷹の遊びも世に行はれて雁、雉、鴨その他の小鳥をも食ひたり。

菜蔬の類には雜菜、生瓜、茄子、苜、蓴、秋、冬、菘、青、莖、立、莖、高、菘、葵、羊、蹄、韭、葱、蒜、蜀、椒、薑、蘭、胡、葵、蘿、菘、根、芹、水、葱、芋、莖、芋、子、波、々、古、蕪、苳、(具、桑、瓜)、筍、茨、菜、干、蕪、山、蕪、芥、子、等あり。瓜は糟漬または醬漬にもし、乾しても用ひたり。好んで菓實を食ひたることは古に異ならず、その種類には栗

桃柿、梨、李、柚、柑、橘、枇杷、石榴、覆盆子、胡桃、椎子、茨、蓮子、通草の實等あり、栗は殊に普通に行はれて、搗栗、甘栗、扁栗、削栗、燂栗等の種類あり、柿にも干柿、熟柿、串柿等ありき。
菓子には樹に生りたるもののみを以て足れりとせず、漢土のものにならひて米麥の粉を固め、または餅などに甘味を加へ種々の形をなしたるものを作れり、これをも菓子と稱したるが、樹に生るものと區別せんが爲めに唐菓子と呼びたり、その種類には糰餅、拾頭餅、淡饅、煎餅、結臍餅、餠、餠等あり、甘味は専ら干蔗、蔗を煎じ其汁にて付くるなり、蔗糖の名は前期既にあれども多く用ひられざりしが如し、その他調味料には薑根、山蕎菜、胡麻等ありき、餅は大いに世に行はれて祝賀など少しく事あるときには常にこれを製したり、餅の種類にも、黍餅、大豆餅、小豆餅等あり、糯米は外に携ふるに便利なるを以てまたこれを用ひたるもの多かりき、小麦粉の製品に饅頭あり、麥糰あり、麥糰は素麴のことなり、上に擧げたる食物の種類によつて考ふれば、この時代に至るまで常食たる米を除きて最も人の嗜みたるは鰻、鰻魚の乾したるもの、鰻魚は當時の人、生なるを食はず、皆乾し固めて用ひたり、故に鰻魚の稱あり、鰻は生なるをも用ひたり、及び海藻、果子には栗、柿を好みたるを知るべし、後世食物の風次第に變遷したれども、尙ほ儀式の節はこれ等の風の遺れるを見るなり、今日に於ても正月の儀、婚禮の筵などには祝賀のために専ら厨斗、鰻、鰻魚節、昆布、搗栗、串柿などを用ふるにあらすや、これ神事に古俗の遺れる如く儀式のことには古風を尙びて捨てざるなり、後世故實家の祝儀に昆布、搗栗等を用ふるは深意ありとて種々の解釋をなすは、物によつて論を立てたるにて牽強附會の説多かり。

當時さまざまの感信より出でし合食の禁甚だ多かりき、胡麻と菹、菹、栗と、魚肉と、鶏肉と餅と冷水と、酢と、蛤肉、芹と、杏と、猪の膏と、楊梅と、生薑と、皆合食するを忌みたるが如し、また月々によりて食ふことを禁むるものありき、例之ば正月には生葱、葵、小蒜、牛肉、二月には兎肉、五月には菹、雉、九月には生薑、猪肉、十二月には麻、大豆、粟、菹及び鼠の殘物を食ふを忌みたり、その他この類甚だ多かりき。

鮮魚を調理するには大いに庖刀の術を重んじ、饗應の節は賓客の前にて主人若くはその術に巧みなるもの俎板の前に坐し、右手に庖刀を執り、左手に魚箸を持ちて調理の法を示すを饗應の一とす、後世庖刀の術の盛に行はれたるもその源は既にこの時代にあ

りしなり。
飲食物を盛るには椀、盤、窪杯、高杯、酒盞、銚子等ありて、或は陶器、或は漆器なり、これを載する臺の類には折敷、臺盤、懸盤等あり、天子の供御には大床子あり、饗應の時には大いなる机を据ゑて其上に數人の食物を並ぶること、泰西の風に似たり、机の下には簀藁といふものを布くを常とす、また別に酢鹽、醬などを置きて、即坐に客の嗜好に従ひて加味し、箸の外に匕を用ふることも外國の風に似たりといふべし、食物を運ぶには折櫃、破籠、籠籠等あり、何れも檜の薄板を折り曲げて作れるものなり、外居も同じ用に供せらる、篠枝は竹を切つて筒となし酒を容るものなり、またこの頃大に行はれたるは餅袋といふ

ものなり、こはもと鷹の餌をいり、爲めのものなりしが變じて人の食物を容れて提へ歩くものとはなれり。

當時内大臣藤原忠通が母屋の大饗のときに定めたる饗應の指圖は別に圖するが如し但しこれは正客たる尊者の前に据うるものなり、その他の賓客及び主人のものは一二の省畧ありと知るべし、また保延二年内大臣藤原賴長が廂の大饗の指圖は左の如し。

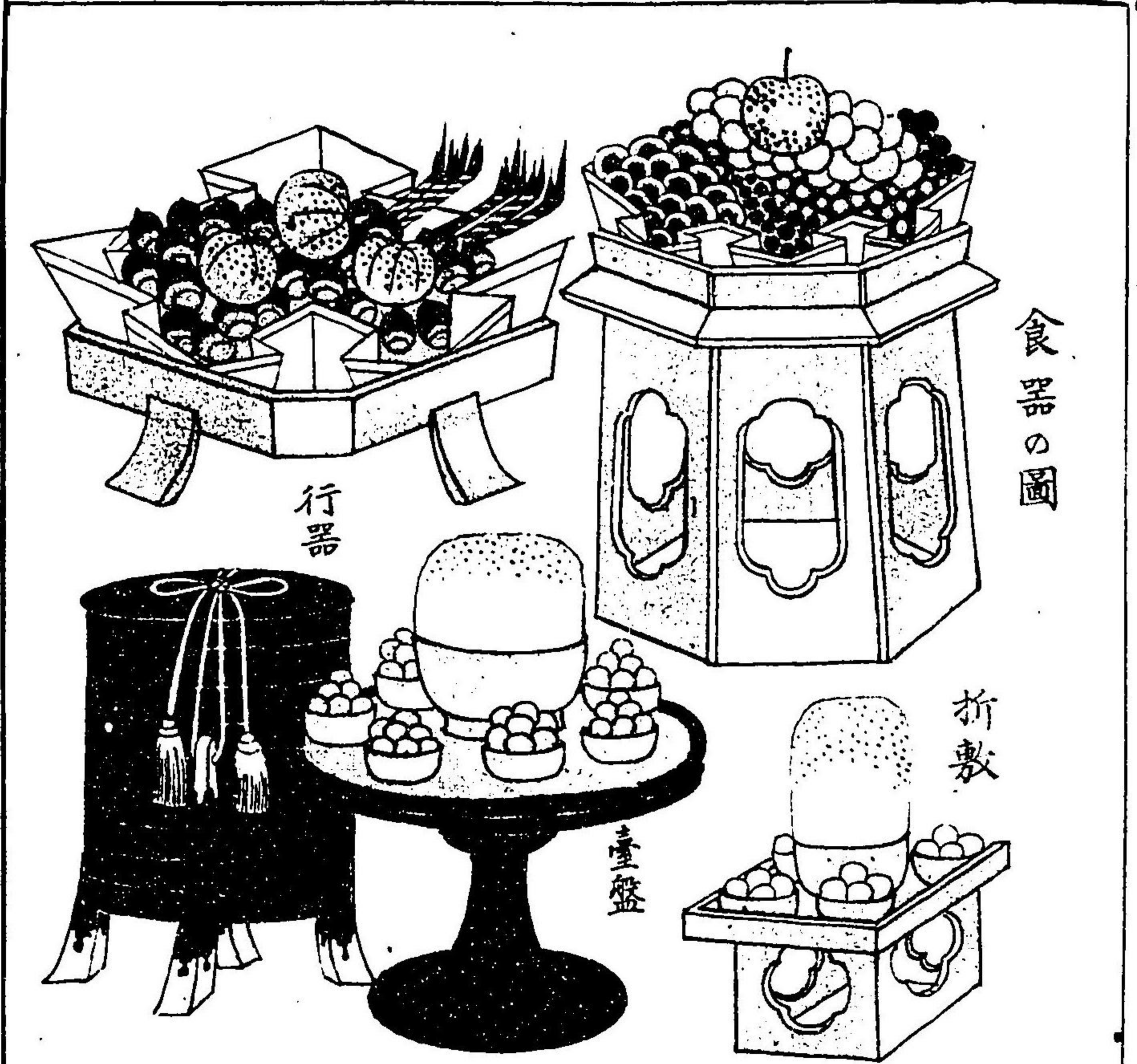
菓子八種 餅、伏莢、餠、大柑子、小柑子、橘、栗、串燒

干物八種 蒸嶋、干鳥、楚割、并鯛、鱈、鮭、燒嶋、大海老

生物八種 鱈、鰯、鮎、并表、鹽鮎、雉、鱒、鯛、鱒

これ等を當時の盛饗にして山海の珍饈を集めたるものといふべし、藤原氏及び平氏が驕奢を盡くしたりといふは衣服調度その他の雜事に於ては左こるあらめ、食物に於ては後世に比するに甚だしといふべからず、これ調理の術の未だ開けざるが爲めにして食物を列ねたてたる數は多けれど、種類の異なりたるもの、及び滋味の賞すべきものは近世中流以下の饗應に用ふるものよりも少なし、若し藤原道長若くは平清盛をして現今普通に行はるゝ魚肴糖果を味はしめば舌を鼓つていかに驚歎すべきぞや。酒は貴賤の別なく嗜好せられたること古今を通じて同じ、當時酒の醸造は専ら精米よりす概ね米十石を以て酒三石五斗七升を得、その熟せる後に海州常山の灰を和したるを黒酒といひ、これを和せざると白酒といふ、これを和するは苦味を添ふるなりといふ。

食器の圖



永久四年正月内大臣忠通家母屋大饗の指圖

鯛	桂心	鮎	干菓	小柑子	鯛
干物	干物	干物	干物	鯛	鯛
貝	菜	ひむき	海月	小菓	鯛
白貝	石	飯	酒	石華	鯛

追物、鮎、裏焼、莖立、鳥足、汁繪

器食の代時安平

茶は前期聖武天皇の朝既に行茶の式あり、蓋し僧侶が唐に至りて我國に傳へしものにして、爾來多くは僧侶の間に行はれたりけん、嵯峨天皇の滋賀唐時に行幸ありしとき梵釋寺に於て大僧都永忠が煎茶を奉つれるを賞し、五畿内、近江、丹波、播磨等に其種を植ゑしめたまへり。この後も稀には用ひられたれど、何時しか種も絶えて名をだに知る人もなくなりぬと思はる。

第七章 冠婚葬祭

第壹節 婚姻

世態淫靡浮華に流るゝに従うて春情早く萌し、婚期夙に熟するは當然のことにして、この時代には實にこの現象を呈はし、男女十二三歳にして既に情を通じ或は嫁娶するもありき。嫁娶の約を結ぶまでは前に述べたるが、既に其約定まれば唇道に従うて結婚の吉日を撰ぶ、陰陽不將日を最吉とし、未成の日、伐日、三伏月殺、往亡、歸忌、無翹上絃、望晦、厭厭、對天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を思ひ、かくてその當日になれば男は日暮れて後従者も少く、密かに女の許に訪れて濃かに行末の事などを契る、さて鶏鳴曉を覺ゆれば情を傷つて未明に歸る、男歸りて後直ちに後朝（あき）の書（か）とて昨夜の名残の盡きざりしことも情深くしたゝめて女の許に寄するに、女も返書をその使に托する習ひなり。女の父母は男の容貌品位など細やかに聽き、その意に適はざるときは女を誠しめてこれと絶

たしむかくて若し男の書を寄することを怠りて正午に至れば、これ我に心のなきなりとて女自らも其親兄弟も心憂きことにす。さて次の夜も密かに遅く來つて朝疾く去り、書を寄すること初夜に同じ、第三の夜には三日の餅とて餅を作りて男も女もこれを食ふ。大抵三ツづゝ用ふる式なり。この夜か、または一二日後れて、女の方には酒肴を設けて、婢と其従者とを饗す。此時始めて眞婿面を會はする式ありて互に酒を酌みかはす、これを露顯（まはせ）の式といふ。その翌朝よりは婿は朝も日闕くるまで女の許を去らず、始めて明々地にうの家に出入するなり。斯くて後夫妻の情日を追うて密に、夫はこの婦と生涯を共にせんと決したるときは、これを正妻として己の家に迎ふ。高貴の人の對の家など多くもちたる人はたとひ本妻ならざるも數人の女をうの家に置くことあれど、普通には正妻の他に女と居を共にせず、己より女のもとに通ひ行く習ひにて、女はさまざま男のこゝとを後見し衣服などは皆縫ひて男に與へたり。

一夫多妻の風は前期已來禁せられしも猶ほその風を存し、一條帝には皇宮と中宮との二后あり、後冷泉帝には皇太后、皇后、中宮の三后おはせり、これ藤原氏が權略に出で、止むを得ざることもながら、人臣にも藤原師輔には三人の正妻あり、藤原道長には二人の正妻あり、また其父藤原兼家も三人の正妻を娶りしかば、世人三妻（さんさい）といへり。斯くの如き爲めに婦女の間に嫉妬を逞うし相撃ち相闘ふことも稀ならず、かの兼家の三婦もまた嫉妬の爲めに争闘すること三日に及びきといふ。當時下流社會には後妻打（ごさいうち）といふことあ

第二節 出産

りき、これまた婦女の嫉妬より出でしことにて、委くは猶ほ室町時代に至りて述べべし。夫妻情濃やかにやがて懷孕して目に立つほどに至れば吉日を擇びて腹に帯を纏ふ、これ後世のいはた帯なり、但し當時の腹帯は衣の上より纏きたるものならんかといふ。また社會既に藩籬の風に浸染せしからは當時墮胎の多かりしも怪むに足らず、またこれをなすをも甚しき不徳とも思はざりしが如し。さて臨月に及べば産屋を設けて産婦はこれに移り、例の不斷經など讀ませ、産氣切りに催せば多くの僧侶を聘して加持祈禱を行はせて物の怪を去り、安産を得せしめんとす。既に分娩すれば臍帯を截る人、乳付の婦など皆預ねて定めありてその事をも執り行ふ。胞衣は土中に藏む、一に吉日吉方を擇びてこれをなせり、嬰兒はやがて侍仕の人々これに傳きて湯殿に至り、産湯（うぶゆ）の式を行ふ。まづ湯をあひせまた、迎湯（むかゆ）を參らす、沐浴の間は弓絃を鳴らして惡魔を避け、僧侶は護身の法を行へり、嬰兒若し男子なれば文章博士を招きて高欄のもとに立たして孝經史記などを誦讀せしむ、天子には殊に孝經天子の章を讀めり。

その前後の頃、殊に御湯殿にては事に與かる男女の衣装調度など皆白色なるを用ふ、産婦の帳臺などもまたしからしめるものにして、これまた清淨を尙ふ風に出でたるなるべし。また出産の前後には散米（ちりまい）といふことをなせり、これ米を室内に撒することにして邪氣を拂はんがためなり、恰も追懸の式に豆を撒して惡鬼を追ふといふに同じ。この散米は

出産の當時に限らず、嬰兒の側には常に米を備へて夢におそはるゝ時はこれを撒する習ひなりき。また天兒あまごとて人形を作り、これをその側に置く。諸の災惡はすべてこれに負はせんが爲めなり。

産後三日、五日及び七日には親類眷族更るゝ産養うぶやしなひをなす。産養とは期日を定めて親族より産婦の衣裳、嬰兒の襦袢、その他屯食椀飯などを産家に贈りて祝意を表し、賀宴を開くことなり。五十日に至ればまた五十日の祝を催して親縁知己の人を饗す。その時には嬰兒にも小やかなる羹、皿、箸などを設けてこれに供するなり。年の始めには戴餅たいもちとて小兒の頭に餅を載かせて、祝詞を演べて賀することあり。例之ば才學は祖父の如く、文章は父の如くなれなるといふ祝詞を唱ふるなり。

第三節 元服

小兒成長して十歳以上に至れば元服を行ひ、始めて成丁の人となる。元服また「うひかうぶり」といふ。これをなす年齢は古來一定の制なかりしが、年を経るに従ひて其制益々紊れて、遂には十歳以下にして元服をなすもの多し。元服の以前は男子の髪は前期に於て叙べたる如く總角そうかくといへり。元服するに及びて髪かみの端を剪り、これを束ねて頂にて紫色の元結を以て結び、うの上に冠を被さするなり。

女子の髪は元服以前は振分髪にしてこれを海松うみまつ總ももなどいひ、垂れ下げたるのみなりしが、元服に及びて背にて束ね更に長く垂れしむ。またこの時までには汗衫を着て意形なりしを、元服に及りて始めて裳を着せしむ。裳を着るは男子の冠を被ると同じく、成年に至れることを表はすなり。されば女子の元服は裳着と名つけたり。

元服の日時は甲子丙寅を吉とし、丑を凶とす。殊に正月を吉として天子のは必ずその一日より五日に至る間を擇ばる。次に二、三、九、十、十二月を吉とし、四月を憚り、五月は大暑を避けてこれを爲さず。服忌諒闇にはこれを忌む。皆夜陰にこれをなせり。これ等はすべて陰陽師の勘決するところにして、後に民間にては鬼宿日おにやどりを擇び冠者の向ふ方角にも玉女聞神を吉方とせり。

冠をひきいるゝ人、裳の腰を結ぶ人は共に一族の殊に勝れたる人を選びてこれを執り行はしむ。天子には必ず太政大臣奉仕す。太政大臣なきときは更にこれを任じて奉仕せしめらる。皇太子には必ず其の傅これを勤めたり。男子元服の夜は則ち添臥そゐの女を定めて妻とせしことこの頃の習なりき。

第四節 喪葬

古來厚葬の風は益々加はりしかば、桓武天皇の延暦十一年、葬儀の制に險阻、豪富の市人、貴賤の序を紊り隊伍を列ね輿轎を翻へし、葬り了れば酣醉して歸るとてこれを嚴禁せらる。其十六年に諸司の服忌未だ終らざるに私に吉服に更ひることを禁せらる。承和九年、醍醐上皇崩御に臨み遺詔して葬儀を薄くし、柩を挽く者、燭を秉る者、各々十二人とし、從者二十人に過ぎざらしめ、土を封せず、樹を植ゑずして山陵を起すことなく、別に國忌を

設くることなからしめたまひしかば葬費僅かに商布二千段錢一千貫文のみなりき、これ等は皆喪葬の式を正し、節儉の風を奨めらるゝ所以にして、また當時高貴富豪の厚葬をなすものありしを知るに足るべし。天子薄葬を尙びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は萬乘の重きを以て、遺詔して茶毘の後は御骨を碎き、大原野の西の山に撒せしめて、山陵を起すことなからしめらる。當時中納言藤原吉野疎めしかども聽されざりき。

帝王の山陵は第三期用明帝より文武帝に至るまで凡そ十陵、特に瓢形の制を變じて圓形にし、石棺を南面せしめ、石を果ねて羨道をなし、また溝を環らさず、厩戸皇子壽藏を河内の磯長に治む、またこの制なり、寧樂の朝に及びては概ね山によりて起し、其制舊に復したりしも皆南面せしむ。平安遷都の後は京郊の地を擇びて平地に築きたり。嵯峨帝以後は遺詔によりて葬儀を薄うし、基爾たる圓丘を起せしのみ、文徳帝の陵瓢形なりと雖も、大さ古へに比すべくもあらず、殊に淳和、宇多の兩帝の如きは山陵を起さざりき。後遂に茶毘の餘燼遺骨を佛寺に送り葬り、樹を植ゑ、或は率塔婆を墓標となすのみとなりたり。天皇の證號も概ね葬後に贈るを例とせしが、宇多帝以後はこのことも止みたり。民間には土葬のほか棺に石などを結び付けて水中に沈むる水葬の式をなすもあり、都鄙ともに尙ほ屍體を山野に棄つるもの多し、中には棺に歛めたるもあれど多くは屍體ばかりを捨て、鳥獸の食るに任ず、殊に疫癘の流行して死する者多き時には、山野に送る暇だになくて路傍に屍骸を委積したり。承和九年には加茂河原等の國、護五千五百餘



(山廟御嵯峨北野葛國城山)陵の皇天峨嵯

頭を拾ひて焼かしめられしことありき、また何時の頃にか京師羅城門の樓上には骨骸堆積し、密かに其處に至りて死人の髪を偷み取りて鬘に作るものもありき。

佛教盛に行はれてより殊に火葬を行ふもの多く、京師の人は多く鳥部野を茶毘所となせり。貞觀十三年制して五條荒木の西の里、六條久受の里、十條の下石原の西外の里、十一條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を京師庶民の葬地と定む。後世京師に五三味塲あり、阿彌陀峯、舟岡山、鳥部野、西院、竹田これなり。或は云ふ、東寺、四塚、三條河原、千本、中山延年寺、これを五墓所といふと。喪服は鈍色にして死者との親疎に従ひて濃淡を異にする。こと前期と同じく、わけて重きは乗車調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり。死人の住みたる跡には僧侶を招きて讀經せしめ、或は直ちにその家を寺に變ふるもあり。遺骸を埋みたる所には石碣、または率都婆を立て、墓標とす。七日、七七日など折々の讀經供養ありて、一周年に當りたる日には御はての業と名づけて、また僧侶を聘して歸經供養せしむ。この日に至れば重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更むるなり。これを最終の法事として、この上に三周忌、七周忌などの法事を行ふことは未だなかりき。

第八章 年中行事

上古の政治は簡易を旨とし、要ありて後に事を行ひ、實ありて後に名を命せしが、前期以來素平日久しく安逸遊樂に馴るゝに従ひ、何事も儀式を重ねじて、實際を擧ぐるよりは

寧ろ表面を飾るを好み、朝政年を透うて衰頽し、禮典を擧ぐることもまた昔日の如くならざるに及びて却つて區々たる法文に拘泥し、年中行事などを命けて豫め一年中の儀式典例を定むることとなりたり。さればまづ即位大嘗會の大禮のさまを叙べ、これに續きて諸の神祭佛會を始め節供宴會等に至るまで當時行はれたる恒例及び臨時の公事を記して、その如何なりしかを知らしむべし。

天皇始めて四海に君臨したまふときはまづ即位の禮を行はる、即位といひ踐祚といふももとの別なく、踐祚即ち即位にして、その式は詳ならねど雄略天皇の頃には既に壇を設けてこの儀を行ひたまひき。大寶の制には踐祚の日天神の壽詞を奏し、忌部神靈、鏡劍を奉つることとせり。此期に至り平城天皇の頃より漸く受禪と即位と時日を異にし宇多天皇に至りて始めて禮式を別にせられしより例となりて、踐祚の儀は神器傳承の式として紫宸殿にて行はれ、即位の禮は百官萬民に告げらるゝ式として大極殿に於て行はれけり。陽成天皇即位のとき大極殿災ありしかば即位の禮を豐樂殿にて行はれ、冷泉天皇の時も故ありて紫宸殿にて行はれ、後三條帝は太政官廳を用ひ、安德帝は紫宸殿を用ひたまひき。治承の初め大極殿焚けろの後建築したまはざりしかば、後鳥羽帝以後は太政官廳にて行はれたり。

元明天皇即位の時に大赦ありて例となり、聖武天皇即位の日に官僚の叙任あり。この期に至りて即位灌頂のことあり、これ高御座の四隅に水を置きて天子の頭に灌ぎ咒文を唱ふることにて、或は醍醐帝の僧最澄と計りて定められし所なりといひ、或は後三條帝の時に創まれりともいふ。即位の後には大嘗會あり、齋宮齋院の卜定あり。また桓武帝以後は使を遣はして伊勢大神宮に幣帛を奉り即位の由を告げたまふ、これを由奉幣といふ。其使は諸王若くは忌部、中臣の二氏を以てす。淳和帝以後、十陵五墓及び宇佐神宮へも使を遣はして事の由を告げらるゝこととなりたり。また即位の節仁王會をも行はれたる。すべてこれ等は一代一度の禮とす。

大嘗會は大祀なり。大中小の祭祀のことは既に前期に於てこれを述べしが、今延喜の式制を見るに、大祀は大嘗祭のみにして、中祀は祈年、月次、神嘗、新嘗、加茂等の祭、小祀は大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園、韓神、松尾、平野、春日等の祭なり。さて大嘗祭は天皇七月以前に即位したまへば當年、八月以後なれば翌年これを行ひ、日は十一月下の卯を用ふ。先づ悠紀主基の國郡の卜定あり、この撰にあづかりたる國司、大嘗のことを奉行し、其郡より大嘗に用ふる酒飯を製すべき稻實を奉つる。その中、悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。九月には齋塲を造り、こゝにて神事の服を織り、悠紀主基の兩國及びその他諸國より奉つりたる供物をこゝに貯ふ。十月には諸國に使をつかはし、大祓をならしめたまひ、天皇も自ら川上に臨幸ありて禊を行はせたまふ、これを御禊の行幸といひ、淳和帝以來は多く加茂川の邊に於て行はれき。十一月に至れば祭も近づきぬ。前だつてと七日ばかりにして大嘗宮は造り果せぬべし、この宮分つて二區となし、東を悠紀院、西

を主基院といふ、共に門は栴を編みて扉となし、梁を列ねて垣となす、殿の柱梁は黒木を用ひ、青草を以てこれを葺く、床はなくて地に束草を敷き、その上に竹箒を置き、箒の上に席を列べ、御坐には白端の御帖を布く、器物は白木造りの物及び盃盤などには多くは葉盤を用ふる習ひにて、すべて上下簡潔にして質樸なる風を更められざりしことを知るべし、かくて下寅日までは内外の諸事すべて整齊し畢んぬ、大嘗祭の當日には戌の刻に天譴始めて誓し、廻立殿に臨みて御湯を供奉したまふ、その事終りて主殿官松明をかゝりて迎へ奉り、大嘗宮に入らせたまふ、先づ悠基殿に入りたまふ間、吉野、國柄、古風を奏し、悠紀、國司、歌人を引いて國風を奏し、諸部古詞を奏し、群官拍手歌舞す、さて悠紀御膳を薦め奉り、薦享のこと訖りて後、廻立殿に歸りたまひてまた御湯を供奉し、御服を改めて主基殿に入らせたまふ、其儀式悠紀殿に於けるが如し、辰、巳、午の三日には天皇豊樂殿に臨みたまひて饗を諸臣に賜ひ宴會の儀あり、舞樂には國風、和舞、田舞、久米舞、吉志舞、大歌、五節舞を奏す、叙位賜祿あり、訖りて解齋をなし、祓を行ふ。

齋宮、齋院も一代に一度即位の時に撰定せらるゝなり、天皇即位あれば内親王、若し内親王なければ諸女王の未だ嫁せざる者を卜定して齋宮としたまふ、先づ宮城のうち便宜の所を撰びて初齋院となし、齋王は祓禊してこゝに入る、翌年八月また城外の淨野を卜し野の宮を造りてこゝに遷り、その翌年の九月に伊勢齋宮に赴くなり、加茂齋院の儀も略ぼこれに同じ、齋宮は後宇多天皇の朝を限りとして、その任命の儀絶へ、齋院は室町略

代の季世、朝廷大いに衰へしかば、土御門天皇以來その事行はれずなりき。

加茂祭、加茂社は別雷命を祭れるを上加茂といひ、其母玉依姬を祭れるを下加茂といふ、上下二社合せて加茂大神といへり、平安城の城隍神たるを以て、延暦遷都以來殊に崇敬篤く祭祀の優厚なること此時代に於てこれに過ぎたるはなく、唯だ祭といへば既に加茂祭に限れり、祭日は四月中の酉中の酉なきときは下の酉を以てし、公私ともに葵の盤を懸く、朝廷にては近衛中將、少將より祭の使を撰びて御禊あり、先づ紫宸殿にて使の馬鞍以下を天覽あり、斯くて近衛使は社に至りて奉幣し、供奉官人等を引き具して一條大路を渡る、鹵簿最も壯觀にして、京中の老幼先を争ひてこれを観る、宮主、内藏、中宮、東宮よりの御幣、御使、齋院の御輿、腰輿、兵衛、近衛陪從、宣旨、内侍、女房等の車、さては韓櫃器物を擔へるものもあり、檢非違使部下を率ゐて警固し、その盛なること言語に絶えたり、祭儀畢りて朝廷にてはまた還立の儀あり、祭使は祭儀の畢れる由を復奏す、大抵夜に入りてし、階前に庭燎を燒きて舞樂を奏す、當時後宮の侍女清少納言、この祭の光景を寫していへらく、

祭のかへさいみじうをかじ、昨日は萬の事美はしうて、一條の大路の廣う清らかなるに日の影も熱く車にさし入りたるも眩ゆければ、扇にてかくし居なほりなせしめて久しう待ちつるも見苦しう汗なせもあへしを、今日はいと疾く出で、雲林院知足院などのもとにたてる車ども葵桂とうち透へて見ゆ、日は出でたれと空は猶ほ

うち盛りたるに、いかで聞かんと目をさまし起きむて待ちたる杜鵑の多數さへあるにやと聞ゆるまでに鳴き響かせば、いみじうめでたしと思ふほどに露の老いたるこゑにてかれ似せんとおぼしくうち添へたるこそ悪けれとまたをかし。何時しかと待つに、御社の方より赤き衣など着たる者どもなを連れ立ちて来るを、いかにかと事成りぬやなどいへば、まだ無期なを答へて御輿みこ、腰輿こしなど持ちて歸る。これに奉つりておはしますらんと目出たく、けちかくいかでさる下司などの侍らふにかと恐ろし。遙かげにいふ程もなく歸らせたまふ。葵より始めて青朽葉どものいとをかしく見ゆるに、所の衆の青色白襲をけしきばかり引きかけたるは、卯の花垣根近う覺えて、杜鵑も陰に隠れぬべう覺ゆかし。昨日は車一つに數多乗りて二藍の直衣あるは、狩衣なを亂れ着て簾取り下し物狂ほしきまで見えし君達の齋院の垣下にて日の裝束うるはしうて今日は一人づゝをさく乗りたる後に殿上童のせたるもをかし。渡り果てぬる頃にはなをかさしも感あらん。我もくど危く恐しきまで前に立たんと急ぐを、斯うな急ぎとのぞやかにやれと肩をさし出で制すれと聞きもいれぬはわりなくて、少し廣き所に強ひてとよめさせて立ちたるを、心もとなくにくしとぞ思ひたる。きほひかゝる車どもを見やりてあるこそをかしけれ(後略)。深く加茂神を崇信する心には四月の祭のみに飽かずして、宇多帝のときより別に臨時祭を行はる。十一月下の酉日を以て祭日と定め、祭の前には試樂あり、後には還立の儀ありて神樂を奏す、うの盛なること四月の本祭に遜らざりき。

春日祭は貞觀元年より始まり、毎年二月十一月の上の申に行はる。この社は藤原氏の氏神を祀ればその威勢も自ら尊くして、近衛使を立てたまふことなど加茂祭の儀に同じされど春日は京より路遠くして后宮その外の女流の參詣に便あしければとて、桓武帝の暫く長岡に都したまひしときは、大原野に春日神を分ち祭りしが、また貞觀の頃には吉田に同じ神を祭り、各別にその祭ありき。

石清水八幡は貞觀元年大安寺の僧行教の宇佐より分ち祀りし所にて、八月十五日をその放生會とし、延久二年より行幸に準せらる。うの臨時祭は天慶の亂平らぎて後、報賽の爲めに行はれしを始めとし、天祿二年よりは毎年のごとくなれり。稻荷社は藤森にあり、秦氏の祖神を祭れりといふ、これを興せしは一に僧空海之力なり。二月初午には老若男女の參詣躑を接ぎぬ、其祭は四月上の卯にあり、この時代の季には甚だ盛にして神輿渡御の間、歌舞雜技を演じ、觀る者山を築きたりき。その他諸社の祭祀數多けれども煩はしければ略せん。

六月及び十二月の晦日には大祓あり、また毎月七瀬の祓あり。歳末に至れば荷前かきとて十陵五墓に幣帛を奉らるゝことあり、内侍所の御神樂には一條天皇の時より主上行幸ありて神樂を奉られたりき。

此時代の季、天皇の京邊の諸社に詣したまひしこと多かりしより恒例となりて、後の天

皇またこれに行幸あるに至りき。今諸社の行幸始めをいはゞ加茂は天慶五年(或は云ふ承平五年)と朱倉帝に、石清水は天元二年圓融帝に、春日、松尾は永祿元年、大原野は正暦四年、北野は寛弘元年、ともに一條帝に日吉、稻荷は延久三年、住吉は延久年間、祇園は同四年、ともに後三條帝に生まれり。この次で行幸の鹵簿をいはんに、前陣には京職、神祇、内藏、禰正、兵部、民部、雅樂、治部、式部官吏、隼人、少納言、王卿、左右の近衛など次第に列なり。中央には御輿あり、女官、侍中これに従ふ。後陣には典藥、内膳、藥酒、主水、内藏、圖書、内匠、主殿、大藏、縫殿、宮内、大舍人、掃部、大膳、木工、大炊、右兵衛、後には右衛門殿す。これを正式となす。神社行幸の儀はこれに従はずして頗る簡略なり。

佛事をいへば、正月には八日より七日の間大極殿にて最勝王經を講せらる。この經は殊に國家鎮護の功德ありとて年の始めにまづ講せらる。これを御齋會といひ、延暦元年より恒例と定まりぬ。その結願の日には内論義あり。また同じ日數の間、眞言院御修法あり。太元師法あり。十八日には仁壽殿觀音供あり。これは毎月其日に修せらる。二月には臨時仁王會とて日を擇びて仁王護國般若經を講せられ。十五日には興福寺の常樂會あり。二月と八月には季御讀經あり。三月七日より七箇日の間は、大和藥師寺の最勝會にて、天長七年より執り行はれたり。

四月八日は釋迦佛誕生の日なれば、灌佛の式あり。この佛生會は推古天皇の時より始まりき。比叡の舍利會は貞觀二年、僧圓仁の始めて行へるなり。五月の最勝講は寛弘の頃に

始まり、五箇日の間清涼殿にて最勝王經を講せらる。六月四日は傳教大師の忌日とて延暦寺に六月會あり。十四日には祇園御靈會あり。此神は素盞鳴尊にして牛頭天王と稱し。貞觀十一年に播磨國廣峯より今の京八坂里に移せりといふ。

七月八日は奈夏(夏)の文珠會にて天長十年より始まりき。十四日は盂蘭盆の式なり。興福寺の法華會は九月卅日より七日の間とて、同寺の維摩會はもと藤原鎌足が病氣平癒の爲め維摩經を轉讀せられしに起り、其忌日なる十月十六日に執行せらる。十月十日より十六日まで維摩經を講せらるゝなり。この維摩會と大極殿御齋會と藥師寺最勝會とは三會といひて最も盛なりき。十二月に至れば十九日より三日間、御佛名あり。三世諸佛の名號を唱へて六根の罪障を滅する爲めなりといふ。

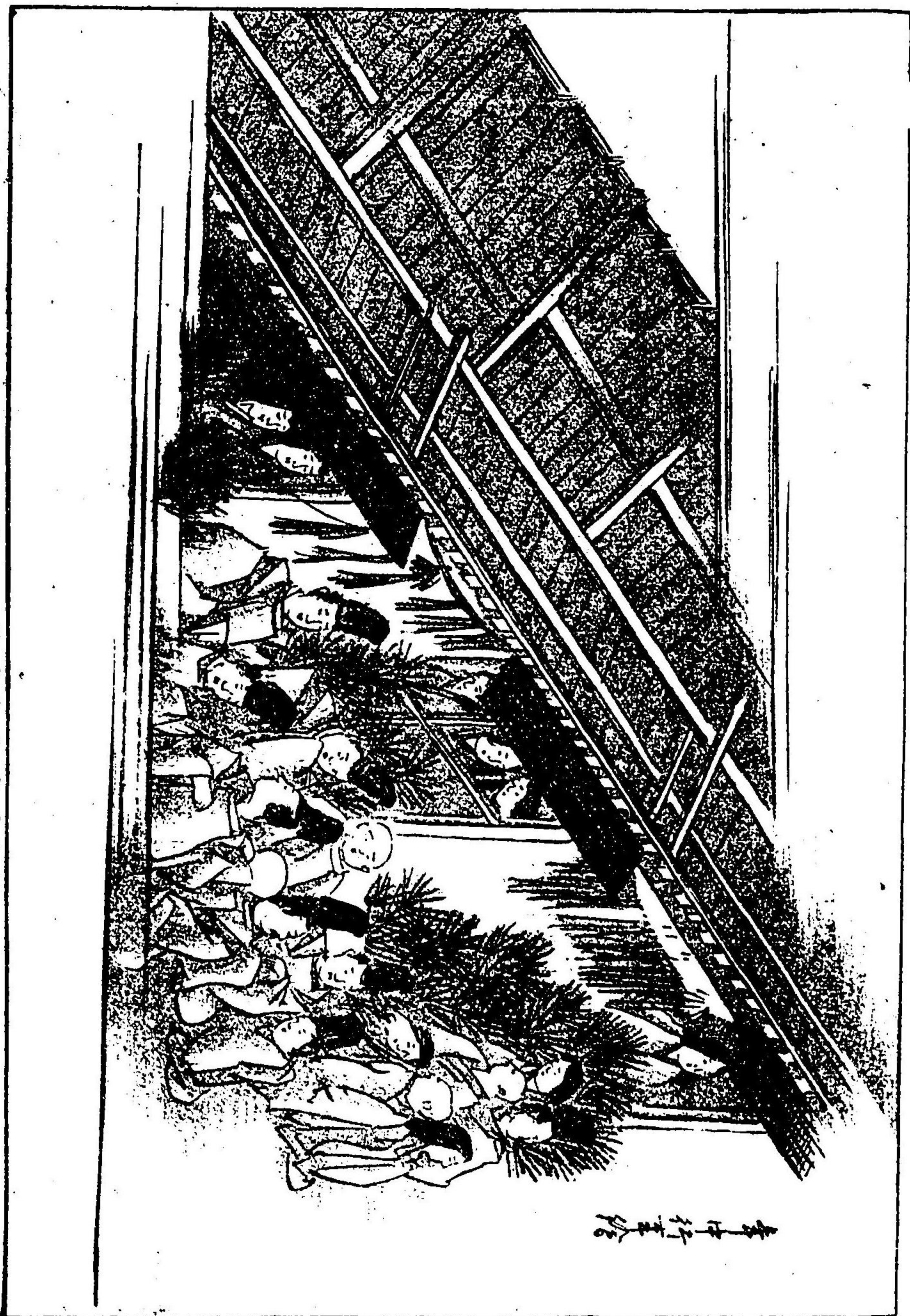
國忌といふは先皇崩御の日に當りて法事を行はるゝことにて、持統天皇の時より始まり。僧侶を請じて轉經禮佛あり。佛敎より出でたる儀式には釋奠あり。二月八日の上丁日に孔子及び十哲の像を祭ることにて、大寶元年より始まりき。陰陽道より起りたるものに御燈、うの他のこと少からず。御燈は三月三日に北斗星に燈明を奉りてこれを祭らるゝ式にて、延暦十五年より始まりき。追儼は十二月晦日に行はれ、桃弓、蘆箭を以て邪鬼を拂ふなり。慶雲二年疫癘の行はれし時より始まりきといふ。

治政に關する儀式には正月五日、六日に叙位の式あり。女官の叙位もその頃吉日を擇び

て行はる、同十一日より三日間、縣召除目あり、この時には専ら外官を任せらるゝなり、京官除目は三月に行はる。この頃官職に任せらるゝはまづ己より申文とて何々の官を望むよし記して上つるを御議の上これを許可し、不當なるは許されざるなり。正月にはまた外記政始吉書奏あり。二月十一日には列見の式あり、百官花を挿頭して參朝す、すべて式部、兵部の兩省より諸司の上日を撰成するを列見といひ、そを書き集めて奏するを撰階の奏といひ、此人々を擇び出して職を定むるを定考といふ。撰階の奏は四月、定考は八月に行はる。九月には不堪田の奏あり、また毎月一日に視告朔とて天皇大極殿に出御ありて前月の公文を進奏せしめたまふことあり、後には四五月或は二五月にのみ行はるゝ世亂るゝに至りては全く廢せられたり。

節供宴會その他の年中行事をいへば、正月元日寅の刻に四方拜あり、天子自ら屬屋を唱へ天地四方山陵を拜し、年災を拂ひ寶祚の久しからんことを祈りたまふ。四方拜終りし後、辰の刻に大極殿にて朝賀の儀ありて、群臣の賀を受けたまふ。孝徳帝以來の大儀にして、嵯峨天皇に至りて大いに備はりしが、正暦の頃よりまた省畧せられて小朝拜を以てこれに代へらる。こは清涼殿にて行はるゝ儀式なり、弘仁以後元三の間は屠蘇、白散度、散の御藥を服せらる。

元日節會、白馬節會、踏歌節會を三節と稱し、年頭の大禮とす。古へはいづれも豐樂院に於て行はれしが、後には紫宸殿にて行はる。元日節會には曆水機腹赤の奏あり、白馬節會は



平安時代京都市街の正月

七日にして御弓の奏あり、馬寮より白馬を牽かせ、観覽に供ふ、共に宴を開きて百官に酒食を賜ふ。踏歌節會は十六日に行はれ、古へは「あらればしり」といへり、男踏歌女踏歌の二種あり、男踏歌は朝廷より始めて大臣大將の家々をも廻りありきたりしが、後世は女踏歌のみ行はるゝことゝなれり、内宴といふはうちうちの節會なり、廿一日の頃に仁壽殿にて行はれ、文人の題を賜はり詩を作ることあり、舞樂ありて甚だ盛なり、弘仁年中に始まりたるが長元の頃より絶えたること凡そ百年、保元平治の頃再興して一二回これを行はれたりと雖も、その後復た永く絶え果てたり。

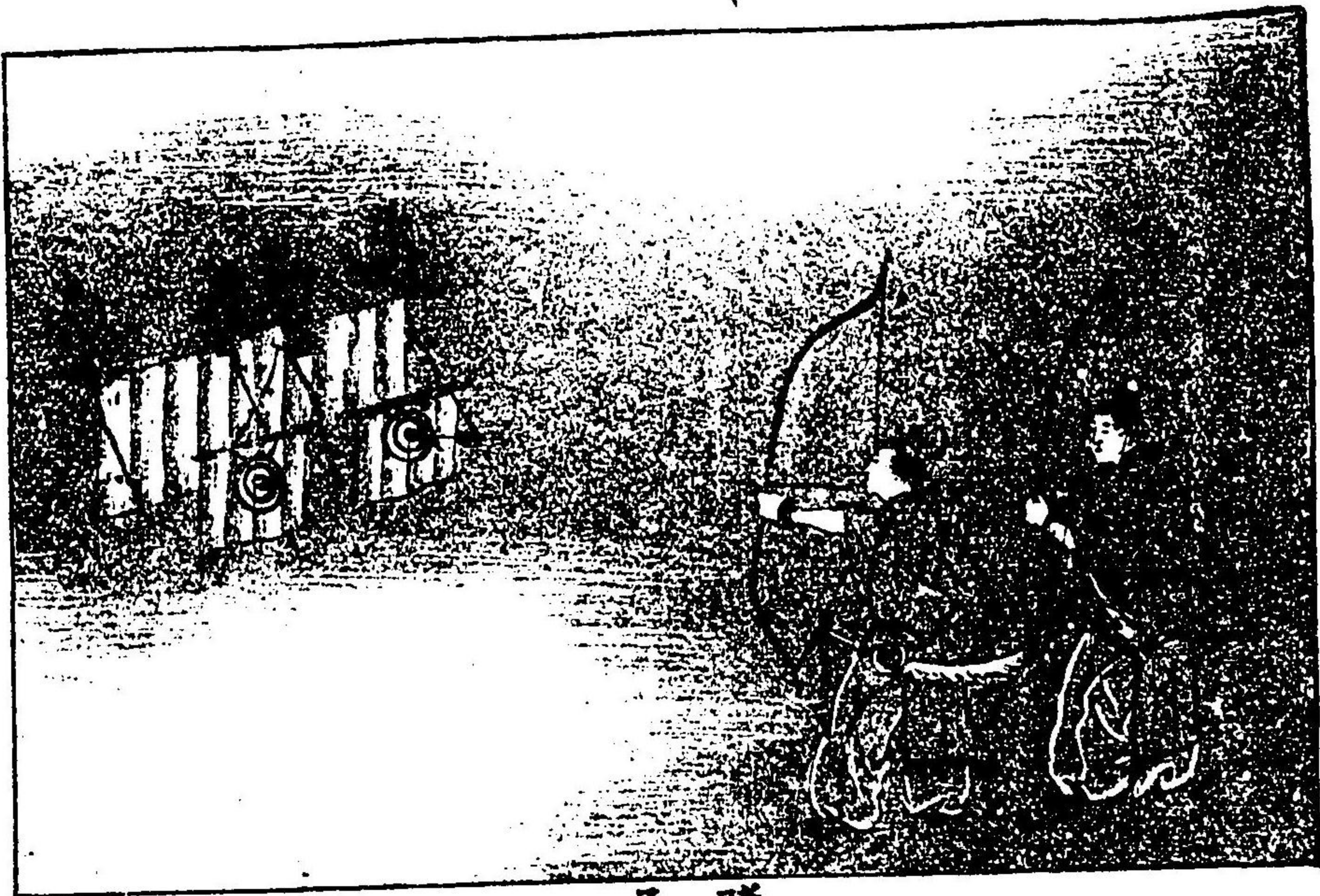
正月上の子の日には若菜を摘みて貴賤これを食ふ、また子の日の遊あり、人々野に出で「子の日す」とて松を曳き歸りて千歳の齡を延ぶと祝す、圓融上皇の子の日の御遊の如きは有名なるものにして、船岳の小松原に遣水を回らし、石を疊み砂を布き、唐錦の平張を立て簾をかけ、板敷を布き高欄を渡して錦の幕を引き繞らしつ、百官その中に供奉して、詠歌の御遊ひありき、さて十五日は餅粥の節供なり、粥をかき廻したる木を粥杖といひこれにて女の髻を打てば懐妊すべしとて、當時専らこの戯をなせり、節供は宇多帝の寛平年間にその日を定められ、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、十月初めの亥の日、に於て時差を供せしむ、徳川氏の世に五節句を定めたるもこれに基けり、但し十月初めの亥、亥猪の節供は後世これを五節句のうち數へず、九月九日重陽、宴を以てこれに代へたり。

射禮は上古よりあり、大寶の制、正月中旬を以て式日とす、天皇豊樂殿に出御あり、親王以下初位以上の射術を見たまふ儀なり、その翌日は賭弓なり、賭弓は貞觀二年始めて行はれ、天皇弓塲殿に於て觀覽あり、左右近衛、左右兵衛の四府の舍人射を競ふ、勝の方は負の方に罰酒を行ひ、また自ら舞樂を奏す、勝方の大將の家にて還饗とて、射手に饗を賜ふことあり、負方は宴に預らずして早く退出す。

三月三日、曲水宴なり、上古は三月上旬の日を用ひられしが、文武天皇の頃より三日を式日とす、四月の下旬に駒牽あり、天皇武徳殿に出御ありて、諸牧の馬を牽かせて觀覽せらる、來月の騎射の用にとて、牽くを先づ天覽あるなり、貞觀の頃より始まれりとかや、八月中旬にも駒牽あり、信濃の勅旨の牧の馬六十匹を牽らしめたまふなり。

五月五日、節會なり、天皇武徳殿に出御ありて、宴會を行はれ、群臣に饗を賜ふ、この節會は當時最も盛にして、上下ともにもてはやして、百敷の大宮よりあやしき賤山がつの家に至るまで、皆櫓に菖蒲、蓬を懸け列ねたり、また藥玉とて、五色の糸を以て花の束の形を作り、その中に藥を籠めたるものを懸く、こは九月重陽の日までそのまゝにして、この日に素と取り替ふ、正月の卯の日に卵雞を懸くるも、其意全しく、何れも邪氣を拂はんがためなり、同じ頃、左近右近の馬塲に騎射あり、三日より六日に至る。

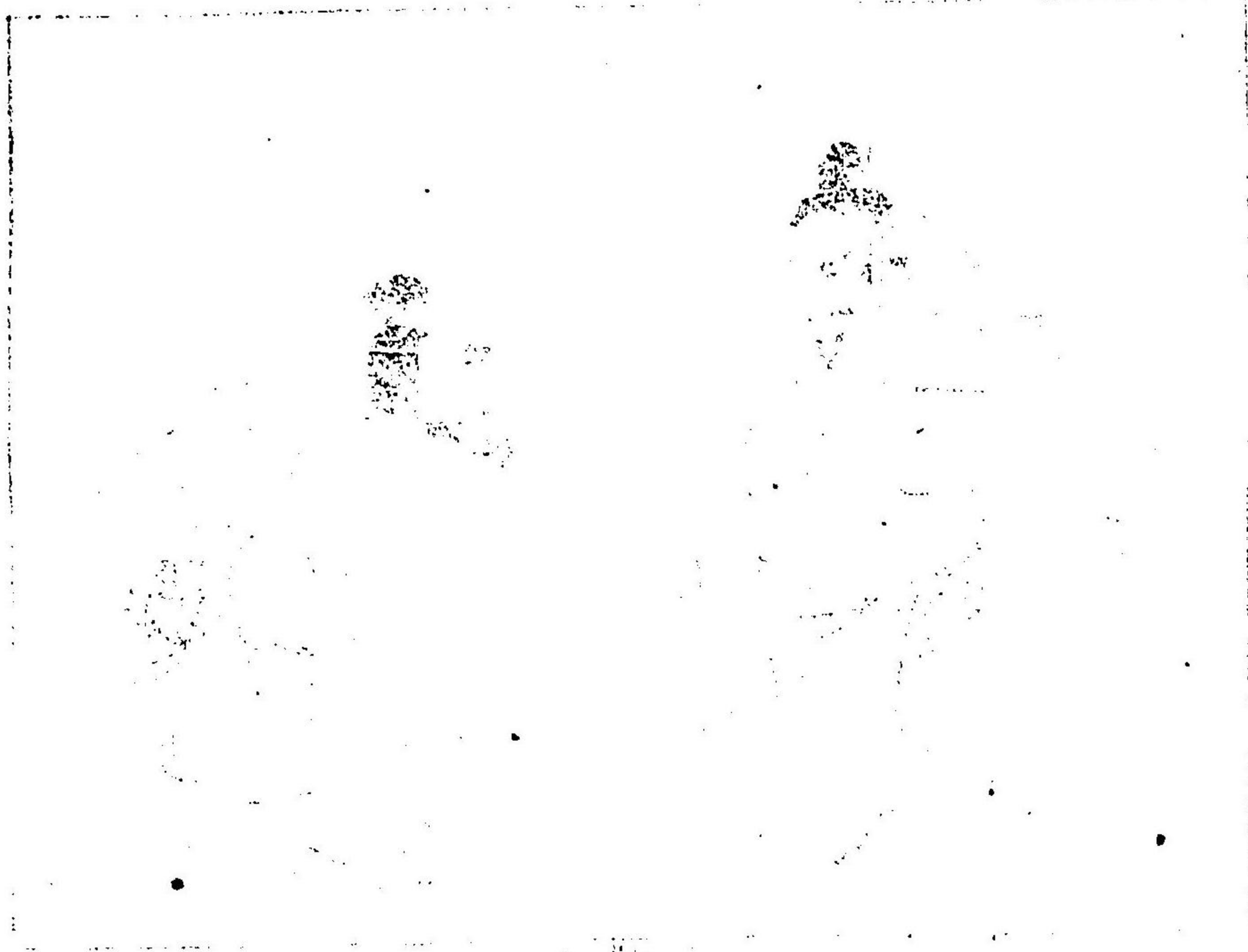
七月七日の夜には、天上にて牽牛銀河を渡りて織女に會ふと言ひ傳へて、清涼殿の庭に四脚の机を立て、種種の供物を載せ、燭を點しなとて、二星を祭らる、この儀天平勝實



弓 賭



人 撲 相



七年に始まり名づけて七夕祭といふ公私ともに供物をととのへ志願の事を記してこれを祈るに三年の内に必ず驗ありといへりさればまた乞巧奠ともいふ同じ月また相撲節會あり諸國に使を下して力士を擇ばしめこれを召し上せてその角技を觀覽あり神龜三年に始まりこの期に盛なりしが朝廷の紀綱の弛ぶに従うて久しく行はれず保元三年に再興したまひしがそれもまた一時のことなりけらし。

九月九日は重陽の宴なり茶菓の饗を帳に懸け菊を瓶に挿す天皇紫宸殿に出御ありて節會を行はれ群臣に酒食を賜はり詩文を作らしめらる。殘菊宴は十月五日なりこの儀略ぼ同じ十月上亥日安猪の餅とて餅を製して上に奉つりまた下に賜ひ親類知人の贈遺することあり。

十一月中卯日は新嘗祭なり今年の新稻を以て神を祭りたまふこの翌日は豊明節會とて収獲を祝して饗を諸臣に賜ふ新嘗祭の時には五節舞を奏せさせたまふまた一代一度の大嘗會の際にもこの舞あり抑も五節の起りを尋ぬるに俗傳に従へば昔し天武天皇吉野宮に座して琴を弾きたまへるに前の峯より天女あまくだりて天の羽衣の袖を五度翻へして

乙女ども乙女さびすも唐玉を袂にまきて乙女さびすも

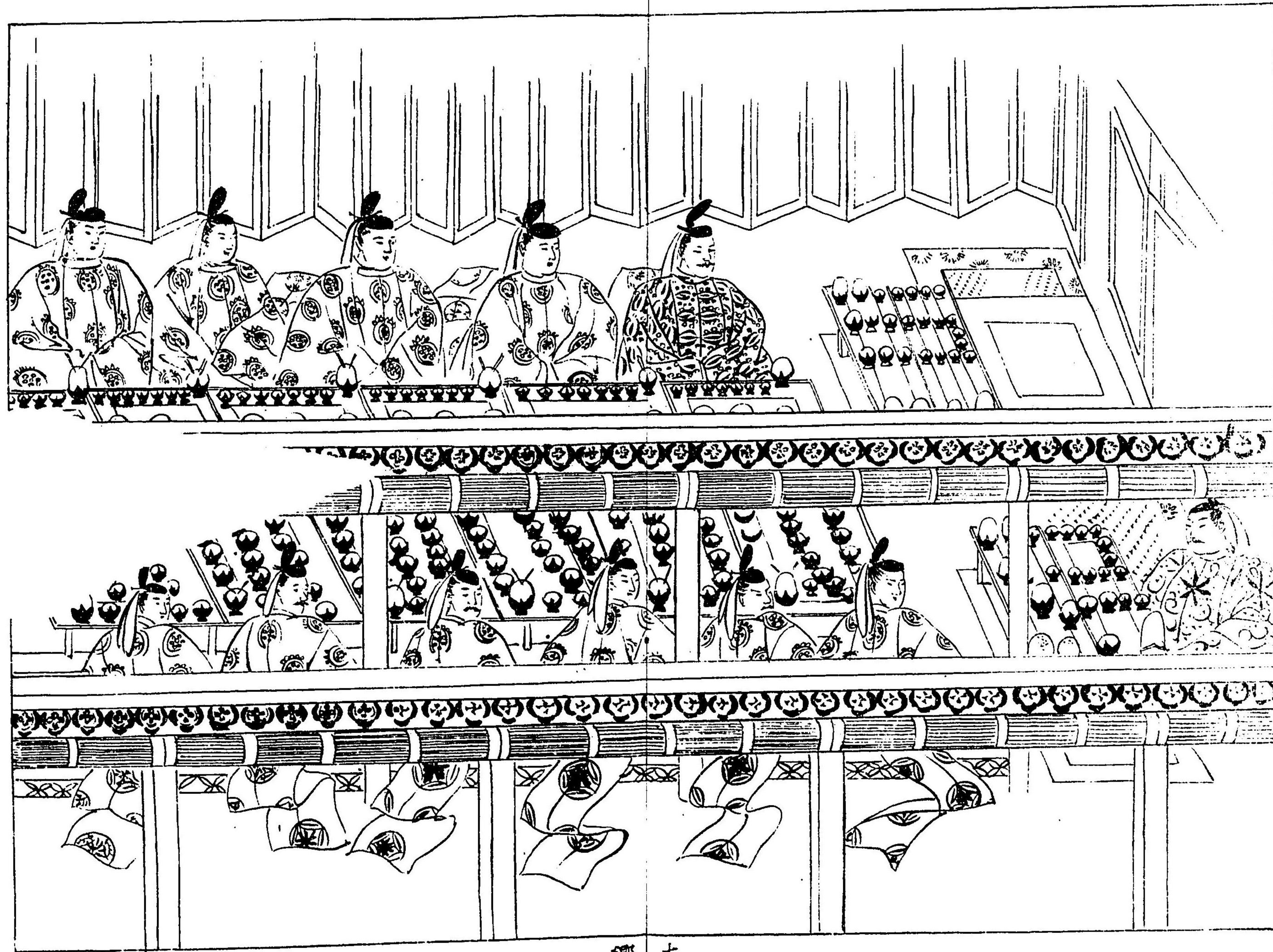
とうたひたるより始まり天平五年には内裏にてこの舞を行はれたり先づ殿上人及び受領より五節舞姫を奉つりそれに附きたる侍女衣服調度のことなどすべて取扱はせ

たまたま(新嘗)の時は舞姫四人、代始めは五人なり。祭日の舞踏に先だつこと二日に帳臺式ありて天皇その亂舞を試みたまふ、その翌日は殿上の淵醉あり、朝歌、今様などうたひて三獻果て、亂舞あり、うのこと果て、處々に推参するなり。

その他四季時々の花咲きたる折には宴を設けて群臣とこれを賞し詩歌を賦したまふ。梅花、宴櫻花、宴藤花、宴蓮葉、宴萩花、宴等の種類あり。八月十五夜の月を賞するは漢土にては李唐の世より盛なりしを我國にもこれを學び、清和天皇の頃よりこれを詩に詠するものあり、寛平年間に至りて始めて宮中にてこれを賞したまひき。九月十三夜の月は宇多天皇の賞したまひしより起れり、世にこれを後の明月といふ。

始めて大臣、または大將に任せられたる人は客を招きて大いに祝賀の筵を開く、これを大饗といひ、その第一の賓客を尊者といふ。また正月二日には二宮の大饗とて東宮、中宮にこの宴を催はさる、同日臨時客とて攝政關白家に大臣以下の上達部を招待することあり、うの儀尋常の大饗に同じ。

大饗その他の饗應にも引出物を主人より客に贈る、多きは乗馬數十匹を牽くもあり、留に物を賓客に贈るのみならず、當時の詞に祿を賜ふといひて勞をねぎらふためには從僕にもすべて物を與へたり、また法事の時僧侶に與ふるを布施といひ、舞樂には樂人に與へ、うの他書簡をもち來る使にも祿を授けたり、これを得たるものは通常肩に擔ひ拜して出づるがゆゑに被物かづねものともいへり、被物は絹絹の類を用ひ、また女の裝束を用ふるこ



大饗



使文公及品贈物被

を多し、これ軽くして價貴きものなればなるべし、些少の使には巻絹を與ふ、これを腰に差して出づるがゆゑに腰差ともいへり。

物を贈るには大抵木の枝なほに結び付けて使者に持たするなり、これ上古より神を祭るに幣、鏡等の供物を直に手に觸れず、神の枝に結びつけて奉つりし遺風にて、これに當時の風流なる心を加へ、贈り物はるの季に合ひたる花の枝に付け、歌を贈るにも其意にかなひたる草木に結びたり、風流の折ならで常の用事に文を贈るにも直には持たせず、竹を割りて挟む、これを文挟ふまといふ、花の枝に懸け難き筥などにも原の心を失はでなほ其端に小さき花の枝を結び付く、これを心葉こはといへり、心葉はまた食物を盛る臺などにも附く、古へは眞の花を用ひたるが、後には剪採の花、または總角の絲を用ふるに至れり、遙か後世に至りて祝賀の贈り物には酒罇などに紙もて作りたる蝶の形をつけ、祝筵の長柄の銚子にも蝶形をつけ、また贈り物に添ふる鬘斗を挟むに紙を色々に疊みて用ふるも、心葉の遺風ならん。

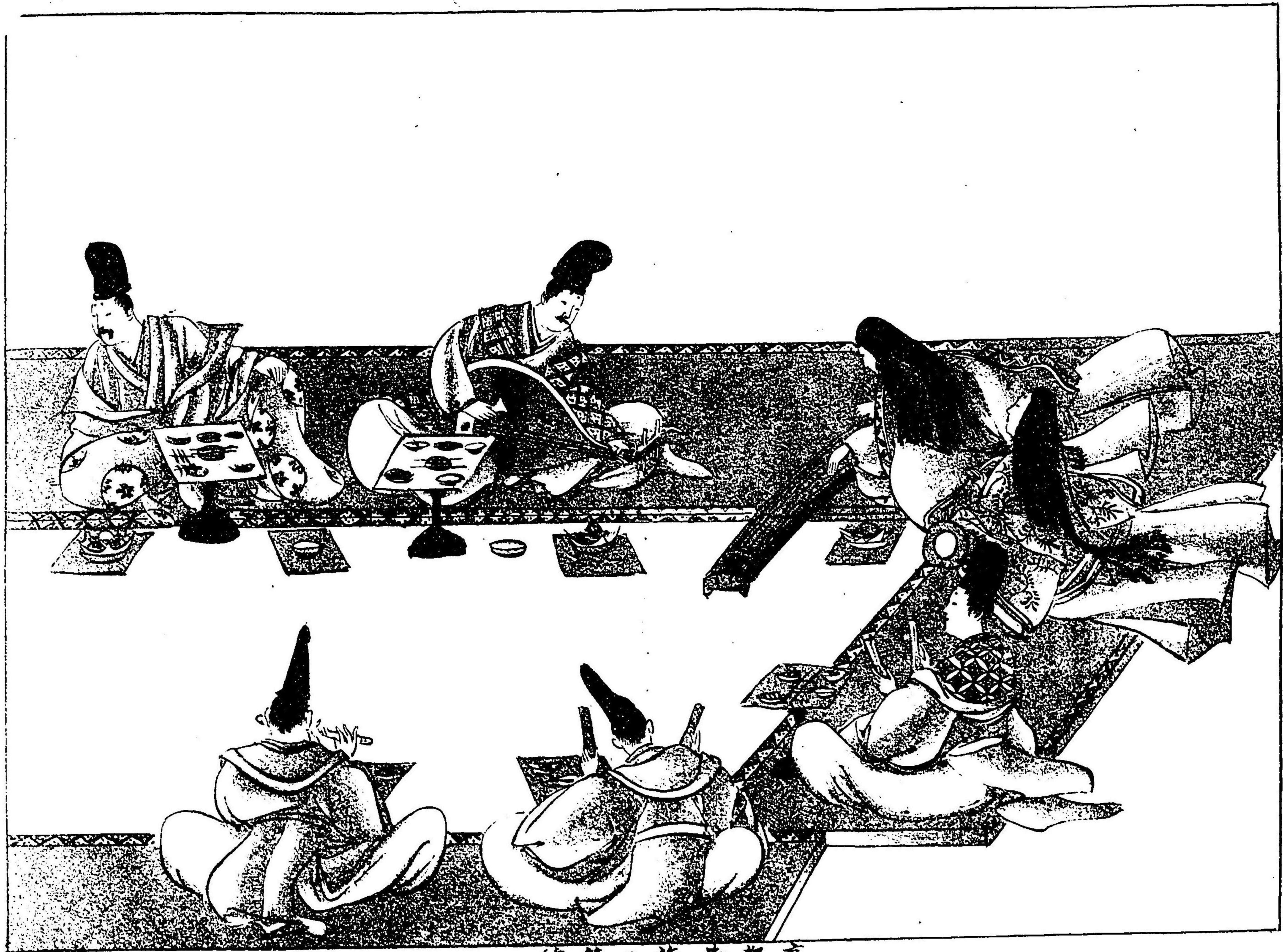
また饗宴の筵、和歌の會、或はさもなき折にも洲濱といひて席上に飾るものあり、もとは臺の上に砂を蒔き玉を撒らし、香木にて舟の形をつくりなほして海濱の景色を摸したるよりこの名ありしが、後には鶴龜その他種々の形を作りて巧を街ふに至れり、近世縁娶の式に飾る島臺はこの風の遺れるものなり。

第九章 歌舞遊戯

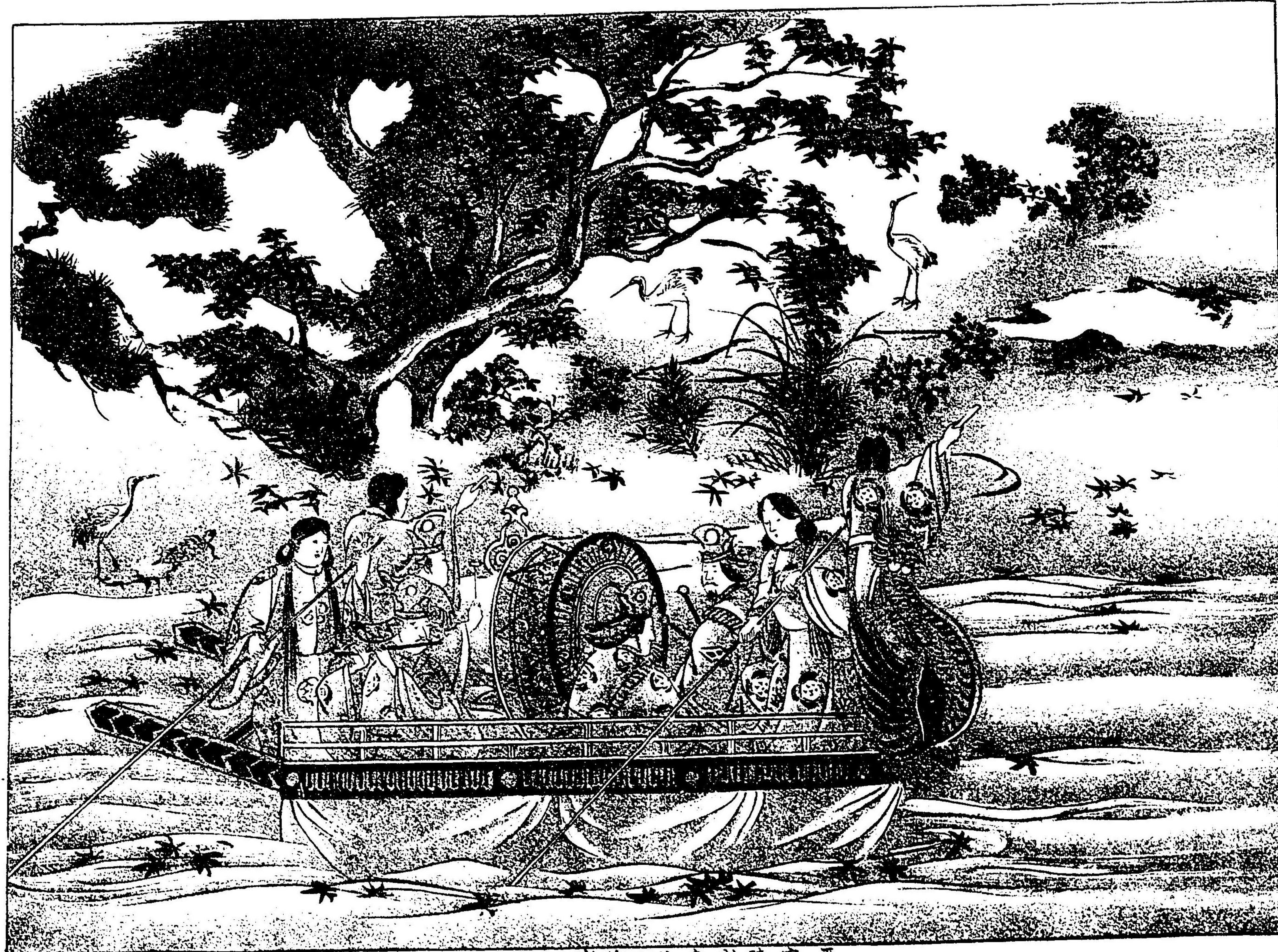
第壹節 歌舞音楽

歌舞音楽の流行古今を問はずこの時より盛なりしはなかるべし當時この美術を愛する念實に深くその技に疎きものは殿上の交りもかなはざるさまなりしかば上は大臣大將より四位五位の躑しきに至るまで競うてこれを習練したりき太古以來の我國の歌舞も行はれぬ唐土韓地の舞樂は猶ほ盛なり神樂催馬樂朝廷に用ひられて朗詠今様世にもてはやされぬ行幸節會はいふにしも及ばず佛事供養にも舞樂を奏せしめ私の小宴にも管絃を合奏しあるは池の上に龍頭鬪首の舟を泛べて花に歌ひ月に舞へるはげに極樂淨土に迦陵頻迦の囀りに天つ乙女が袖翻へすにも似ていつしかに夜の更くるを覺えず明けの鴉に驚かされて僅かに物の音を収むる不常なりける。

當時最も普通に行はれたる樂器は笛琵琶琴和琴箏笙等にして世に響きたる名笛には青葉葉二ツ大水龍小水龍琵琶に玄象牧馬井手酒橋琴に閑柄山水松風和琴に宇多法師等に秋風秋野大螺鈿小螺鈿笙に大甘氣給（甘氣給）小甘氣給その他にも數多ありこれ等の名器を無雙の名人が手にとり心を澄まして奏づるには梁の塵も動き情なき鳥獸も耳を傾けぬべし鬼神の心を感せしめて不思議の靈應ありきといふことこの頃の俗説にも偶然にあらず尺八もまた行はれたり次に歌舞の種類を次第して述ぶべし。



絃管の族貴都京



宗旋の族貴代時安平

我國古風の舞及び外國の樂 前期に續きて我國古風の舞と外國の樂と並び行はれた
りしが唐土韓地の樂は漸く盛大に赴き殊に體峻仁明帝の朝には萬事漢土の風を學び
音樂も専ら彼の國のさまによらせたまひ遂に我國の樂は其範圍を狹められて延喜の
頃は雅樂寮に於ては唐樂をのみ掌ることとなり我國古風の歌謠は別に大歌所を設け
てこれを司らせたまひけり。

さて我國太古に起原せし舞樂の重なるものを擧ぐれば左の如し。

久米舞 大伴佐伯の二氏これを掌り蜘蛛斬りの狀を演ず。

古志舞 世々安倍氏の行ふところにてまた大嘗會舞ともいふ以上二ツの舞は大嘗會
の時に奏せらる。

倭人舞 火闌降命の後裔なる薩摩の倭人これを行ふ大嘗及び新嘗の祭祀に用ひらる
るものなり。

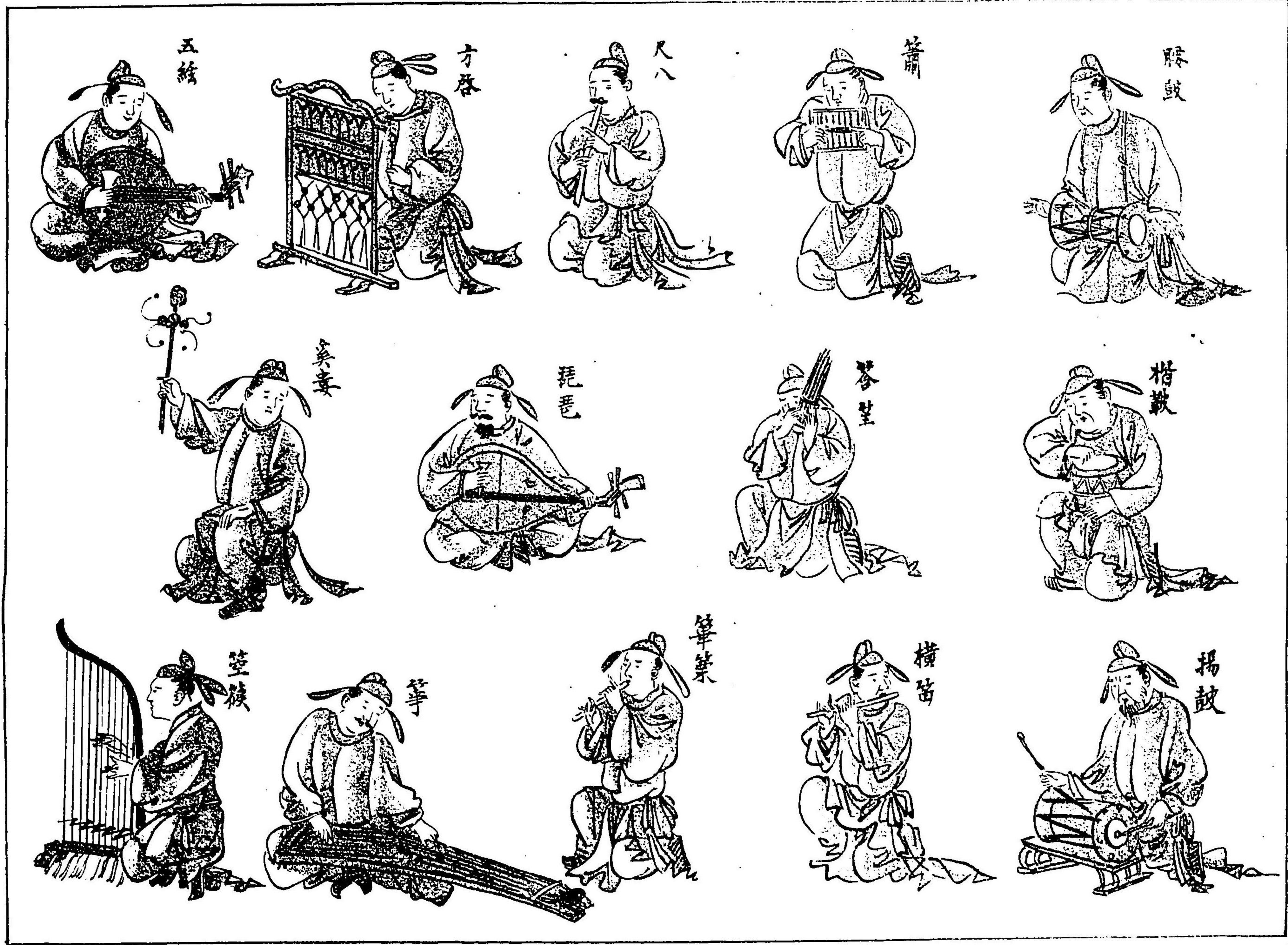
その他大和國より出でしといふ倭舞吉野國栖の古風田健小懸田舞飛驒樂等あり何れ
も和琴和笛を合奏して一も中古以來外國より傳來せし樂器を交へず。

外國より學びうけたる舞樂を繹ぬるに唐土傳來のものに振舞皇帝破陣樂團亂旋春鷲
鳴玉樹後庭花蘭陵王賀殿三臺鹽萬歲樂罽頭樂甘州皇慶五常樂喜春樂赤白桃李花秋風
樂輪臺青海波採桑光秦王破陣樂遠城樂傾盃樂賀王恩太平樂打毬樂等あり。
天竺林邑等の樂には菩薩迦陵頻胡飲酒安摩二舞倍隨散手破陣樂拔頭蘇合香萬秋樂等

莫者獅子等あり、これ等は、大抵一たび唐土に傳へたるをまた我國に傳へしなるべし。韓地傳來の樂には、新鳥蘇、古鳥蘇、退走禿、進走禿、皇仁、狛梓、貴德、新鞅鞞、崑崙、八仙、林下、蘇志、摩利、納蘇利、絞切、白濱、地久、長保、樂石川等あり。

外國の舞樂を賞玩するあまりに、新たに意匠を凝らして作られたるも多かりき。北庭樂、承和樂、春庭樂、史官樂、威城樂、胡蝶、延喜樂、放鷹樂、應天樂、清上樂、長慶子などいふは是なり。これ等外國の舞樂に合奏すべき樂器には、琵琶、箏、五絃、橫笛、尺八、簫、篳篥、腰鼓、大鼓、拮鼓、搗鼓、鉦鼓、銅鼓、子、莫目、奚、婁、答生、篋篋、方啓等あり。樂の種類に従ひてさまざまの面を被ふり、衣裝を着けて舞ふ面白さに、何れも涙落して感ずめり。

神樂、催馬樂、東遊、風俗、これ等は我國古俗の歌謠なりしを朝廷に上せらるゝに至りしものなり。延喜の前後外國の樂の盛なるに至りしより、古風の和琴に外國の笛、篳篥などを交へて合奏し、唐樂と調を齊しうせられぬ。神樂はまた神遊びともいひ、古へより神祇を祭るに用ひられ、天照大神が天の岩戸に隠れたまひし時、天鈿女命が奏せし神技に起れりと傳ふ。すべて神を祭るには、採物とて、神幣、杖、篋、弓、劔などを神前に供ふる時、一つ一つに歌をそへて謳ふなり。後にはまた餘興として種々の歌を加へ、祭祀の終りたる時、直會の宴などにこれを誦ひたり。これを前張といふ。前張に大小の二種あり。採物に添ふるものは採物歌といひ、採物、大前張、小前張及び雜歌をすべて神樂といふ。其章曲を定めしは貞觀年間の撰を最も古しとし、歷朝これを神事に用ひらる。延喜廿一年に再び勅





青海波

安摩

崑崙
八德

蘭陵王

樂舞

撰ありしが、今傳はる所の三十八曲は圓融、花山帝の頃一條雅信の選定せしものなるべしといふ。後世伊勢、石清水、加茂等の大社には古來傳習の神樂あり、また諸國の神社にも古雅の舞樂の殘れるものあるは、當時の正式の神樂の遺れるなるべし。神樂の一つ二つを示さんに採物の幣の歌に

御幣帛は我にはあらず、天にます豊をか姫の神の御幣帛く。

前張の歌に

さい榛に衣は染めん、雨ふれとく、雨ふれと移ろひがたし深く染めてばく。

催馬樂はもと俚巷の歌謠なりしを取りて譜を附し、朝家を始め顯貴の家の燕遊に唐樂に交へて奏歌せられたり。これには多く笏をとつて拍子をととり、和笛、横笛等を合奏するなり。その始めは弘仁、承和以來、貞觀に至る頃ほひに唐樂の盛なりしより彼國の曲を以て我俗謠の調をととのへしものならんか。今傳はるところ律呂合せて六十一曲あり、これ圓融、花山帝の頃神樂歌と同じく撰定せられしなるべし。催馬樂の當時もてはやされたるものは

伊勢の海の清き渚の潮間に、莫告菜や摘まん、貝や拾はん、玉やひろはん。

竹河の橋のつめなるや、橋のつめなる花園にハト、花園に我をば放てや、めさし具へて。

東遊はまた東舞ともいへり、もと東國の風俗に合はする舞なればかく名づけたり、また

神事に用ひらる。今傳はる所凡ろ五曲あり、就中駿河歌最も悦ばれたり、その歌にいふ

や、有度濱に、駿河なるうと濱に打寄する波は、七草の妹言ころ好しく、

七草の妹言ころよし、逢へる時いさは寝なむや、七草の妹言ころ好し、

あな安らけ、あな安ら安ら、あな安らけ、練の緒の衣の袖を垂れて、あな安らけ。

風俗歌はもと諸國に行はれし歌謡のうち曲調の宜しきを選びて歌ひしものなり、されば風俗は多く催馬樂の中に在りともいへり、今傳はる所の曲廿五章あり、例之ば

玉だれの瓶を中に居ゐて主はもや者求に、肴とり、小よろぎの襦の和布かり上げに。

あはれや阿武隈に霧立わたり、明けぬとも、夫をば遣らし、待てば術なしや。

朗詠、今様 當時の人好んで詩歌を暗誦し調子をつけて吟詠せり、これを朗詠といふ、古人の詩句、和歌及び今人のをも吟詠することなれば、こゝに例を擧ぐるに及ばず、一條帝の前後甚だ盛に行はれぬ、今様は時流の歌にしてこの期の末に最も流行せり、その始めは佛徳を讀したるもの多かりき、抑も佛家の諷經持誦には殊に音聲の清婉にして聽者の心肝に徹せんことを勉め、衆庶を誘化せんが爲めに人心に入り易き歌を作り、悲歡交湧くもが如くに謠ひて情感を激せしむ、今様はこれより出で、佛敎の趣味を帯びたるもの、多きもこれが爲めなり、その一二をいはし。

熊野の權現は、名草の濱にありたまふ、わかの浦にましますせば、年はゆけとも若王子。

過去無數の諸仙にも、棄てられたるをば如何せん、現在十方の淨土にも、往生すべき心なし、たとひ罪業重くとも、引接し給へ彌陀ぼとけ。

されど漸く今様の盛になるに従ひては四季の景色、男女の情愛、または道中往來のさまざまも歌ひ慶賀の意を述べ、遊女、傀儡、殊に白拍子の舞に用ふることもなりぬ、白河帝の世の今様に

海道下れば波高し、山道と思へば勝れて山巖し、まして北陸道は雪高かんなるものをや、いさく伊勢路にかゝりなむ。

まて白拍子辭の歌へるものに
ありのすさびの悪きだに、ありきの跡は戀しきに、飽かて離れし面影を、何時の世にかは忘るべき、別れの殊に悲しきは、親の別れ、子の別れ、すぐれてげに悲しきは、夫妻の別れなりけり。

白拍子は遊女の一種にして高貴の前に出で、歌舞す、鳥羽帝の頃より世に行はれ、始めは白き水干に立烏帽子を着し、白翰卷の太刀を佩きて舞ひしかば、男舞といへり、藤原通憲(信西)その舞曲を増補して舞妓、禪師に教へ、姿容嫺雅ならねばとて烏帽子刀を脱せしむ、これより白拍子の名あり、平清盛に至りて最もこれを好み、妓王、妓女、佛などの白拍

子を嬖寵せり、鎌倉時代の初めに至りても盛に行はれたりき。
俚歌俗語、ろの中興あるものは催馬樂のうちに入れられたることは既に述べたるが如し。今猶ほろの二三を示さん

挿櫛は十まり七つありしかと、たけくの様の朝にとり、ようさりにとり、取りしかば挿櫛もなしや。

西寺の老鼠、若鼠、御裳、嚙づ、袈裟つんづく、法師に申さん、師に申せく。

これ等は催馬樂のうちに入れたり。承平四年、紀貫之が土佐より舟にて上りける時、船中にて舟子が歌へるは

春の野にてぞ音をば鳴く、わが薄にて手をきるきる摘んだる菜を、親や進食るらん、姑や食ふらん、かへらや昨夜の菜を、偽言をして、除わざをして、鏡ももてこず、おのれだに來ず。

その他一條帝の頃、人々の口占したる歌に

夜は誰とか寝ん、常陸の介と寐ん、寐たる肌もよし。男山の峯のもみぢ葉、さぞ名はたつやく。

京の田舎の早乙女が田を植うる歌に

時鳥よ、おれよ、彼奴よ、巳なきて予我は田に立つ。

また其頃の俗語に



(圖の弓彈藏院倉正寺大東)樂教

いたち笛ふき猿かなづ、いなごまるは拍子うつ、きりぎりす。

猿樂、田樂、これ等は雜藝ともいふべく、主として鄙俗の間に行はれたり。猿樂はもと散樂にて、訓により字を假りて猿樂とも申樂ともかけり、その始め詳ならざれども、思ふに前期既に外國より傳へ、また我邦にて作り出だせるもあるべし。その扮戯一に人をして抱腹せしむるを旨とせり。堀河天皇の朝、内待所の御神樂の夜に、陪從行綱が寒げなる氣色をして膝を股までかき上げ、細脛を露はにし、聲わななかして

よりにく夜の更けて、ざりにく寒きに、ふりちう陰囊を、ありちうあぶらん。

といひて庭燎を十回ばかり走り廻りて人をして絶倒せしめたるは、即ち猿樂の態なり。その枝甚だ雜多にして、就中咒師、侏儒舞、田樂、伎倆子、唐術、品玉輪鼓、八玉、獨相撲、獨變六、無骨有骨、延助、大領の腰支、蝦渡、舍人の足仕、氷上、專當の取袴、山背、大御の指扇、琵琶法師の物語、千秋、萬歳の酒禱、飽腹鼓の胸骨、蠟娘舞の頭筋、福廣聖の袈裟、求妙、高尼の纏袈、乞形、勾當の面現、早職事の皮笛、目舞の翁休、巫遊の氣裝、貌京童の盧左、禮東人の初京上り、拍子男共の氣色事、敢大徳の形勢等、觀る者をして解頤笑絶せしめざるはなかりきといふ。

田樂はこの期に於て生まれり、もと秧苗の時、農人の勞を慰め、業務を勵まさんが爲めに、笛鼓を鳴らして舞ひつ踊りつ、痴態を爲せしより、この名あり。後には其景狀を摸し、また外國より傳へたるものをも交へて自ら一種の舞樂となり、この期の末に至りて大いに行はれたり。永長の初め、都鄙の貴賤上下皆これを喜び、衣裝善美を盡くし、金銀錦繡を飾

りて高足、一足腰鼓、振鼓銅鼓子、編木等を提げて連りに舞踏す、これが爲めに産を盡くすものありて、世人恰も狂するが如し、人或は云ふ、靈孤の所爲なりと、院宮の中にも盛んに行はれたりき。

第二節 嬉遊雜戯

百敷の大宮人は暇あれや、花紅葉をかざして逸樂に耽るこの頃の習なれば、興を催さんがために種々の遊戯を行はれける。遊戯には獨りして心を遣る者も少からねと殊に心を擲ちて前後を忘却するは競技に如くはなし、優劣を争ひて勝敗の決一髪なる時、耳翫し口渴きてほかに何事をかは覺ゆる。されば上流の社會には人々相集まり組を分ちて勝敗を競ふこと大に行はれぬ。當時和歌世に行はれしを以て其優劣を競ふべき歌合せの遊あり、これは仁和中將、御息所の家の歌合、在原行平家の歌合、陽成院歌合などを始めとし、その後和歌の流行に従ひ、寛平中宮歌合、天徳内裏歌合等擧げて數ふべからず。唐詩の優劣を競ふには詩合せあり、唐詩國風を交ふる詩歌合あり、菊合、撫子合、花合、前裁合、種合などいふは、菊撫子などの美はしきを撰び、これに和歌を添へて其優劣を競ふなり。五月五日の頃、齡の長さにとへて、菖蒲の根の長さを争ふを根合といひ、扇の形、それにかきたる繪または歌のこゝろを定むるを扇合といふ。何曾合は歌また詞に謎語をわけ、てその巧拙及びこれを判することの優劣を競ふなり。うの他貝合、繪合、香合等あり。香を弄ぶには二種あり、一は天然の香木を焼くもの、一は種々の香を調合して蒸物としたるものなり。この頃調合したる香を弄ぶこと大に行はれて其種類も一ならず。春は梅花、夏は荷葉、秋は菊花、冬は落葉、その他黒方、侍從、薰衣、香、百和香等さまざまの方ありて、人々馥郁の香、嫺雅の名を争ひき。堀河帝の世に至りて、艶書合の催しあり、男の思の切なる、または女の情の濃やかなることを述べて、綢繆の文詞を競へる。珍しくもまた怪しからぬ遊びなりし。

雙六、圍碁、彈碁は前期より行はれて大いに盛なり、また投壘、擲錢等の遊あり。文學的の遊には探韻、韻ふたぎ、偏つぎあり、探韻とは詩文の句を割きて人毎に一字を別ち興へ、これを韻字として詩を作るなり、韻ふたぎは古詩の韻字を塞ぎ隠してこれを推判せしむるをいふ、また篇つぎとはたとへば木偏と定めては木偏の字を多く案じ出だすを勝とする遊なり、その他あて繪等あり、斯く種々の遊に優劣を競ひ、尙ほ興を増させんとて物を賭し、住家をさへ取らるゝもあり、また負わざとて負けたる方が宴を張りて勝方を饗することもある行はれたりき。扇ひきとは多くの扇を疊みたるまゝにて人に擇びとらすることにて、美しきを得て喜ぶもあり、醜きものにあたりてうち腹立つもありて、後世の闖引、福引の遊に近し。

蹴鞠の遊は大に行はれて技の奥妙に達したるもの少からず。就中大納言成通の如きは殊に鞠を好みてこれに費やしたる日凡そ七千日、病めるときも臥しながら鞠を弄びたりといふ。ある時侍七八人を並び居させ、香をはきながら其肩を踏みて鞠を蹴りたる